

平成 22 年第 3 回定例会

津幡町議会会議録

平成22年 6 月 3 日開会

平成22年 6 月10日閉会

津 幡 町 議 会

津幡町告示第 59 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、平成 22 年第 3 回津幡町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 22 年 5 月 25 日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

1 招集期日 平成 22 年 6 月 3 日

2 場 所 津幡町議会議場

平成22年第3回津幡町議会定例会会議録 目次

1. 招集告示	1
第1号（6月3日）	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程（第1号）	4
1. 本日の会議に付した事件	5
1. 開会・開議（午前10時00分）	6
1. 議事日程の報告	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 会議時間の延長	6
1. 諸般の報告	6
1. 同意第1号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	7
1. 同意第2号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める ことについて	8
1. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	8
1. 議案等上程（議案第39号～議案第57号、承認第3号～承認第17号）	9
1. 議案に対する質疑	14
1. 委員会付託	14
1. 町政一般質問	15
9番 道下政博議員	15
4番 角井外喜雄議員	23
1. 休憩（午前11時57分）	28
1. 再開（午後1時00分）	28
3番 森山時夫議員	28
1番 荒井 克議員	30
11番 南田孝是議員	35
6番 塩谷道子議員	39
1. 休憩（午後2時49分）	47
1. 再開（午後3時05分）	47
5番 酒井義光議員	47
2番 中村一子議員	51
1. 閉 議（午後4時11分）	60

第2号（6月10日）

1. 出席議員、欠席議員	61
1. 説明のため出席した者	61
1. 職務のため出席した事務局職員	61
1. 議事日程（第2号）	62
1. 議事日程（追加第1号）	62
1. 本日の会議に付した事件	62
1. 開 議（午後1時30分）	63
1. 議事日程の報告	63
1. 会議時間の延長	63
1. 議案等上程（議案第39号～議案第57号、承認第3号～承認第17号、 請願第11号～請願第15号、陳情第3号～陳情第4号）	63
1. 委員長報告	63
1. 委員長報告に対する質疑	66
1. 討 論	66
1. 採 決	70
1. 休 憩（午後2時16分）	72
1. 再 開（午後2時17分）	72
1. 議会議案上程（議会議案第7号～議会議案第10号）	72
1. 趣旨説明の省略	72
1. 質 疑	72
1. 討 論	72
1. 採 決	72
1. 閉会中の継続調査	73
1. 閉議・閉会（午後4時23分）	73
1. 署名議員	74

平成 22 年 6 月 3 日 (木)

○出席議員 (18 名)

議 長	谷 口 正 一	副議長	南 田 孝 是
1 番	荒 井 克	2 番	中 村 一 子
3 番	森 山 時 夫	4 番	角 井 外喜雄
5 番	酒 井 義 光	6 番	塩 谷 道 子
7 番	多 賀 吉 一	8 番	向 正 則
9 番	道 下 政 博	10 番	鈴 木 準 一
13 番	山 崎 太 市	14 番	洲 崎 正 昭
15 番	長谷川 恵 子	16 番	河 上 孝 夫
17 番	谷 下 紀 義	18 番	中 田 健 二

○欠席議員 (0 名)

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	矢 田 征 夫
総 務 部 長	坂 本 守	総 務 課 長	長 和 義
企画財政課長	岡 本 昌 広	監 理 課 長	大 田 新太郎
税 務 課 長	河 上 孝 光	町民福祉部長	焼 田 新 一
町民児童課長	瀧 川 嘉 孝	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	板 坂 要	環境安全課長	竹 本 信 幸
産業建設部長	川 村 善 一	産業経済課長	榊 田 和 男
都市建設課長	岩 本 正 男	上下水道部長	村 田 善 紀
料 金 課 長	太 田 和 夫	上下水道課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	北 野 力	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	大 坂 茂	消 防 長	高 森 良 昭
消 防 次 長	國 本 学	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	藤 本 英 幸	学校教育課長	八 田 信 二
生涯教育課長	宮 川 真 一	河北中央病院事務長	東 本 栄 三
河北中央病院事務課長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議会事務局長補佐	高 山 真由美
総務課長補佐	田 中 健 一	行 政 係 長	田 中 圭
財 政 係 長	杉 田 純 也		

○議事日程（第１号）

平成22年６月３日（木） 午前10時開議

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 会期の決定

日程第３ 諸般の報告

日程第４ 同意第１号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
（質疑・討論・採決）

日程第５ 同意第２号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
（質疑・討論・採決）

日程第６ 諮問第１号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
（質疑・討論・採決）

日程第７ 議案等一括上程（議案第39号～議案第57号、承認第３号～承認第17号）
（質疑・委員会付託）

議案第39号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第２号）

議案第40号 平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第41号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

議案第42号 平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第43号 平成22年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算
（第１号）

議案第44号 平成22年度津幡町水道事業会計補正予算（第１号）

議案第45号 津幡町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一
部を改正する条例について

議案第46号 津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第48号 津幡町税条例の一部を改正する条例について

議案第49号 津幡町職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第50号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第51号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について

議案第52号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例について

議案第53号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について

議案第54号 町道路線の認定について

議案第55号 町道路線の廃止について

議案第56号 請負契約の締結について（津幡北部地区放課後児童交流施設建設工
事（まち交））

- 議案第57号 請負契約の締結について（地域交流センター（まち交）新築工事（建築））
- 承認第3号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第9号））
- 承認第4号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第10号））
- 承認第5号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 承認第6号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第3号））
- 承認第7号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町老人保健特別会計補正予算（第2号））
- 承認第8号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））
- 承認第9号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））
- 承認第10号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））
- 承認第11号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 承認第12号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））
- 承認第13号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号））
- 承認第14号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号））
- 承認第15号 専決処分の報告について（津幡町税条例の一部を改正する条例について）
- 承認第16号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 承認第17号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第1号））

日程第8 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開会・開議＞

○議長【谷口正一君】 ただいまから、平成22年第3回津幡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、定数18名中、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

＜会議録署名議員の指名＞

○議長【谷口正一君】 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において9番 道下政博議員、10番 鈴木準一議員を指名いたします。

＜会期の決定＞

○議長【谷口正一君】 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの8日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月10日までの8日間と決定いたしました。

＜会議時間の延長＞

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜諸般の報告＞

○議長【谷口正一君】 日程第3 諸般の報告

をいたします。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付してあります。

次に、町長から地方自治法第180条第1項の規定による

報告第2号 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（準用河川舟橋川河川改修（まち交その6）））。

地方自治法施行令第146条第2項の規定による

報告第3号 平成21年度津幡町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による

報告第4号 津幡町土地開発公社の事業報告及び決算について。

報告第5号 津幡町土地開発公社の事業計画及び予算について。

報告第6号 財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について。

報告第7号 財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業計画及び予算について。

報告第8号 株式会社ティタスティの経営状況報告及び決算について。

以上、報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第11号から請願第15号までならびに陳情第3号および陳情第4号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条および第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により平成22年3月分および4月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜同意第1号上程＞

○議長【谷口正一君】 日程第4 同意第1号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔町長 矢田富郎君 登壇〕

○町長【矢田富郎君】 本日ここに、平成22年第3回津幡町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

昨日、突然鳩山総理大臣が辞意を表明されました。明日にも新しい内閣が誕生するようであります。新たな内閣には厳しい経済状況下にある中、経済対策と地方の振興のため大きな力を発揮されることを期待するものでございます。

さて、去る4月25日、町長に就任以来、国や県の機関を初め近隣自治体などへの就任あいさつ、また、関係するいろいろな会合への出席など多忙な毎日が続き、はや一か月余が過ぎました。

そうした中で、多くの方々から激励の言葉や町の今後のさらなる発展を期待されている声をいただき、町長として今後の町政運営の責任がいかに重いものであるか、改めて強く感じている次第であります。

さきの4月議会臨時会におきまして、町政運営の基本的な考えを示させていただきましたが、今後とも議員の皆さまを初め町民の皆さまのご意見を伺いながら「住んでよかったと実感できる津幡町」の推進に全力を挙げてまいりたいと思っております。この基本的な考え方を推進するため、町の抱える課題に一つずつ対応していく決意を新たにしているところでございます。

さて、さきの町長選挙でマニフェストをお示ししましたが、その中に行財政改革、福祉・教

育、産業・雇用、観光・交流の四本柱を掲げさせていただいております。そのことを、いわゆる肉づけとなる今回の補正予算で少しでも盛り込めないか考慮させていただきました。

中でも安心安全対策として、土砂災害ハザードマップの作成、古くなった津幡分団消防ポンプ車と消防本部高規格救急車の更新、衛生面ではワクチンの効果が見込まれる小学6年生から中学3年生の女子を対象とした子宮頸がんの予防接種や乳幼児へのインフルエンザ、ヒブ、さらに乳幼児と高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種などに対する町単独の助成金を創設する予算を計上させていただきました。

また、観光交流の一環として、津幡町を全国に発信できるきっかけとなる「木曾義仲」を題材としたNHK大河ドラマ化推進費用も盛り込ませていただいております。

このほかにも、後ほど一般議案の中でも説明させていただきますが、お示ししたマニフェストの実現に向けて一歩ずつ財政面を含め工夫してまいりますのでよろしくお願いいたします。

先月の5月26日に行われました「チャレンジデー」は、今回で3回目の参加となりました。ことしの「チャレンジデー2010」は、一日中ぐずついた天候にもかかわらず、議員の皆さまを初め町民の皆さま、町内事業所の多数のご参加をいただきました。おかげさまで町民の60.5パーセントに当たる皆さまにご参加いただき、対戦相手でありました岡山県赤磐市の37.0パーセントに対し大差で勝利することができました。町民の皆さまには、このチャレンジデーをきっかけに気軽にスポーツにチャレンジし、運動の日常化と健康意識を高めていただければ幸いです。あると思っております。

また、5月末で会計閉鎖いたしました平成21年度の津幡町一般会計の収支は、実質収支で約1億8,000万円の黒字となりました。これも議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力のたまものと心から御礼申し上げる次第で

ざいます。

それでは、本議会にご提案申し上げた議案のうち、人事案件からご説明をさせていただきます。

同意第1号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、6月25日をもって任期満了となります松村和雄氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議願います。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 本案に対する質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、同意することに決しました。

<同意第2号上程>

○議長【谷口正一君】 日程第5 同意第2号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔町長 矢田富郎君 登壇〕

○町長【矢田富郎君】 ただいまは、津幡町公平委員会委員の選任につきご同意を賜り、ありがとうございます。

続きまして、**同意第2号** 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本案は、6月26日をもって任期満了となります池田國男氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 本案に対する質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、同意することに決しました。

<諮問第1号上程>

○議長【谷口正一君】 日程第6 諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める
ことについてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔町長 矢田富郎君 登壇〕

○町長【矢田富郎君】 今ほどは、津幡町固定
資産評価審査委員会委員の選任につきご同意を
賜り、ありがとうございました。

続きまして、諮問第1号 人権擁護委員の候
補者推薦につき意見を求めることについてでご
ざいます。

本諮問は、平成22年9月30日で任期満了とな
ります小幡隆徳氏を引き続き推薦いたしたく、
人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議
会の意見を求めるものでございます。よろしく
お願いいたします。

＜質 疑＞

○議長【谷口正一君】 本案に対する質疑はあ
りませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○議長【谷口正一君】 これより討論に入りま
す。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○議長【谷口正一君】 これより採決いたしま
す。

お諮りいたします。

諮問第1号は、異議なき旨答申することにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議なき旨答申する
ことに決しました。

＜議案等上程＞

○議長【谷口正一君】 日程第7 議案等上程
の件を議題とし、議案第39号から議案第57号ま
でおよび承認第3号から承認第17号までを一括
上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔町長 矢田富郎君 登壇〕

○町長【矢田富郎君】 ただいまは、人権擁護
委員の候補者推薦につき異議なき旨の答申を賜
り、ありがとうございました。

次に、一般議案につきまして、その概要を説
明いたします。

議案第39号 平成22年度津幡町一般会計補正
予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ6億3,224万
5,000円を追加するものであります。

歳入の主なものを説明いたします。

14款国庫支出金1億4,610万円は、町道の改
良工事や消雪施設、橋梁の耐震化などに資する
社会資本整備総合交付金および地域再生計画道
整備交付金などであります。

15款県支出金1億2,054万2,000円は、緊急雇
用創出事業や中山間地域総合整備事業および林
道開設事業などの農林水産業費補助金を初め、
子育て支援対策臨時交付金、急傾斜地崩壊対策
事業および石油貯蔵施設立地交付金などであり
ます。

18款繰入金1億5,224万9,000円は、財源調整
のための財政調整基金からの繰入金および大河
ドラマ誘致推進事業等に係る地域づくり推進事
業基金からの繰入金であります。

19款繰越金1,419万5,000円は、21年度一般会
計決算に係る純繰越金の一部を見込んだもので
あります。

21款町債1億8,520万円は、社会資本整備総
合交付金を初めとした道路整備事業や県営街路
事業に係る土木債ならびに県営土地改良事業お
よび林道開設事業に係る農林水産業債でありま

す。

続いて、歳出の主なものを説明いたします。

2 款総務費986万5,000円の主なものは、社会資本整備総合交付金を活用する土砂災害ハザードマップの作成費で、平成20年度に作成した洪水ハザードマップに続き、中山間地域や急傾斜地などにおける町民の安心安全を図るものがあります。さらに、町税における手続きをインターネットを利用して行えるよう、電算システムの整備費を計上いたしました。

3 款民生費364万8,000円は、太白台小学校区放課後児童健全育成施設の増築に当たり、既存施設との連携を行うために必要な設備費等があります。

4 款衛生費2,694万5,000円は、環境・エネルギー分野を対象として民間公募により雇用・就業機会をつくり出すための民間提案型雇用創出事業費およびワクチンの効果が見込まれる小学6年生から中学3年生の女子を対象とした子宮頸がんの予防接種や乳幼児へのインフルエンザ、ヒブ、乳幼児や高齢者に対する肺炎球菌ワクチンなどに対する町単独の助成金などでございます。

6 款農林水産業費 1 億6,921万6,000円は、竹橋地区および河合谷地区は場整備ならびに興津地区および八ノ谷地区ため池改修に係る県営土地改良事業に対する負担金を初め、河内地区は場整備および越中坂地区の水門改修等の中山間地域総合整備事業費ならびに総合交流型宿泊施設管理運営基金積立金および林道開設事業費などであります。

8 款土木費 3 億5,877万6,000円は、町道川尻17号線ほか7路線において、歩道設置などの道路改良工事や町道津幡2号線ほか1路線の消雪施設設置、町道太田領家線の川尻大橋耐震化修繕などのほか町管理道路橋における橋梁長寿命化修繕計画の策定など、社会資本整備総合交付金および地域再生計画道整備交付金事業等を活用して町道の整備や維持修繕等を行うものであ

ります。

9 款消防費5,090万5,000円は、社会資本整備総合交付金を活用し、配備以来10年以上経過しております津幡分団消防ポンプ車および消防本部の高規格救急車を更新するほか、石油貯蔵施設立地交付金による救急救助および消防用資機材の購入など、町民の安心安全に寄与するものでございます。

10 款教育費758万6,000円は、開館5周年を迎える文化会館の記念事業費の増額や英田小学校の地盤沈下調査業務費、小中学校の図書費の増額などが主なものであります。

第2表地方債補正は、道路整備事業（まちづくり交付金）ほか3件の限度額を変更し、県営土地改良事業ほか10件を追加するものであります。

議案第40号 平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本補正は、国庫補助モデル事業による介護予防特定高齢者施策事業および県指定補助事業による認知症安心ネットワーク推進事業を行うもので、歳入歳出それぞれ101万4,000円を追加するものであります。

議案第41号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本補正は、歳入歳出それぞれ2億5,730万円を追加するもので、事業の促進を図るため、杉瀬地区などにおける污水管渠13.9ヘクタールを追加整備するものであります。

第2表地方債補正は、公共下水道事業について、表のとおり限度額を変更するものであります。

議案第42号 平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本補正は、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加するもので、農業集落排水施設全般にわたる長寿命化計画策定費が主なものであります。

第2表地方債補正は、農業集落排水事業について、表のとおり限度額を変更するものであり

ます。

議案第43号 平成22年度津幡町国民健康保険
直営河北中央病院事業会計補正予算（第1号）。

本補正は、医局や事務課などが入る管理棟の耐震補強工事およびオーダリングシステム整備のため、資金的収入で6,450万円、資金的支出で1億2,278万5,000円を増額補正するものであります。

議案第44号 平成22年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、加賀爪地内ほか3地区における老朽管更新事業および公共下水道事業に伴う配水管布設替えの設計委託により、資金的収入において6,500万円を増額し、資金的支出において6,900万円を増額するとともに、老朽管更新事業ほか1事業に係る企業債について、表のとおり追加するものであります。

議案第45号 津幡町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、時間外勤務代休時間および振替代休を、職員団体のための職員の制限の特例として、職員団体の活動に充てることができるようにするものであります。

議案第46号 津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正および地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、家族を構成する男女が家庭生活における責任をお互いに担いつつ、仕事と生活の調和を図れるような勤務環境を整備するため、規定の整理および追加を行うものであります。

議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改

正および地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、少子化対策の観点から、仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、規定の整理および追加を行うものであります。

議案第48号 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、たばこ税の改正に伴い、国および地方を合わせて1本当たり3.5円の税率を引き上げるものおよび所得税法および地方税法の一部改正により年少扶養控除が廃止されたことに伴い、扶養親族情報の収集の仕組みを条例で定めるものならびに小額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置に対応するため、住民税の所得計算の特例としてその他の株式譲渡所得等と区分する規定を創設するものであります。

議案第49号 津幡町職員定数条例の一部を改正する条例について。

本案は、消防職員について、現在、消防通信指令業務の共同運用等により金沢市消防指令センターや県消防航空隊などに職員を派遣している関係から、出動が重なった場合などは非番員を招集して対応しているところであり、重ねて近年は救急出動や行方不明者捜索などによる非番招集が日常化しているため職員の負担が大きく、消防長の事務部局の職員定数を現在の40人から46人に改正するものであります。

議案第50号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について。

本案は、住宅用防災警報器等の設置免除および個室型店舗における避難経路の確保を規定することならびに固体酸化物型燃料電池設備の実用化に伴い位置、構造および管理の基準について関係条項をそれぞれ整備するものであります。

議案第51号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、本年4月から住吉保育園が民間に移行したことに伴い、改正するものであります。

議案第52号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、施設利用料の1人部屋の料金改定および2人部屋について現在2人部屋を1人で使用する場合において設定されていたものを、あらかじめ定められた2人部屋について適用させるとともに料金を改定するものであります。

議案第53号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について。

本案は、県水の減額にあわせ、経済状況をも踏まえて7月1日より上水道給水使用料金を基本水量の定めのある基本料金を100円引き下げ、超過料金について各設定された水量のうち1立方メートル当たり5円から10円引き下げるものであります。

議案第54号 町道路線の認定について。

本認定は、町道庄能瀬線の一部を道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものであります。

議案第55号 町道路線の廃止について。

本案は、町道庄能瀬線の一部を道路法第10条第3項の規定により、廃止するものであります。

議案第56号および議案第57号は請負契約の締結についてであります。

議案第56号は、津幡北部地区放課後児童交流施設建設工事について、5,549万2,500円で株式会社岡田工務店が制限付き一般競争入札により落札。

議案第57号は、地域交流センター新築工事（建築）について、1億9,687万5,000円で岡・DEN特定建設工事共同企業体が制限付き一般競争入札により落札。

以上2件については、現在仮契約を締結中ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当しますので、本議会の承認をお願いするものであります。

承認第3号 専決第5号 平成21年度津幡町

一般会計補正予算（第9号）について。

本専決は、町議会議員補欠選挙のため、歳入歳出それぞれ78万7,000円を増額補正したものであります。

承認第4号 専決第6号 平成21年度津幡町一般会計補正予算（第10号）について。

本専決は、年度末計数整理などのため、歳入歳出それぞれ5,255万1,000円を増額補正したものであります。

歳入の主なものは、2款地方譲与税990万円の増額、4款配当割交付金514万円の減額、8款自動車取得税交付金941万6,000円の減額、10款地方交付9,695万2,000円の増額、14款国庫支出金1億1,765万9,000円の増額、15款県支出金989万円の減額、18款繰入金1億6,721万2,000円の減額、21款町債1,000万円の増額などであります。

歳出の款別では、2款総務費の財政調整基金積立金に係るものおよび8款土木費の公共投資臨時交付金に係る公共下水道事業特別会計繰出金以外はいずれも減額で、各種事業の確定に伴う計数整理などであります。

第2表繰越明許費補正は、庁舎施設修繕事業ほか13事業につきまして表のとおり事業費を変更し、4事業について追加したものであります。

第3表地方債補正は、県営土地改良事業ほか10事業について限度額をそれぞれ変更し、総額で1,000万円を増額したものであります。

承認第5号 専決第7号 平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、年度末計数整理などのため、歳入歳出それぞれ1億1,950万3,000円を減額補正する専決処分をしたものであります。

承認第6号 専決第8号 平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、年度末計数整理などのため、歳入歳出それぞれ40万円を減額補正する専決処分を

したものであります。

承認第7号 専決第9号 平成21年度津幡町老人保健特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、年度末計数整理などのため、歳入歳出それぞれ606万7,000円を減額補正する専決処分をしたものであります。

承認第8号 専決第10号 平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、年度末計数整理などのため、歳入歳出それぞれ1,120万9,000円を減額補正する専決処分をしたものであります。

承認第9号 専決第11号 平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号）について。

本補正は、年度末計数整理などのため、歳入歳出それぞれ1億3,773万3,000円を減額補正する専決処分をしたものであります。

承認第10号 専決第12号 平成21年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、年度末計数整理などのため、歳入歳出それぞれ30万3,000円を減額補正する専決処分をしたものであります。

承認第11号 専決第13号 平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、年度末計数整理などのため、歳入歳出それぞれ16万4,000円を減額補正する専決処分をしたものであります。

承認第12号 専決第14号 平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、年度末計数整理などのため、歳入歳出それぞれ434万5,000円を減額補正する専決処分をしたものであります。

承認第13号 専決第15号 平成21年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、年度末計数整理などのため、歳入

歳出それぞれ153万8,000円を減額補正する専決処分をしたものであります。

承認第14号 専決第16号 平成21年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号）について。

本補正は、年度末計数整理などのため、収益的収支でそれぞれ9,000円の減額、資本的収支で2,778万8,000円を減額、資本的支出で2,610万円を減額補正するとともに、老朽管更新事業ほか3事業に係る企業債について、表のとおり変更する専決処分をしたものであります。

承認第15号 専決第17号 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本専決は、地方税法の改正に伴い、公的年金等の所得に係る住民税の徴収方法の見直しなどについて改正したものであります。

承認第16号 専決第18号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本専決は、地方税法の改正に伴い、保険税課税限度額について改正したものであります。

承認第17号 専決第19号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ291万3,000円を追加したもので、4月11日執行の町長選挙にあわせて同日に選挙執行となった町議会議員補欠選挙費について専決処分したものであります。

承認第3号・専決第5号の専決につきましては平成22年3月17日に、承認第4号・専決第6号から承認第16号・専決第18号の専決につきましては平成22年3月31日に、承認第17号・専決第19号の専決につきましては平成22年4月1日に、それぞれ地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものであります。

以上、本議会にご提案を申し上げた全議案および専決承認案件の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜ります

ようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「議長、2番 中村」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 2番 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 さきほど、町長から議案に関する説明をいただきました。議案第39号平成22年度津幡町一般会計補正予算について質問させていただきます。

いただいた資料によりますと、今回一般会計補正額は6億3,224万5,000円を追加とするということになっております。そのうちの土木費が3億5,877万6,000円となっております。つまり、補正額の半分以上が土木費となっております。

一方、町債はと見ますと、町債の補正額は1億8,520万円、平成22年度の予算としては19億2,370万円となります。前年度予算と比べますと、前年度は17億6,940万円でしたので、大体8.7パーセントの増となっております。町債の補正額1億8,520万円の内訳を見ますと、土木債が1億4,910万円。主なものは道路橋梁債ということになっております。そして、農林水産業債が3,610万円で、合計町債の補正額は1億8,520万円ということです。

補正額の全体の半分以上を土木費が占め、土木費のうちの約半分弱ぐらいが土木債ということで、何かこの事業についての緊急性等を含めて、重要性があるかと思しますので、その点について説明していただきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 中村議員の議案に対する質疑にお答えをいたします。

今回の補正は、町長が冒頭でも申しましたよ

うに、また、3月定例会のときに、町長選挙の絡みで当初補正は準通年型予算ということで、緊急以外のものの政策的経費につきましては、次の町長にゆだねるということでさきの町長からあったかと思います。

今回は、何回も言いますが、さきほど町長からもございましたように、肉づけの予算でございます。

中身的に申しますと、議案にも書いてありますが、当初予算で政策的経費の中では旧まちづくり交付金事業、この件につきましては、当初の事業計画が22年度までで終わるということで、政策的経費ではございますが当初予算に反映されたものでございます。

今回のものについては、地方債補正等を見ていただきたいんですが、特に道路では、社会資本整備総合交付金という名前に変わりまして、旧地域活力創造基盤、それからもとの政策的経費でございましたまちづくり交付金事業以外の道路整備事業について今回補正をしたもので、道路事業に対するウエートが高いものでございます。

もう一つ言うならば、いわゆる農林事業も同様でございまして、県営土地改良事業、林道事業等につきましても同様で、政策的経費ということで当初持っておりませんので、今回肉づけとして、新しい町長が政策的経費として、補正予算案として対応したものでございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○議長【谷口正一君】 ただいま議題となっております議案第39号から議案第57号までおよび承認第3号から承認第17号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜町政一般質問＞

○議長【谷口正一君】 日程第8 これより一般質問を行います。

なお、本定例会の一般質問は、一問一答で行います。

質問時間は、1人30分といたします。質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。それでは、通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 矢田富郎新町長が誕生された初の議会で、最初の質問者として立てることを大変光栄に思います。よろしくお願いいたします。

改めて、矢田新町長、ご就任おめでとうございます。

新町長に向けられた町民からの期待は大変大きいことを感じておられると思いますし、また大変な注目を浴びていることも間違いないと思います。

そんな中、矢田新町政の施策が矢継ぎ早に新聞記事に掲載をされておりました。内容を見て、その勢いに私は大変驚きを感じました。津幡町の記事が新聞紙上に連日小気味よいリズムで掲載されている紙面を、私と同様に多くの町民は、また、県民は毎日楽しみにしながら新聞を開いているものと思っています。津幡町は新体制になって、いよいよさらなる発展に向けて動き始めたなどの感を強くしているのではないのでしょうか。

5月31日の新聞では、木曾義仲と巴御前の大河ドラマの誘致推進シンポジウムを本年12月23日にシグナスで開催すること、そして、これまで私が提案しておりました「ゆるキャラ」のピンバッジや着ぐるみ、記念撮影用看板の制作、観光看板の設置も計画しているとの内容であり

ました。また、6月1日の新聞には、地元産木材の消費拡大と定住促進を図るために、町内で住宅を新築、購入する住民に最大60万円の奨励金制度の新設をと載っております。6月2日には、予防接種に助成制度をとということで、子宮頸がんワクチン接種に1回6,000円の補助を、ほかに肺炎球菌ワクチン接種等に補助をとの矢継ぎ早な施策に心躍る気分になります。

いよいよ、矢田新町長の手腕が発揮される舞台が用意されたと、大きな期待をいたしておりますことを伝えさせていただきまして、本題の一般質問に入らせていただきます。

まず、最初の一般質問でございますが、津幡町で木曾義仲と巴御前のNHK大河ドラマ誘致推進の近県サミットの開催をとということで提案をさせていただきます。

昨年6月、津幡町議会全員で大河ドラマ誘致推進特別委員会が設置され、はや1年が経過いたしました。その間、いろいろな場所を視察し、多くの歴史も勉強させていただいておりますが、まだまだ町内や県内、また、国内での盛り上がりはまだまだであると感じております。

現状で、県単位で木曾義仲と巴御前的大河ドラマ誘致に手を挙げているのは、長野県と富山県のまだ2県のみと聞いております。

また、小さい単位での交流が少しずつ動き始めているようではありますが、まだまだだと思います。

そこで、1番目の提案であります、もっともっと大河ドラマ誘致の機運を盛り上げるためには、インターネットの活用にも積極的な取り組みをする必要があるのではないかと考えますので、提案をさせていただきます。

近ごろは、ツイッターが大流行しておりますように、一つの情報を瞬時に世界中に広げることができるネットの活用は、情報社会においては欠かせない時代となっております。昨日まで携帯電話の一セールスマンだった一人の男性が、1日で世界中の人々が知る人気歌手になるよう

な例もありますように、ネットの力は想像以上であります。

具体的には、義仲と巴御前の物語を作成し、漫画化、もしくは、アニメ化し、インターネットで配信するような動きを付けてネット上でのPRを積極的に行い、スピードの速い媒体で話題をつくり上げることは大変有効であると思います。そして、いち早く義仲と巴御前のブームをつくり上げる必要があると考えますので提案をしたいと思います。

2番目には、木曾義仲と巴御前、また木曾義仲にゆかりのある武将を登場させる（仮称）イケメン戦国武将隊を誕生させ、ブームの火つけ役となるような活躍の場を設定してはどうでしょうか。

名古屋では、今話題のイケメン武将隊「名古屋おもてなし武将隊」が県内外で活躍し話題を呼んでおり、テレビでも多く紹介をされております。

ここで、名古屋おもてなし武将隊とは何かについての紹介文をご紹介します。

「名古屋は多くの戦国武将を輩出した「武将の聖地」であります。

そこで、名古屋おもてなし武将隊は開府400年にあわせて、名古屋の魅力を全国に伝えるため、名古屋にゆかりのある武将6人（織田信長・豊臣秀吉・徳川家康・加藤清正・前田利家・前田慶次）と4陣笠隊で結成いたしました。

主な活動内容といたしましては、毎日、名古屋城にて観光客のお出迎え、観光案内、記念撮影などの「おもてなし」を行っております。

また、週1回は戦国時代の様子が肌身で感じられる「おもてなし演武」や各武将に関連した「武将クイズ」も実施しておりますので、ぜひとも武将たちとともに歴史ある名古屋を大いにお楽しみください」との内容となっております。

参考資料といたしましては、ネットですが、YouTube動画で「名古屋おもてなし武将隊結成式」があります。これをご覧いただければ、ま

た参考になると思います。また、名古屋おもてなし武将隊ブログのプロフィール欄ものぞいていただきたいと思います。

今、テレビでは大河ドラマ「龍馬伝」が人気で、その主人公である坂本龍馬役のイケメン俳優福山雅治さんの人気と、空前のイケメンブームも相まって、この武将隊が注目をされております。その武将ブームとイケメンブームを利用したのが名古屋おもてなし武将隊であります。

聞くとところによりますと、その武将隊のメンバーは市の職員だとのことであります。

この隊のスケジュールは、武将出陣表としており、武将Cafeも設けてあります。

メニューには「今月の戦国武将丼」、「武将コルマメ“納豆”ピザ」や「武将なごやんパフェ」、さらに「信長カクテル」、「秀吉カクテル」、「家康カクテル」等々、徹底したPRぶりであり、商売っ気たっぷりであります。それでいいのだと私は思います。ぜひ参考にしながら、津幡町でもいち早い取り組みをお願いしたいと思います。

3番目に移ります。

津幡の町で「木曾義仲と巴御前のNHK大河ドラマ誘致推進のための近県サミット」の開催を提案します。

以上のように、漫画化やアニメ化をしたり、（仮称）イケメン武将隊を結成しようとすると、とても津幡町だけでは財政的に大変であることは言うまでもありません。そこで、でき得れば津幡町がその中心となって提案し、地理的にも中心位置にあるメリットを生かし、サミットの開催地として名乗りを上げ、各県からの意見を聞き、協力を協議し進めていければ大変すばらしい結果となるのではないのでしょうか。ぜひ実現できますよう期待をし、提案したいと思います。

また、個人的には、県議会議員の方にも応援をいただく流れをつけていきたい、こういうふうに考えております。

矢田町長より取り組みのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

私のほうから町長に2点について質問をさせていただきます。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 道下議員の津幡町で木曾義仲と巴御前のNHK大河ドラマ誘致推進の近県サミットの開催をとのご質問にお答えいたします。

津幡町大河ドラマ誘致推進協議会、実行委員会では、本年3月16日、東京NHK放送センターおよびNHK金沢へ要望書を提出してまいりました。

本年度は、道下議員のゆるキャラ作成のご提案もあり、デザインとネーミングを5月末を期限として募集したところでございます。この募集に当たりまして、募集要項を広報つばたや町ホームページにも掲載いたしました。

インターネットの活用も積極的にとのご意見でございますが、ゆるキャラ募集におきましても、ホームページでの配信効果からか、町外の方からも多数の応募がございました。インターネットでのPR効果を再認識しているところでございます。

誘致推進協議会ならびに実行委員会に参加いただいております町の観光ボランティアガイドの皆さんには、町民のご理解と町一体となった機運の向上のため、公民館単位での義仲に関する講座等を各公民館へお願いし、順次開催していただいているところでございます。

さらなるブームを起こすために、シンボルとなるゆるキャラを早急に決定し、着ぐるみやキャラクターグッズの作成に取り組み、ホームページ、広報、ケーブルテレビへの掲載も含め、今後開催されるイベントなどにも活用してまいりたいと考えております。

次に、津幡町での近県サミットの開催を提案するとのご意見でございますが、他県では県単位ですでにさまざまな誘致推進に取り組んでお

られます。

石川県の状況は、県と木曾義仲ゆかりの市町との連携について、当議会の谷口議長を中心に精力的に働きかけを行っていただいて、ご理解をいただいているところであります。

ただいまのところ、津幡町のみが組織を立ち上げ、積極的に取り組んでいる状況でございます。本町といたしましては、誘致実現に向け、この推進運動をさらに全国規模へ展開するため、まず県内が一つにまとまるのが最も重要と考えております。このため本町におきまして、本年12月に県内ゆかりの地の自治体が集うシンポジウムの開催を計画しております。

その内容につきましては、地元有識者を迎えた誘致についてのディスカッションを初め、義仲や巴御前に詳しい作家による講演、さらに、県および県内ゆかりの地と小矢部市に協力をいただき、各地の史跡や取り組みを紹介するものでございます。この企画により、県内全域に大河ドラマ誘致の機運を拡大し、他県との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ブームの火つけ役となるイケメン戦国武将隊を誕生させ、活躍の場をとのご意見でございますが、誘致に向けた取り組みとして大変意義があるというふうに考えており、今後、石川県や県内ゆかりの地である自治体が連携した上で、そのような活動もできないか検討してまいりたいと存じますので、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 引き続き、力強い形で推し進めていただければと思っています。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目の質問は、屋内温水プール構想の内容について伺います。

前町長時代より、何度も質問を行ってまいりましたが、これがなかなか実現のめどが立ちませ

ん。もちろん財政が厳しいので、当たり前といえそうなのでありますが、何とかめどは立たないものかと願っておりましたところ、町長選の選挙公約として新矢田町長は打ち出されました。

率直に言って、すぐに実現してくださいとはなかなか言いがたいところではありますが、そんな簡単にできるとは思っておりませんので、誤解のないようお願いをいたします。ただ、できればこれからの4年間の中で、せめて方向性とめどがつけばいいかなと考えておりますので、ぜひ津幡町民の一番の願いである屋内温水プールの実現に向けて計画を進めていただきたいと思います。

必要性については、幼児や児童の健康や体力づくり、青壮年のスポーツに、高齢者の健康、体力づくりの必需品として、これからの時代なくてはならないアイテムであると考えられると思います。特に、運動不足から起こる肥満対策に、また、関節に負担をかけずに高齢者の筋力を回復させるには絶大な効果がある水中歩行ができる温水歩行用流水プールを備えたものであるべきであると思います。

間違いなく高齢化を迎えるこれからの時代を見据えた対策を打つためにも、実現をしていただきたいと思います。

そこで、現段階での町長の屋内温水プール実現に向けた率直な考え方をお聞きしたいと思います。

1 番目に、屋内温水プールの設置目的の一番の理由をお聞かせください。

2 番目には、プールの運営方法について、成功のかぎは何だとお考えでしょうか。

3 番目、おおよその計画概要があれば、考え方をお聞かせいただきたい。

4 番目には、おおよその設置目標年度はいつごろでしょうか。

以上4点について、矢田町長より考え方をお聞かせいただきたいと思いますのでよろしくお

願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 屋内温水プール構想の内容につきましてのご質問にお答えいたします。

最初に、プール建設の一番の目的は何かとのことですが、現代社会における少子高齢化の進展により、個々の住民が健康で元気に暮らす重要性がますます高まっております。その中で、子どもたちが元気に体を動かし、中高年においては、介護よりも介護予防、治療よりもまず予防というように、病気にならないような生活の工夫が必要でございます。

そのために、良質な運動環境を提供し、町民の皆さまの健康増進と体力の向上を図っていただくことが大きな目的でございます。具体的に申しますと、プールに入ることによる水の抵抗は、相当な運動量を要し、短時間でエアロビクスの効果を得ることができますし、水の浮力により体重の負担が軽くなることから高齢者の方でも運動が行いやすくなります。

さらに、ほかのスポーツを行った後のプールでの運動は、偏った使われ方をした筋肉を全体的に動かすことにつながることから、調整機能が働き疲労回復にもつながると聞いております。

次に、プールの運営について成功のかぎは何かということでございますが、やはり町民の皆さまが世代間を超えて使えるような、魅力ある施設をいかに効率的に運営できるかが大きなウエートを占めると考えます。

町の直営とした場合、他の施設を見ても建設費10億円程度は必要だと考えられますが、残念ながら現段階では、社会資本整備総合交付金事業となった旧まちづくり交付金の4割交付以外に、有利な国の財源は見当たりません。しかし、私がこれまで石川県議会議員や各種団体の役員として培ってきたいろんな人脈や県との関係を大いに生かしながら、民間企業の誘致なども視野に入れて、積極的に交渉、活動をし、さまざまな可能性を探りながら、室内温水プールの立

地を目指してまいりたいと考えております。

建設後の運営につきましても、建設方法により異なってくることから、建設とあわせて検討してまいりたいと考えております。

計画概要および設置目標年度につきまして、現在のところお示しするものはございませんが、具体的な計画が出てきた時点で議員の皆さまにもご説明を申し上げたいと考えております。

目下のところは、町が直営で建設することを想定して津幡町第四次総合計画に掲載した平成25年度から26年度に建設という期限を実現できるように努力してまいりたいと考えております。

国や県の有効な財源の有無を再度検証しながら、仮に直営による建設となった場合でも耐えられるような財政状況を築くよう努める一方で、さきにも申しましたように、町長として精力的に活動し、民間企業等の誘致に力を入れ、町の負担を極力軽減するように努力してまいりますので、議員の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

前向きなご答弁をいただいたと受けとめています。ぜひとも一日も早い実現をお願いしたいと思います。

続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

赤ちゃんの駅の推進をということで提案させていただきます。

乳幼児を持つ保護者が、外出先で安心して授乳やおむつ交換のできる施設、赤ちゃんの駅が余りにも少ないので設置を進めてもらいたいとの要望を地域の保護者からいただきました。

近年は、高速道路のサービスエリアのトイレ等には少しずつ整備が進んできているようには感じておりますが、まだ町内では見かけたことがありません。

県内では白山市が初めて取り組み、46か所に設置をしたとの新聞記事を見ました。

それぞれの場所には目印となるようなデザインをしたステッカーを張り、これからは民間の施設にも協力してもらえよう働きかけていくとの記事でありました。

少子化対策の観点から見ても、とても重要であると思います。ぜひ当町でも赤ちゃんの駅の設置の推進をしていただきたいと思いますので、矢田町長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 赤ちゃんの駅、すなわちおむつを交換でき、安心して授乳できる場所の設置推進をとのご質問にお答えいたします。

白山市では、昨年末より、授乳やおむつ交換のできる場所として、市内の公立や私立の保育所、保育園では乳児室を利用し、児童館や市役所等では、空きスペースを利用しておられるようでございます。

津幡町におきましても、子育て中のお母さんが授乳やおむつ交換のできる場所として、保育園では要望に応じて乳児室を利用していただいております。また、シグナス内の児童センターにおきましては、授乳室が設けられており、子育て中のお母さんに利用していただいているところでございます。ほかの公共施設としましては、役場新庁舎や福祉センターならびに井上、条南、英田の各コミュニティには多目的トイレが設置されており、おむつ交換での利用は可能となっておりますが、授乳室は残念ながら設けられておりません。しかし、申し出いただければ代用の部屋等の配慮を行いたいと考えております。

今後は、これらの施設が利用できることを、広報等を通じてお知らせを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

そうしますと、申し出ればということですが、なかなか申し出にくいという状況もあ

るかと思しますので、ステッカー等の検討をいただければというふうに思っております。

続きまして、5番目の質問に移らせていただきます。

図書館の法情報検索マップの作成をということで提案をいたします。

法情報検索マップとは、日常生活で起こり得る身近な法律問題などの情報をパンフレットにまとめたもので、他人に聞けないことを自分で調べられるマップのことであります。

ストーカーやセクハラ、また、DV（ドメスティックバイオレンス）や相続、離婚、年金問題など各テーマごとに編集し、解決の際に役立つ資料や法律名のほか、関連図書の所蔵場所などの情報が網羅されており、利用者にとっては大変ありがたいマップであります。

図書館独自の分類法や配列法で収容してある図書の中から、利用者自らトラブル解決に参考になる情報を探し出すのはなかなか困難なものであります。かといって、司書などには聞きにくいもの、本来なら役に立つ情報が満載しているにもかかわらず利用されていない書籍を有効利用するためには、このマップがあれば簡単であります。

町民の利用率がグンと上がると思しますので、ぜひ、この法情報検索マップの採用を提案したいと思います。

藤本教育部長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 藤本教育部長。

○教育部長【藤本英幸君】 法情報検索マップの作成についてお答えします。

まず、開館5年を迎えた図書館の状況ですが、蔵書数11万冊余り、一日の貸し出し冊数約1,000冊、一日来館数平均700人と多くの方に利用いただいているところでございます。

来館皆さまへの図書館利用方法の案内といたしましては、大型の利用案内掲示板を入口付近に設置してあるほか、図書の配架方法や開館時間などを詳しく記入してあるパンフレットや携

帯用の館内案内図などをカウンターにおいて配布をしております。また、書名キーワードなどで求める図書が検索でき、その配架位置も表示する検索機を2台設置し、さらにレファレンスサービスに努めているところです。

今後、より一層図書館を利用していただくため、利用される方が図書館職員に尋ねにくい事柄については、利用者が単独でも知りたい情報にたどり着くよう、さまざまな問題、テーマごとに順次情報を作成し、図書館内で配布、掲示するとともに、図書館ホームページにおいても周知してまいりたいと思います。

なお、こうした中でレファレンスサービスを受ける図書館職員の職務遂行上知り得た秘密は漏らしてはならないという法の遵守の徹底を図るとともに、生活や仕事上での問題に対応する情報を速やかに提供できるよう、図書館サービス向上に努めてまいりたいと思います。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

今ほどご答弁をいただきましたが、あまり具体的ではないような気がいたしましたので、努力をされるということですが、できれば、こういうマップを具体的に作成していただきまして、尋ねにくい問題については、みずからの範囲で調べられる、そういうところにたどり着くような道案内をマップで用意していただければ、これがベターではないかと、極力その方向でお願いしたいというふうに思います。

それでは続きまして、最後の6番目の質問に移らせていただきます。

防災行政無線の導入の考えはということで質問させていただきます。

大雨の日、たまたま内灘町にいたときに、近所の拡声器で注意報の放送があり、その情報が大変分かりやすかったので、ぜひ津幡町にも取り入れてもらいたいとの意見を町民からいただきました。

現在、津幡町での災害情報はケーブルテレビ

放送と防災メール配信となっておりますが、防災メールの場合は事前に登録をしておかないと情報が入りませんので、不特定の方にはその情報が伝わらないという欠点が残されております。これを補うには、やはり防災行政無線の導入が不可欠なのでしょうか。

坂本総務部長より考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長【谷口正一君】 坂本総務部長。

○総務部長【坂本 守君】 防災行政無線の導入の考えはとのご質問にお答えいたします。

近年、局地的に発生するゲリラ豪雨により、県内を含め全国各地で甚大な被害に見舞われております。幸いにも当町では、まだ大きな被害には遭っておりませんが、いつ、どこで発生してもおかしくない状況でございます。当町ではこの対応として、平成20年度では大雨による洪水に備えたハザードマップを作成し、また、本定例会には土砂災害に備えたハザードマップ作成のための補正予算案も計上しているなどして対応しているところでございます。

さて、防災行政無線の導入についてでございますが、県内19市町のうち、13の市町で整備済みであり、必要性は十分認識しているところでございます。過去にも何回か具体的な検討をいたしました但、その当時は、義務教育施設などの整備が最優先となり実施に至らなかった経緯がござい但。担当部署では常に防災行政無線導入について意識をしているところですが、導入経費がおおよそでございますが5億円と大変大きな額が見込まれることに加え、その有効な財源も必ずしもなかったことから、実現に至っていないのが実情でございます。

現在の制度上の財源では、当町に該当するのは防災基盤整備事業という起債、借金でございますが、それが対象で、そのみでございます。これは交付税算入のある起債、借金でございますが、起債の抑制を実施して継続している現在の当町では、それは必ずしも有効な財源とはい

えないものでありまして、すぐに着手というのは大変難しいと思います。

今後も引き続き、防災行政無線の導入について常にアンテナを高くし、有効な財源や技術革新による費用の縮小などを的確にとらえ、そのチャンスを逃すことなく、他事業との調整を行い対応したいと考えております。そのためにも、早めに防災行政無線導入についての基本設計調査に着手できないかを検討したいと思っております。

現在は、報道機関の災害等の緊急放送が大変充実しており、特に、地震に関する速報は非常に早く、また、気象庁の気象警報・注意報の発表も市町村単位となるなど、その効果に期待をしているところでございます。

しかしながら、地域における防災行政無線の役割は非常に大きく、整備されるまではできる限りの手段で対応することを心がけております。その一つは津幡町防災メールで、気象警報等については登録されている方に電子メールでお知らせをしており、登録の推進を図っているところでございます。

また、避難勧告、避難指示が必要な状況での情報伝達方法に関しましては、さきほどの防災メールを初め、ケーブルテレビの文字放送の利用や昨年1月に災害時における緊急放送に関する協定を締結し、防災総合訓練にもご参加いただいたNPO法人FMかほくの緊急ラジオ放送、町広報車による呼びかけ、消防団による巡回広報など、あらゆる手段で可能な限り迅速かつ正確な情報を提供したいと考えております。

災害は天候など大自然との闘いとなるため、いつ想定を超えるとも限りませんが、町民の皆さんの生命および財産を守るため、これからも防災、減災に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ぜひ、また、前向きに

検討をお願いしたいと思っております。

昨日は、鳩山総理が退任をされました。小沢幹事長も同時に退任をされたわけですが、ちょっと遅いぐらいだと、こういうふうに私も個人的に思っています。

結論からいうと国民との約束を守れなかった失望政権、こう言わざるを得ない、そういうふうに思っております。

例えば、ガソリン税暫定税率を廃止する、こう言っておりましたものが実現できなかった。また、子ども手当を国費で全額、こう言っておりましたものは、実質的には児童手当の拡充という形になっている。高速道路の無料化、これも現実には実現できなかった。普天間問題、これも最低でも県外と言っておりましたことが、最低以下になってしまった。こういうことであります。

さらに、小泉改革で最大のテーマだった郵政民営化についても、5月の31日には強行採決で郵政民営化見直し関連法案が通りました。小泉改革のときに120時間以上の審議をして、そして、国民の信を問い、そして、成し遂げた郵政民営化が、たったの6時間の審議で、強行採決で崩してしまった。当然責任をとらざるを得ない。これは当然だと思っております。さらには、中小企業に対し一部の経営者は、この法案が施行されると郵政は完全民営化から巨大な官制金融へとカジを取ることで、大変な怒りを持って、預金が郵貯に流れると信金の資金が不足し、私たちに貸したくても貸せなくなるのではないかと、こうした事態が起きれば、我々中小企業は打撃を受け、地域経済も疲弊するという、こういう意見がたくさん出ております。郵政見直しは、中小企業いじめそのものだ。公明党が推進した数々の中小企業支援策で現場は息ついているというのに、融資のパイプを閉ざそうとするこういう流れを食い止める。これは不可避であると思います。

今回、小鳩体制が退陣をし新たな体制となる

ことでしょうか、まさに選挙めあての劇である、こういうふうに感じざるを得ないと思っております。

こういう中であって、惑わされることなく正しい判断をする必要があると考えておりますのは、私一人ではないと思っております。

ぜひとも前向きな形で、私たちが国を、地方議員とはいえ国の監視もしっかりと行って、また意見も言うという立場を貫きながら、これからもしっかりと議会活動に精進してまいりたい、こういうふうに思います。

以上で、私、道下政博からの6点にわたる質問を終わらせていただきます。

○議長【谷口正一君】 道下議員、孤独死に対する町の対策はいいんですか。

○9番【道下政博君】 大変失礼いたしました。

ちょっと勢い余って一つ飛ばしてしまったように思っております。すいません。訂正をさせていただきまして、もう1点、孤独死に対する町の施策、ナンバー4番をつけ加えさせていただきます。

孤独死に対する町の対策をとということで伺います。

だれにもみとられずに亡くなる孤独死は見逃せない問題であります。町内でも少し前に残念ながら起きてしまったとお聞きしました。死後数日が経過しており、気づくのには時間がかかってしまったとのことだったとお聞きしました。大変悲しいことであります。後片づけにも多大な労力が必要となり、大きな問題であると思います。

通常、独居老人の掌握は、社会福祉協議会や民生委員らが協力をして取り組んでいると思いますが、徹底して掌握することは現実にはなかなか難しいと考えられます。

その解決の一助として「いきいきサロン」の充実を図ることで、少しは孤独死の減少を図ることができるかと思いますが、なかなか孤独死ゼロに持っていくことは難しいと思います。

そこで伺います。孤独死ゼロを目指すための今後の町の対策をお伺いします。

矢田町長お願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 孤独死に対する町の対策についてのご質問にお答えをいたします。

平成22年4月1日現在、津幡町の65歳以上の高齢単身世帯は570世帯であり、72名の民生児童委員の方々が中心となり、地域での見守り活動をしていただいております。

さらに、津幡町独自の対策として、ご本人の了解のもと、単身1世帯につき1名から2名の福祉連絡員を配置し見守り活動の強化を図っているほか、単身高齢者に対しましては、申請による消防署への緊急通報装置の設置や調理が困難な方への配食サービスによる安否確認などの事業も行っております。

一方、町内35か所において開設しております「いきいきサロン」では、仲間づくりや生きがいづくりを通して高齢者を地域から孤立させない役割を担っていると考えており、今後も「いきいきサロン」の設置につかまして積極的に推進していきたいと考えております。

また、平成18年度からは、町社会福祉協議会と地域包括支援センターが中心となり、地域支え合いマップづくりに取り組み、地域のマンパワーにより孤立している方々を見守り、支え合う状況を確認できるような作業を進めております。さらに平成20年度からは、マップづくりに区長さん、民生児童委員の方々などにも加わっていただいております。それにより、地域の方々が地域を支える仕組みづくりが強化され、孤独死防止のみにとどまらず、防災面等からも効果的な手だてとなると期待をしているところでございます。

そのほか、各居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、介護サービス利用者を対象とした支え合いマップづくりを進めており、行政、民間、地域協働のもとで支え合いネットワーク

の構築を目指しているところでございます。

今後は、さらに支え合いマップづくり事業の強化を図り、孤独死防止に向けた対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げる次第であります。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。ぜひとも、また、前向きな対処をお願いしたいと思います。

以上で、私、道下からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で9番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、4番 角井外喜雄議員。

○4番【角井外喜雄君】 今ほど、道下議員も申されましたが、もうすでに皆さんご存じのように、昨日、鳩山首相が退陣をされました。そして、この発言の内容を見ますと「国民が聞く耳を持たなくなった」と言われておりました。異な事を言うなど。首相自身の言葉、行動、それが余りにも公約と反したがために、国民が違う方向へ動いたと、私はそう思っております。

矢田町長は選挙期間中、私は町民党だと。自民党でも、民主党でもない、と言われて、町民の皆さんの意見に耳を傾け、そしてまた、町民が期待を持てるような、そういう政策を掲げられたかと思えます。

そういう選挙期間中に訴えていた政策、理念、方向性に、私も共感するところであります。福祉、教育、安全安心な環境づくり、生活基盤の整備等につかましては、町長みずからが率先して町職員の英知を引き出しながら実践されることを期待しております。

大変おこがましいが、私の私見として生意気なことを述べますが、トップに求められているものは決断力、政策立案、情報発信力、そして何よりも大切なことは、さきほど申し上げましたが、常に町民の目線に立って問題意識を持ちながらの行財政運営と、災害や事件など有事に

対しての危機管理意識を持ち、町民の生命と財産を守ることが最大の職務ではないかと思えます。

町長は、選挙期間中、多くの公約を掲げられました。行財政改革、福祉・教育、産業・雇用、観光・交流であり、今の町にとってはそれぞれが重要な課題であります。しかし、いずれも実行するとなると財源が必要になります。右手で歳入、収入増を図り、左手のほうで公約に掲げた町民のための施策を図り、そこに無駄がないか検証し、実行されることと思えます。

当選されたとき、町長は公約に掲げた課題については、丁寧に実行していきたいと述べていました。緊急性を要するものと、財政面を考慮するものとの優先順位を決定し、実行されると思えます。

抽象的な質問となりますが、今後の4年間、どのような町政を目指し、そして公約として掲げた事業をどのように進めていくのかお伺いをいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 角井議員の今後4年間、私が目指す町政の方向性と選挙公約の実現方法についてのご質問にお答えいたします。

矢田 剛元町長、村 隆一前町長は、私たちが住むこの津幡町を本当にすばらしい町へと育てていただきました。

就任して1か月余りたち、その後を受け継ぐ重責を一層強く感じている次第でございます。

さて、私が目指す町政につきまして一言で申し上げるならば、住んでよかったと実感できる地域づくりということでございます。このことは27年前に初めて県議会議員に当選させていただいた時から一貫したものであり、石川県という地域、また河北という地域、とりわけ大好きなこの津幡町で、この地域づくりを実現するために、県議会議員や各種団体の役員として、これまで活動してまいりました。

住んでよかったと実感できる地域づくりと言

葉で言うのは簡単でございますが、他の市町からの転入者がふえ、個人の価値感が多様化した現在の津幡町では、住んでよかったと実感していただくことほど難しいことはないと思っております。だからこそ、やりがいがあり、私のライフワークであると考えているところでございます。

さて、町長という新たな立場でこのテーマに挑もうとするならばどうあるべきかを私なりに考え、その答えを行財政改革、福祉・教育、産業・雇用、観光・交流という4つの分野に分け、町長選挙の公約として町民の皆さまにお示ししてきたところでございます。

角井議員のおっしゃるように、町民の皆さまの生命と財産を守ることを最優先にすることは、町長として最大の責務だと認識しておりますが、一方で、厳しい財政状況の中で限られた財源を有効に活用しながら、魅力あるまちづくりをすることも大切な役目だと思っております。

公約の中には、NHK大河ドラマ誘致のように、すでに津幡町として取り組みが始まっている事業もありますが、これにつきましては、経験で得たノウハウと職員のさらなる知恵と工夫を促しながら、より一層、改善、充実できるよう指示、検討してまいりたいと思っております。

また、新たに取り組むことになる事業につきましても、可能なものから速やかに実施したいと考えております。

例えば、さきほど提案理由で述べました一般会計補正予算案に計上させていただいている総務費の土砂災害ハザードマップ作成費や消防費の高規格救急車および消防分団車両更新費は、最優先となる住民の皆さまの生命と財産を守るための事業であります。

また、衛生費の感染症予防費の増額補正は、福祉・教育の充実策の一環として、乳幼児や高齢者の予防接種助成の充実を図るもので、他の自治体でも助成しているヒブワクチンや肺炎球菌、おたふく風邪や水痘の予防接種に加え、全

国的に見ましてもまだまだ導入が少ない子宮頸がんの予防ワクチン接種に対する助成制度を盛り込んだものでございます。

しかし、安定した雇用と税収確保へとつながる企業誘致のために不可欠な工業団地の造成を初め、町民の皆さまのご要望が大変多く、さきほども道下議員からご質問がありました室内温水プールの設置など大規模な社会資本整備につきましては、多額の財源を要することから町が単独で行うことは決して容易なことではございません。しかし、一方向からのみ検討するのではなく、多方向からあらゆる可能性を検証し、民間企業や県施設の誘致なども視野に入れて積極的に交渉、活動することによって、これらの実現を図ってまいりたいと考えております。

なお、当町への人工透析医療施設の設置につきましては、津幡町にゆかりのある民間医療機関が進出について準備を進めていると関係者から報告をいただきました。まだ正式に医療機関名や立地場所を発表できませんが、民間の力で実現できる見込みとなり、このようにご報告できることを大変うれしく思っているところでございます。

今後も、議員や町民の皆さまのご理解を得ながら、よりよいまちづくりのために町政運営に励んでまいりたいと存じますので、何とぞご協力とご支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

○議長【谷口正一君】 角井外喜雄議員。

○4番【角井外喜雄君】 今、町長の答弁からすべて、こうして見ますと、そこにはやはり住んでよかった町という、そこに集約できるのかなと思います。

しかし今、こうして沖縄の問題を見ますと、普天間移設問題で関係する首長は大変苦勞しております。しかしながら、そこで毅然とした態度で表明をされております。

私はやはり、そういう有事にいろんな大きな問題に差ししかかったときに、その町長の判断、

あるいは発言というのは重いなど。さきほど町長が申し上げられたように、その一言一言が、町民が住んでよかった町だなという実感をさせるのではないかなと思います。

きのう、鳩山首相が退陣されましたが、今後だれが首相になろうか、あるいは幹事長になろうか、そう多くは期待できない政府であります。また、大変いらないことを申し上げますが、今後どのようなことがあっても矢田町長、毅然とした態度でいろんな物事に対処していただきたいと思います。

続きまして、公共施設使用料の受益者負担について質問をいたします。

一般的に、公共施設使用料は、利用者からその利用の対価として納付されるものであり、公営住宅、上下水道、河川、公園、公民館、体育施設、図書館、病院など、利用者の立場に立つと当然安価で設置環境が整っている設備ほど多くの方が利用しているのが実態であります。

町にも多種多様な施設があり、町民が日々利用していますが、これらの施設には設備投資と維持管理費がかかり、利用者の使用料と町民の税金で賄われています。

使用料の設定に当たっては、利用する人、しない人の立場を考慮した住民間の公平性を踏まえる必要があると思います。

私が問題提起したいことは、まず1点目は、各地区10か所の公民館があり、町の総支出金総額は、光熱水費で年間545万円の支出があり、使用料収入は48万円であります。全額減免が実に96パーセントとなっています。また、公民館の運営費には各地区の協力金も含まれ、地域諸団体の活動拠点として地域にはなくてはならない施設であります。そして、生涯学習として多くのサークルが利用し、いきいきと学び、文化と人の交流を育んでいます。

生涯学習という言葉が用いられて20年以上が経過し、明確な定義がなくさまざまな意味で用いられています。私見ですが、サークルとは、

充実した人生や知識を得るために学習を通じ、地域社会のつながりを目指す生きがいを求めて学んでいると思います。特に、設備環境が整っているコミュニティプラザでは、多くのサークルが活動をしています。

ここで、少し話は変わりますが、石川県で生涯学習の参加者の目的を調査した結果、趣味を深めるための51.4パーセント。次いで、健康や体力づくりが45.3パーセント。そして、教養を高めるが30パーセントであります。

町も先日、生涯学習に関するアンケート調査を行っていると思います。調査結果は、後日、お聞かせを願いたいと思っております。

さて、すべてのサークルとは言いませんが、指導者は会費を取り、無料で施設を利用し、参加者は空調のきいた施設で学んでいます。サークルに参加するのは、あくまでも個人の意思であり、そして、学習を通じて参加者が知識を取得するからには、施設にかかる経費の応分の負担を負うべきだと私は思います。

2点目は、運動公園の施設と総合体育館の光熱水費は年間1,340万円かかっており、利用料収入は530万円、全額減免の利用率は48パーセントであり、年間810万円が町から支出されています。さらに、各小中学校の運動施設を含めれば、相当な額になると思います。

施設使用料は、町体育施設条例で定められていて、野々市町の条例と比較すると、比較するのは好きじゃないんですけど、あえてここで比較させていただきますが、夜間に照明を使った場合、大体育室では当町が全面使用で1時間200円に対し、野々市町は1,000円です。テニスコート全面使用で、これも照明ですけど、400円に対し野々市町は1,200円です。これはごく一例ではありますが、すべてを比較しましても津幡町は低く抑えられております。しかし、内灘町、かほく市との比較では、そう差異はありません。それは、野々市町が指定管理者制度を行っているからだ、私は思います。

いずれにしろ、町からそれだけの持ち出し金があります。やはりそれも、両者が応分の負担を負っていただきたいと、私は思っております。

3点目は、中央公園、住吉公園、中条公園の支出金は254万円であります。

通常は町民の憩いの場であり、景観や安全対策など環境整備費は必要と理解していますが、時として、グラウンドゴルフ大会など、団体が占有している場合があります。その間は一般の町民が公園を利用したくてもできない状態になっています。目的をもって公園を占有する場合は、あくまでもこれ私の考えですけど、必然的に使用料が発生すると思います。運動公園もそうです。

ぜひ、条例を制定し、応分の負担を求めるような措置が必要じゃないかと思います。

以上、ほんの一部を申し上げましたが、公共施設に関する例規、施設内容、設備、料金体系、収入と支出のバランス、利用状況、減免などを精査し、町民に理解と納得を得ながら、利用者に応分の受益者負担を求めることが必要ではないかと思います。そのようなことをすることによって、健全な財政運営の一助につながると思います。

町長のご見解をお聞かせ願います。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 公共施設使用料の受益者負担をとのご質問にお答えいたします。

津幡町の施設使用料につきましては、各施設の関係条例、規則に基づきそれぞれ徴収しているところでございます。

まず、ご質問の公民館およびコミュニティプラザの使用料につきましては、津幡町コミュニティプラザ条例施行規則第8条に減免の規定がございます。

ご存じのとおり、公民館は一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の

教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されたものでございます。

今までの公民館の利用目的は公共的な事業によるものがほとんどであり、設置目的に照らし合わせ、そうした利用につきましては全額減免という措置をとってまいりました。

従来からのさまざまなグループやサークル活動は、地域の人たちが相集い、趣味を楽しんだり、教養を高めたり、親睦を深め、友人を得たりするためにありましたが、最近は公共性に乏しい多種多様な形態のグループやサークルが誕生しているのも事実でございます。平成17年に開館した文化会館シグナスでは、生涯学習サークルであっても受益者負担の考えから生涯学習センター部分の施設使用料は、基本使用料の実費相当額の3割の負担をお願いしております。また、運動公園や総合体育館の使用料につきましては、一般の方々や町競技協会が練習として使用する場合は、基本使用料をちょうだいしておりますが、町競技協会が大会で使用する場合は、津幡町体育館管理運営規則第11条の減免規定により、半額減免といたしております。

さて、昨年度、社会教育施設を所管する生涯教育課におきまして、生涯学習の基本指針となる津幡町生涯学習推進計画の策定に着手いたしました。

策定に当たって町民の皆さまの生涯学習に対する意識やニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施いたしました。そのアンケート調査の項目の中で、社会教育施設の使用料につきまして町民の意見を聞いております。現在取りまとめ中でありますので、その結果を踏まえて公共施設の使用料につきましては、今後、検討委員会を設置し対応してまいりたいと考えております。

次に、都市公園についてであります。都市公園は都市部の緑地の保全としてのほか、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然との

触れ合い、地域住民のスポーツやレクリエーション活動、健康運動、文化活動等、多様な運動の拠点となっております。また、災害時の指定避難地として災害備蓄物資が常設されるほか、震災以後の仮設住宅の建設やボランティアによる救援活動など、復旧復興活動の拠点としても活用しております。

現在、都市公園の使用料につきましては、津幡町都市公園条例の規定に基づき、行商、募金その他これに類するものおよび興業、展示会、集会等の行為で公園を占有するもの、業として写真や映画を撮影する場合などは使用料を徴収しておりますが、ご質問のグラウンドゴルフ大会などの使用料につきましては、近隣の市町と同様、使用料を徴収しておりません。

公園は建物などとは違い、一般の方々が自由に使用できる空間であり、使用料を徴収することは難しいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長【谷口正一君】 角井外喜雄議員。

○4番【角井外喜雄君】 今ほど、町長の答弁の中にシグナスの一例を申されましたが、私もシグナス、生涯学習であっても3割負担を徴収しているということであり、私は、それが一番よいのではないかなと。これはあくまでも私個人の意見ですけれど。そしてまた、今後、検討委員会においてアンケートをもとにしてさらなる検討を重ねていきたいという答弁でありましたので、またそういう推移を見守っていききたいと思います。

特に、施設というのは、年数が経過すればするほど維持管理費が必要となってきます。

さきほど町長のお話の中に、やはり財政面というものが常に出てきます。そういう意味では、やはり、使用する人、利用する人、利用しない人とそこをきちんと公平性をわきまえながら、今後、維持管理を図っていただけたらということを申し添えて終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で4番 角井外喜

雄議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から再開いたしたいと思います。

〔休憩〕午前11時57分

〔再開〕午後1時00分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

3番 森山時夫議員。

○3番【森山時夫君】 3番 森山時夫です。今回は、農業に関する質問をいたします。

1点目は、河川にかかる農道橋について、お伺いをいたします。

近年、稲作農家は、個人から担い手農家や営農組織による大型農法がどんどんふえてまいりました。ほ場整備も進んで、作業効率を上げるために大型機械での農作業が至るところで見受けられるようになっております。機械が大型化になれば、当然、機械重量もふえてまいります。大型農機のトラクターやコンバインは、総重量が4トン前後と、従来の小型農機と比較しても比べ物にならない重量であります。

しかし、大型農機になっても田渡りする時には、従来からある農道橋を渡っているのが現状であります。こうした現状を踏まえ、津幡川の支流、あるいは、能瀬川の上流にかかる農道橋の状態はどうなのか。私の目で確認をしたところ、材木川・藤又川で15橋梁、明神川で2橋梁、刈安川でも5橋梁、笠野川が6橋梁、吉倉川が8橋梁、それと能瀬川上流で3橋梁を確認いたしました。

その中で、橋の上のクラック現象や長年にわたり風化、劣化によるコンクリートのはがれがあり、鉄筋が露出した状態でさびている橋など、強度上、非常に問題がある橋梁があることが確認されました。

河川の橋梁を確認したところ、笠野川を除く橋梁は、橋梁の下に鉄骨やコンクリートによる桁補強がされていますが、笠野川にかかっている橋梁には、なぜか桁補強がないことが非常に

疑問に思えましたので、ここで質問をさせていただきます。

一つとしては、なぜ、これだけの多くの支流に橋がかかっているのに対して、笠野川の橋梁には1か所も桁による補強がないのか。

また、2つ目には、橋梁はいつごろ施工されたものか。その当時、荷重負荷がどれくらいのもだったのか。現在は、それがかなり低下していると思いますけれども、どれぐらいなのか。非常に心配なところもあります。

3つ目には、著しく劣化している橋梁の現在の制限荷重はどれだけのものか。そういうことが非常に心配になり、私としても疑問になりました。

それで数日前に、関係部署の職員と実際に現場の確認をしたところでありまして、特に3項目の調査を早く実施していただき、補強工事ならびに重量制限の提示などをしていただき、重大事故を未然に防ぐ対策を早急に実施をお願いしたいものであります。

ここで、産業建設部長の意見を伺いたいと思います。

○議長【谷口正一君】 川村産業建設部長。

○産業建設部長【川村善一君】 森山議員の河川にかかる橋梁についてのご質問にお答えいたします。

なぜ笠野川にかかる橋梁には桁補強がないのか。また、いつごろ施工されたのかとのご質問ですが、ご指摘の笠野川にかかる橋の多くは、昭和39年に発生した豪雨により被災した橋梁を、災害復旧事業により昭和40年代前半にかけられたものと推測します。

橋梁はその当時の設計基準および現場条件により施工されておりますが、主に支間が20メートル以下の小規模な橋については鉄筋コンクリート橋やプレストレストコンクリート橋が選択され、笠野川については鉄筋コンクリート橋が選択されたものと考えます。

次に、著しく劣化している橋梁の制限荷重は

どれだけかとのご質問ですが、規定では5メートル以下の農道橋では、設計自動車荷重に14トンを用いて設計するのが一般的であります。ただし、車道幅員4メートル未満の農道橋では、常時交通量が少なく、通行荷重も小さい場合もあることから安全を考慮の上、通行荷重に応じた設計自動車荷重を用いてもよいこととされており、ご指摘の橋は桁の厚みから推測すると4トン荷重に設計されたものと思われます。

また、鉄筋コンクリート橋の耐用年数は60年となっており、特別の事情がない場合は同年数耐用すると思われます。

今後、老朽化した地元が管理する農道橋の改修要望があれば、県当局の技術者のご指導をいただき、各種事業を取り入れ改修を行っていきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

また、町道橋につきましては、平成19年度より順次点検および長寿命化修繕計画を策定し、計画的に予防的修繕を実施しております。

○議長【谷口正一君】 森山時夫議員。

○3番【森山時夫君】 今ほども言われました橋の耐震は60年となっておりますけれども、橋というものは施工されて5年や10年でどうかなるということはまずないわけでありまして、特に30年、40年たつと自然環境により劣化が進む。そういうことを踏まえると、なかなか住民が管理をするというのは、非常に難しいのではないかなと思います。それで、町当局としても、定期検査要綱などを作成しながら10年、20年と長いスパンにおいて、ぜひともその要綱に基づいた点検をしていただきたい。そのように思いますので、今後ともまたよろしく願いをいたします。

次に、2点目でありますけれども、農耕車限定大型特殊免許特別研修について、矢田新町長にお伺いする前に、まず、前職の際には、津幡町を初め、石川県全域にわたり農業従事者に対して格別なるご理解、ご指導をいただきまして、

改めてこの場で感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今後も、津幡町長として、また、津幡町民、行政のトップリーダーとして、みずから多くの経験を構築した手腕を大いに発揮していただくよう期待を申し上げます。

それでは、本題でありますけれども、近年、全国的に農作業事故が増加傾向にある中、農作業安全対策の推進として、道路交通法による大型特殊免許取得に向けた研修が行われております。

昔は、農家は水田に囲まれ、稲作作業も農道を利用してほとんどの水田に行くことができたが、近年は、団地造成や道路建設、商業施設など、農家を取り巻く環境が著しく変わり、農繁期はやむなく団地の中や県道、町道の公道を走行しているのが現状であります。

まだ町内では大きな事故はないようですが、公道を走行しているトラクターや田植え機の8条植え大型農機になると幅が3メートルを超える機械があり、道路中央線、センターラインまで独占しているのは、まさに大型トレーラーが走行しているようなものです。

農業機械といえども、大型になると性能、設備も大変よく、実際に運転していると車の運転のような感覚があります。今や農業も認定農家、営農の組織などがふえる中、農機もどんどん大型化になっております。こうした現状において、大型農機の知識、技能を習得されている方がどれほどいるのか疑問であります。

今後の日本の食を支える農業、自給率向上、作業効率向上を図る大型の機械に対し、安全第一、ゼロ災害を目標に、町行政関係機関等とともに農業機械化研修事業の開催への推進を求め、多くの農業機械オペレーターの養成を図るとともに、同時に受講の一部助成もあわせて今後の検討をお願いしたいと思いますけれども、今後の農業者に対して、町長の見解をお聞かせ願います。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 農耕車限定大型特殊免許特別研修の開催の推進と受講料の一部助成についてのご質問にお答えいたします。

津幡町では、平成8年ごろから低コスト農業の実現や耕作放棄地の未然防止を目的に、県営中山間地域総合整備事業などにより、水田が大区画に整備されてきました。その結果、多くの大型農業機械が導入されております。

森山議員が言われます農耕車限定大型特殊免許特別研修とは、石川県農業機械研修所で開催される農業機械化研修のことと思います。この研修は、高性能農業機械の効率的利用の促進と農業機械による事故防止を目的として実施されております。

農業機械の研修の実績としては、昭和46年から平成21年までに、石川県全体で延べ1,435人が受講し、うち1,230人が県の農業機械士に認定され、農業機械の有効利用の促進や農作業の安全啓発に対して地域のリーダーとして活躍されているところでございます。

津幡町からの受講生につきましては、データがある平成13年から平成20年までに18名が受講し、全員、農業機械士に認定されております。平成21年度では、石川県全体で70名が研修を受け、津幡町からは2名の受講があったと伺っております。

本年度におきましても、年間9回の講習が予定されており、農業生産の向上と農作業の安全性の確保のため、少しでも多くの方が参加していただけるよう、広報等でお知らせする予定でございます。

また、受講料の一部助成につきましては、テキスト代、交付手数料などとして1万1,600円が必要ですが、農業機械士に認定され、個人資格としての農耕車限定大型特殊免許が交付されることから、町といたしましては、現在のところ助成は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、農業機械化研修への参加申し込み窓口につきましては、最寄りの県の農林事務所、農業機械研修所または津幡町産業経済課となっておりますので、ご承知いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 森山時夫議員。

○3番【森山時夫君】 今ほど町長のほうから、きめ細かにご説明をいただきましてありがとうございます。残念ながら、助成はちょっと今はなかなかできないというお話でありましたけれども、今後ますます、いろんな場で多くの受講がされることになりましたら、また、その時はよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で3番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、1番 荒井 克議員。

○1番【荒井 克君】 1番 荒井 克です。

本日は、一般質問の機会を賜り、深く感謝申し上げます。

まず冒頭に一言申し上げたくお願いいたします。このたび、矢田町長におかれましては、村町政を引き継いでのご就任、まことにおめでとうございます。心からお祝い申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げるものでございます。

さて、私こと、このたびの補欠選挙で議席を賜り、末席に加えさせていただくことになりました。これからは、先輩議員の皆さま方のご指導をいただきながら、町政の発展に尽くしていく所存であります。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づいて、4点の質問をいたします。

まず、町内諸団体の活性化、特に、社会教育関係団体の現状を踏まえ、青年団組織の活性化政策について伺いいたします。

私は、津幡町の今後の展望を考えるに、青年

団の活力が絶対に不可欠と思っております。

現在の我が町における青年組織は、津幡町青年団協議会を中心として各地区や各区の青年団があるという形態をとっております。しかしながら、町内ではこの組織には所属しておらず、祭りや地元行事運営などの壮青年会がある地域が多く、中山間地域においては青年の組織が結成されていない地域がほとんどでございます。実態としては、統括となる津幡町青年団協議会には、字津幡、清水、庄、加賀爪の旧津幡4町青年団からなる津幡地区青年団しか属しておらず、あとは地区団はないものの、区単位の加盟がわずかにあり、その他地域における青年団、壮青年会は、さきほども触れた独自の活動を行っている状況であります。

その中で、わずかな望みとしては、地元組織がなくても個人的に協議会や地区への活動に賛同し、活動している意欲あふれる若者がふえているということでもあります。

本町青年団協議会の活動内容としては、主に全国組織の日本青年団協議会や石川県青年団協議会の活動に参加し、全国青年大会などへの参加交流をいたしております。地域においては、祭り、盆踊り、草刈りや害虫防除などのボランティア活動、地域主催のイベント協力など、ご承知のとおりであります。また、本年は全国青年大会の県予選会場として河北郡市が選任され、8月1日の県大会に向けて、津幡町青年団協議会が主体となって取り組んでいるようでございます。

こうした背景の中で、本来青年団とはどういう意味合いを持つかと言いますと、歴史的に見ても青年団のルーツは古く、江戸時代には、村ごとの祭礼行事や自警団活動として生活組織と密着した自然発生的な集団であったようでございます。当時、若者組と言われた組織は独自の宿を持ち、活動の拠点とする中で、若者組としての訓練の場や大切な仲間づきあいの場として大きく活躍していました。そういった場でみず

からの村のことを語り、自分自身に対する認識を深め、世の中の善悪の標準を悟り、立派な若い衆へと教育されていったようでございます。

そして、明治以降に自由民権運動の影響を受け、大正時代には青年団として組織され、戦後に至って、現在の日本青年団協議会となっております。

この歴史的背景からも、青年団の意義とは、立派な社会人への一つの登竜門としての役割を担い、地域における課題を共有し合い、地域のための祭礼行事を中心とした活動に尽力し、地域の活性化にとって非常に重要な役割を担い、活躍が期待されるものであると私は考えます。

そこで1点目は、津幡町青年団協議会は、活動拠点として青少年の家を使用しておりますが、建物の老朽化や使用時間における制限など、さまざまな課題があります。専用の活動拠点として設けることができないでしょうか。

それから、我が町のこれからの青年団、壮青年会に対する思い、そして未来を担うのは青年であります。その青年たちの発想や考えは、ある意味、町民の声そのものであります。

行政が町の発展を考えるとときに、そのトップである町長が青年たちに率直な意見を聞いていただく場を定期的に設けることができないものかお伺いいたします。

青年団の活発な活動が行われるような環境整備としての答弁を矢田町長よりいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 荒井議員の津幡町青年団協議会の活性化についてのご質問にお答えいたします。

現在、石川県内では各市町の青年団組織や団員が減少している中で、津幡町も同様に加盟する地区青年団と団員が減少し、組織の弱体化が進んでいると認識をしております。しかしながら、津幡町青年団協議会は、昨年度、新規事業として親のかわりにサンタクロースに扮した青

年団員が子どもたちにプレゼントを渡すというサンタクロース宅配事業を立ち上げるなど、精力的に活動が続けているとも聞いております。また本年度は、県青年大会の主会場が津幡町であることから、津幡町青年団協議会を中心とした実行委員会を立ち上げるなど、県内にも活動の輪を広げておられます。

一方、町といたしましても、従来より津幡町青年団協議会への運営補助、国内研修補助、全国青年大会派遣補助などを通して活動支援をしているところでございます。そうした中で、ご質問にある青年団組織の活性化は、将来のまちづくりを考える上で大変重要であり、活性化は不可欠なものと考えております。

青年団が発足した当時は、集落単位で生活課題を青年団の共通のものとして認識し、それを担うことにより組織として機能してまいりました。そこで、青年団の活性化を図るに当たっては、青年団発足の経緯を踏まえ、町の課題を共通認識することが、その第一歩になると考えております。具体的には、現在、津幡町が抱える多くの課題から、私は、青年たちが安心して働ける場の確保、町民の皆さまが心豊かで安心して住めるまちづくり、津幡町が将来も単独で町政を運営できる基盤づくりなどを共通課題とし、そのことについて、青年団員同士が大いに意見を交わし、組織としての魅力を見出し、その活動を町内外に発信してほしいと考えるところでございます。

津幡町青年団協議会には、これらの課題を青年たちの共通課題とする環境づくりとその取り組みを町全体に広める活動の一翼を担っていただければと思っております。

そうした活動をするに当たりましては、活動拠点となる施設が必要となりますが、現在、活動拠点としております青少年の家は、昭和45年に建築され、築後約40年が経過し、老朽化が進んでおります。

ご質問の専用施設の建設は、昨今の財政状況

を勘案しますと、すぐには困難であると言わざるを得ません。しかしながら、活動場所の確保につきましては、現在の活動拠点である青少年の家の効果的な活用の検討とあわせて、町文化会館シグナスや地区公民館など、町の施設を目的や人数に応じて利用を図るなど、効率的な利用を青年団協議会にはお願いしたいと思っております。

次に、定期的な意見交換の場の創設についてのご質問ですが、私といたしましても、さきにも答弁したとおり、そうした青年たちの意見がこれからの町政にとって非常に重要なものであると考えております。今月の11日には、津幡町青年団協議会主催の青年講座が行われ、町内の青年層の方々とお話する機会があります。この講座で少しでも多くの若い方々の意見をお聞きしたいと思っております。

今後も積極的にそうした機会を持ちながら、青年層の意見を取り入れ、町政に反映してまいりたいと思っております。

最後に、今後、青年団活動が活発になることを期待しますとともに、その支援に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長【谷口正一君】 荒井 克議員。

○1番【荒井 克君】 ありがとうございます。

今後とも、町内諸団体の活動状況を的確に把握し、社会教育関係団体などの活性化、組織の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。

少子高齢化による人口の減少が全国で問題となっている昨今、幸い我が津幡町では、県内でも人口増加を続けてきている元気な町として近隣市町の羨望の的でもあります。しかしながら、中山間地での過疎と平野部における過密が混在した本町の現状は、皆さんご承知のとおりでございます。

そういった現状の中、長年にわたり本町のま

ちづくりの一端を担っていただいた伝統ある組織、団体が崩壊、解散の状態に追い込まれていることは、まことに憂うべきことであります。再度、町内諸団体の組織率向上に努めていただきますようお願い申し上げます。

次に、2点目として、津幡町青年団協議会への加入状況と、それらをどのように把握しているか。また、協議会への町内各地域の青年団が属するような、よりよい方策を町としてどのように考えているのかを、生涯教育課長よりお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 宮川生涯教育課長。

○生涯教育課長【宮川真一君】 津幡町青年団協議会の状況についてのご質問にお答えをいたします。

現在、津幡町青年団協議会への地区青年団の加入状況は、津幡地区青年団と笠井地区青年団の2団のみであります。荒井議員のご質問にもありましたとおり、地元には团组织がなく個人的に町青年団協議会で活動をしている意欲的な人もいと聞いております。

また、一部の地域において、祭りや奉仕活動を主体とした青年団や壮青年団が活動していることは承知しておりますが、町内全域の組織および活動については、把握いたしておりません。現在、地区公民館を通して状況の把握に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

さて、町内各地域の青年団が津幡町青年団協議会への加入を進める方策についてであります。近年の急激な社会構造の変化やライフスタイルの多様化により、青年層の生活活動も大きく変化し、ご承知のとおり、協議会に属する地区青年団およびその団員数が年々減少しているのが実情であります。現在の実情からしますと、残念ながら特効薬的な方策を見出すことは大変困難な状況にあると考えているところであります。

しかし、町といたしましても、さきほど町長が答弁いたしましたことを基本としながら、少

しでも現状を改善することが必要であり、まずは所属団員のスキルアップとして、津幡町の現状を知る、そして、将来のまちづくりへの意識の高揚を図るなどの勉強会を開催し、津幡町を愛する心を育てることが第一に実施することと思っております。

また、地域力の中核となる青年層の活力を呼び起こすために、町青年団協議会が主体となり青年層が自発的に参加でき、活躍できるイベントを企画し、それを町全体に広め、地区外でも活躍できる場の提供も必要と考えており、あわせてそのことをまちづくりにつなげていくことも大切だと考えております。

いずれにしても、青年団活動の活性化には、時間と町を愛する意識を高めるために年間を通した働きかけが必要であると思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

青年団活動のOBでもある荒井議員には、またご支援を賜りますようお願いをいたします。

○議長【谷口正一君】 荒井 克議員。

○1番【荒井 克君】 中国にはバーリンフォーと言われている1980年代生まれの若者が、よりよい国づくりを目指して活躍していると聞いております。

津幡町と比較するのは難しいかもしれませんが、やっぱり将来を担う若者の力は、果てしないものを持っていると思います。これから、どうか温かい目で見ていきたいと思っております。

次に3点目として、津幡丘陵公園予定地についてお伺いします。

津幡丘陵公園の今後の整備計画ならびに方向性を矢田町長よりお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 津幡丘陵公園の今後の整備計画ならびに方向性についてのご質問にお答えいたします。

清水丘陵線の沿線に位置します津幡丘陵公園は、平成9年に石川県知事から都市計画公園としての決定を受け、平成20年3月末までの事業

認可を受け用地買収を行ってきており、現在、台帳面積で約23.8ヘクタール、全体面積の約9割を取得済みでございます。

当初、当丘陵公園内で整備予定でした生涯学習センター、文化ホール、図書館を北中条地区土地区画整理事業地内で整備したことや、国の三位一体の改革により当該整備に係る財源制度が、大きく変更されたことなどにより丘陵公園を取り巻く環境や社会情勢が著しく変化いたしました。

このことから、抜本的な構想の見直しが必要となり、第四次総合計画では丘陵地の緑地景観を保全しつつ、温泉を活用する交流施設、スポーツ・健康増進施設の集積を図り、町民が生きがいと豊かさを実感できる総合公園として位置づけておりましたが、現在は時代に即応した公園計画とするため、早急に事業の認可を再取得し、まずは残りの公園用地の取得を目指したいと考えているところでございます。

今までも議員の皆さま方から、人が交流する道の駅や自然を生かしたプレーパークなどの提案を受けておりますが、事業認可再取得のための基本的な構想の方向性としては、里山の保全を主体とし、自然の豊かな町民の憩いの場となり、交通の利便を最大に活用する公園にしたいと考えております。具体的な整備計画につきましては、財政状況を勘案し、公園の一部を整備する計画で事業認可を受け、未買収用地の取得と里山の自然を生かした遊歩道等の整備を考えております。

しかし、第四次総合計画のアンケート調査で、町民の皆さまからの要望が多かった施設等も視野に入れ、誘致を含め民間活力を導入できないかなどの整備手法も継続して検討してまいりたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長【谷口正一君】 荒井 克議員。

○1番【荒井 克君】 津幡丘陵公園は、県森林公園の正面の入り口でもありますし、これか

らは、北バイパスに沿って新しく津幡町の憩いの場として、森林公園とともに人の集まる地になっていくと思います。これからも期待していきたいと思っております。

最後の4点目に、有害鳥獣対策について伺います。

最近、津幡町において、イノシシによる農作物の被害が発生していると聞いております。

以前の会議録を調べましたところ、昨年、一昨年に先輩議員の方の質問が載っていましたが、ことしの春からの農作物の被害が今まで以上に多いと言われているので、津幡町において被害状況、そして、これからの対策案、また近隣の市や町の状況やどんな対策がなされているのかということをお聞きしたいと思っております。

イノシシだけではなく、有害鳥獣による被害は単に農作物のみならず、耕作者の生産意欲を減退させ、それに伴う耕作放棄地の増加につながってくるのではないのでしょうか。また、一般家庭においても全国的には住宅街に出没したイノシシによる被害事件やハクビシンなど家屋内への侵入による衛生的被害、一般廃棄物の燃えるごみを出す日におけるカラス等の食い散らかし被害など、さまざまに問題化しております。

特に、イノシシ被害において中山間部は平たん地が少なく、耕作をするのには大変な努力がいるにもかかわらず、そんな大変な思いで育てた作物が、自分の口にもほとんど入らないような被害を受けたときに、その方たちの思いや損害はどうなるのでしょうか。長い間農業をしてきた人たちには深刻な問題と同時に、大変寂しいものがあると思います。

この広い津幡町の耕作地の被害は、今は一部かもしれませんが、イノシシは繁殖力も高く、それに伴う被害もさらに拡大することが予測されますので、これから十分な対策を講じて最小限に食い止めておかねばならないと思う次第であります。

現在の被害状況、今後の対策案を産業経済課長にお伺いします。

○議長【谷口正一君】 榊田産業経済課長。

○産業経済課長【榊田和男君】 有害鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。

町内のイノシシ被害は、平成20年8月に倶利伽羅地区での情報を初めとして4件の情報が寄せられ、平成21年度には、舟尾ほか7集落より稲の踏み倒しやサツマイモの食害などの被害情報が寄せられ、ご指摘のとおり急速な勢いで拡大しております。また、今春には、上藤又区、材木区よりタケノコの食害被害があり、状況は昨年より深刻なものとなっております。

平成21年度に発生した被害は、近隣市町では金沢市の被害が最も多く、水稻やタケノコの食害などで約6ヘクタールにも及んでおります。

かほく市では昨年度イノシシの出没が確認され、両市とも捕獲檻による捕獲を中心に対策を行っていると同っておりますが、被害の大きい金沢市では電気柵の導入や緩衝帯の設置、わな猟免許取得等の経費補助などを行い、被害防止に努めています。

石川県では、平成21年11月に石川県イノシシ保護管理計画を策定し、狩猟期間の延長や個体数調整捕獲の促進などにより、イノシシによる農業被害の抑制を行うこととしております。

町ではイノシシ被害を防ぐため、平成21年5月にかほく市、内灘町とともに設立した河北郡市有害鳥獣対策協議会と協力し、13基の捕獲檻の設置やイノシシ捕獲奨励金制度の創設により、被害の縮減に取り組んでおりますが、昨年は実績が上がらず、大変苦慮しているところでございます。今後も檻による捕獲を中心に、電気柵および侵入防止柵などの対策について導入を検討していきたいと考えております。

また、集落ぐるみによる自主防衛体制の整備も必要であり、捕獲とあわせてイノシシを近づけない環境整備や農作物の防護など、耕作者の皆さまと連携し対策を行っていききたいと思いま

す。

有害鳥獣対策は、関係機関の連携により最大限の効果を得るものと考えております。石川県、津幡町、県猟友会河北支部、石川かほく農協、関係集落による連携、協力により、被害防止に努めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 荒井 克議員。

○1番【荒井 克君】 ありがとうございます。

やはり、大切な食べ物をもっと大切にする気持ちを後世に伝えていかなければならないと思っております。

そして、矢田町長におかれましても、4月の選挙戦で津幡町の隅々まで回られたことと存じます。中山間地での過疎の状況や有害鳥獣の被害状況も予想されたのではないのでしょうか。これからも、この広い津幡町のリーダーとして、ますますのご活躍をご期待申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で1番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、11番 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 11番 南田です。

私からは、新矢田町長に対して2点提案をさせていただきます。

初めに、近隣自治体との職員派遣交流事業を提案したいと思います。

職員の視野を広めるため、資質向上のための能力開発の推進の施策として、私は職員派遣交流は必要と考えております。

矢田町長も選挙期間中には、何度か県議時代の人脈が行政にとっても役に立つ、必ずこれは有効であると言われていました。

私もそう思います。職員をより一層交流することによって、人材育成がより一層大きく役に立ってくると考えております。私は、縁、出会

いという言葉をととても大切にしています。私自身もいろんな異業種の人との出会いが人間関係の形成に役に立っていると思い、また、それは仕事が円滑に進むことにつながっていることもあります。

職員の人材交流は、住民ニーズが多様化、広域化している中で、住民とともに地域の問題を考え、幅広い視野から住民の視点に立った仕事に取り組む人材の育成になるはずです。

また、職員の人材交流は、専門技術や先進事例、経営感覚などを派遣先において、実際に体験する貴重な機会となり、他の市町村のすぐれた施策や行政運営を実地で学ぶとともに、異なる視点から地域をとらえることなどで視野を広げ、多角的な視点を養い、自治体間の連携強化や職員の意識改革の醸成にもつながると考えます。

また、並行して、国内の自治体間での姉妹都市の提携も必要ではないでしょうか。私は、ご縁のある都市、地方の時代と言われる今日、積極的に有益な自治体間連携をすべきと考えます。

一例ですが、武蔵野市では、基本構想に都市の窓を開こうという目標を掲げ、都市と農村漁村が相互に協力し発展することを目指した取り組みを実施しています。全国の9市町村、富山県南砺市、長野県安曇野市、長野県川上村、千葉県南房総市、岩手県遠野市、新潟県長岡市、広島県大崎上島町、山形県酒田市、鳥取県岩美町と友好都市の関係を結び、交流しているそうです。

これら自然豊かな9市町村と武蔵野市が協議会を設立し、各自治体の首長や議員、職員が集まり意見交換や研修を通じて、横のつながりを深めています。事業の目的は、各市町村間の情報交換と相互の友好交流の推進であります。このような活動を通して、普段の学校生活、ファーストスクールでは体験できないような体験学習を、授業の一部として自然豊かな農山漁村に長期滞在して行うセカンドスクールや家族自然

体験、市民交流ツアー、友好都市の特産品の販売など、多方面にわたって事業を展開しています。

私は、当町でも近隣自治体との職員派遣交流と姉妹都市を推進することがとても必要と考えますが、新矢田町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 南田議員の近隣自治体との職員派遣交流についてのご質問にお答えいたします。

現在、当町において実施しております他自治体との職員交流につきましては、平成20年5月14日に金沢市との間で締結し、設置した金沢市・津幡町行政連絡会による交流事業が挙げられます。

金沢市・津幡町行政連絡会につきましては、目的が住民生活に共通する問題の調査および研究、関連事業の実施に関する情報交換および相互調整、行政および住民等の交流事業の促進であり、これまでに災害時相互応援協定に基づく水道管連結や金沢市の開催する職員研修への当町職員の参加、現在当町が積極的に活動を行っております大河ドラマ誘致についての協力関係の確認など、さまざまな分野で交流し、住民サービスや福祉の向上を図っております。

また、金沢市が主催します異業種交流研修にも毎年度参加しており、民間企業や官公庁など、組織の枠を超えた発想を身につけ、新たなパートナーシップの構築を目指すとともに、時代の変化に対応できる人材の育成を図っております。

さらに、平成21年度におきましては、石川県との間で税の滞納整理に関し職務上必要な専門知識修得のために税務関係職員の相互派遣を実施いたしました。

いずれにおきましても非常に有意義な事業であり、職員の意識改革にもつながっております。今後も積極的に活用すべきものと考えており、また、客観的に町政を見る機会も経験すること

が大切であり、新たな職員交流事業についても検討する必要があると考えております。

次に、姉妹都市や友好都市の提携についてありますが、提携の目的が不明確な場合は、単なる儀礼的な使節の交歓になりかねませんので、提携を結ぶ場合には相手先とともに明確な目的を設定する必要があるとございます。また、提携を結ぶ団体の選定につきましても十分な検討が必要であります。

南田議員が言われます、出会いはとても大切であると共感いたします。

例えば、全国ボート場所在市町村協議会や全国市町村交流レガッタの参加団体、また、チャレンジダーの対戦相手となった自治体と友好的な関係を築き、将来は職員交流を図ることも可能と思われま。

しかし、まずは、お互いに相乗効果が期待できる明確な目標を立てることが先決であると思います。即座に姉妹都市提携を結ぶことは難しいと思いますが、将来の津幡町への大きな足がかりとするために、どんなに小さな出会いでも大切に生かすべく努力をしていきたいと思ひます。

○議長【谷口正一君】 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 どうもありがとうございました。

私も、全国大会のボランティアフェスティバルとか、議長、副議長が参加しています全国研修会でいろんな人との出会い、それを今、津幡町にどう生かせばいいかよく考える機会がありますので、ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思ひます。

次に、2点目に入ります。

フォトコンテストでまちおこしを提案したいと思ひます。

津幡町の魅力再発見と題して、日ごろ見過ごしている隠れた名所を写真に撮って、当町の観光名所を町民挙げてつくり出す施策になるのではないのでしょうか。

私は、当町の文化財や名所旧跡、また、地域の自然や伝承が必要とされるものが持つ潜在力とその活用について、当町では残念ながら余り認知されていないと感じております。

子どもたちに夢を与えるような新しい物語をつくっていくことや地域の伝統、文化等の保存や伝統ある祭り等を継承することが、私たちの使命ではないでしょうか。

議会に視察に見えたとき、当町を紹介するときに、旧加賀・能登・越中の分岐点として栄え、古来より交通や文化の要衝となっていると津幡町を表現しています。主な名所として、火牛の計で有名な倶利伽羅山の源平古戦場や河北潟、自然の森林をそのまま生かした1,150ヘクタールの規模を持つ本州で一番広い森林公園などを挙げています。

私は、まだ余り知られていない隠れた遺産もあるような感じを持っております。また、思いがけない発見につながることもあるかもしれません。

私は、フォトコンテストで地域の宝物をもう一度探り当て、心を込めて磨くことによって景気に左右されない豊かな地域生活のすべを知る施策があると思ひます。これこそ、心の豊かさと右肩上がりのまちづくりにつながると考えます。

また、予算にも計上されていましたが木曾義仲を主人公にした取り組みについて、町内でも倶利伽羅ブランドのお酒や手づくりの絵馬、住民運動も盛んになってきています。町内にゆかりの「源平盛衰記」に津幡町の史跡も何か所かあると聞いております。そこには現在、看板はありません。看板の設置も必要と考えます。

次に、平成8年に文化財保護法が改正され、地域の歴史的な建物を緩やかな規制で保存する登録文化財制度があります。現在、当町では、登録文化財制度を活用しているのでしょうか。

また、まちづくりの中で、町並みの景観条例もこれからは必要になってくると思ひますが、

町長の見解はどのようにお考えかお聞かせください。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 フォトコンテストでまちづくりをとのご質問にお答えいたします。

町では、観光名所を町内外に広く周知することを目的として、過去に倶利伽羅の源平古戦場を主会場に毎年4月下旬から5月上旬に開催されます歴史国道イベントにおいてフォトコンテストを開催しております。

八重桜の咲き誇る中、往時の面影を色濃く残す旧北国街道の自然や沿線の史跡をイベント参加者が散策する様子を交えて撮影し、後日、入賞作品の展覧会や広報媒体等への掲載などを通じて、町の一観光名所である倶利伽羅の魅力発信を行ってきたものでございます。

このフォトコンテストによって撮影される写真は、撮影者の思い通りの視点から撮影されるため、中にはご指摘のとおり、被写体を持つ潜在力をうまく引き出しているものもあり、そのできばえには大変目を見張るものがございます。そのため、フォトコンテストは、新たな魅力を生み出す貴重な機会であることは承知しております。

また、ご指摘の中にもあります、地域の自然や伝承が必要とされるものが持つ潜在力とその活用を、各種団体や個人が中心となり行っているものもあります。

一例を挙げますと、津波多百韻会と教育委員会では、年1回、宿場町つばたの生活文化展として、町民の方々から歴史的、文化的な資料をお借りし、展示する催しを行っており、今年も今月12日から「津幡町と相撲」というテーマで開催を予定しております。さらに、各地域におきましても、伝承、文化の保存につきましては、指定文化財に対する補助制度や文化庁の補助のもと、萩野台地区虫送り太鼓の記録保存および用具の整備を行うなど、町としても留意し、支援しているところでございます。さらに、

各地で区有志の方による郷土史の発行や勉強会の立ち上げなど、地元に根づいた活動が行われていると聞いております。

町といたしましては、こうした各種団体や各地区の活動をさまざまな形で支援し、横断的な交流も視野に入れ、地域への興味、関心を町全体で盛り上げ、新たな文化資源の発見に努力してまいりますとともに、フォトコンテストというようなできばえを競う形式ではなく、おすすめスポットの公募というような形のものの開催を検討し、名所旧跡や文化資源が持つ魅力および価値の再発見や新たな魅力の創造に向け努力し、新たなまちおこしにつなげてまいりたいと考えております。

なお、源平盛衰記ゆかりの史跡への案内看板の設置につきましては、町内の名所旧跡等を案内する観光ボランティアガイドの方々の活動支援の一環として、また、歴史の伝承地として大河ドラマの誘致推進に必要であるとも考えており、現在、看板を設置する方向で検討しております。さらに、倶利伽羅古戦場を含めた大河ドラマ化推進をPRするため、民間企業より東荒屋地内にある大型看板を無償で譲り受け、広報、宣伝する経費についても、本定例会に補正予算案として計上させていただいております。

次に、登録文化財制度の活用についてでございますが、登録文化財はご指摘のとおり、ある程度の改築、改装や活用を認めた緩やかな文化財保護制度であります。

その登録基準につきましては、建設後50年以上たっており、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの、再現することが容易でないもの、この3つのいずれかに当てはまるものとされております。登録の基準自体は決して緩やかではないのが実情で、現在、津幡町には登録文化財はございません。しかしながら、登録文化財は固定資産税の減税や相続財産評価額の控除など、税制上の優遇措置が認められているなど、所有者にとりましても

メリットのある制度であると言えます。これまでも該当する可能性のある所有者の方に登録文化財制度について説明してきておりますが、こうしたメリットを含め、制度の周知をさらに積極的に行い、守るべき文化財の発掘に努めるとともに、地域文化に対する関心の醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、町並み景観条例の制定につきましては、現在、津幡町では石川県が平成21年1月に施行したいしかわ景観総合条例に基づき、美しい自然景観を初め、のどかな里山や田園、落ち着いた風情の伝統的な町並みなどを保全、創出し、また、建築物や屋外広告物の規制、誘導を行い、良好な景観の形成を図っていますので、当面は引き続き石川県の条例に基づき対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長【谷口正一君】 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 どうもありがとうございます。

自然豊かな町をずっと続けていくには、いろんな努力が必要だと思いますので、皆さんとともに頑張っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 以上で11番 南田孝是議員の一般質問を終わります。

次に、6番 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 6番、日本共産党の塩谷です。

5点にわたり質問いたします。

初めに、矢田町長に施設建設についてのお考えをお尋ねいたします。

選挙公報によりますと、矢田町長の公約としていくつかの箱物づくりを挙げておられます。温水プールの建設、水辺公園づくり、また、選挙戦の後半では、子どもの科学館も挙げておられたかと思います。矢田町長が、いくつものこういう箱物づくりを公約しておられることに私は正直驚きました。

そこで、温水プールの建設を中心に質問いた

します。さきほど、角井議員の質問にも答えておられましたので繰り返しになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

温水プールは、以前からつくってほしいという要望があることは聞いています。しかし、今の津幡町の財政状況からいえば、これ以上負債をふやすことは好ましくないという町民は思っています。村前町長も厳しい財政状況の折からという言葉をよく使われました。私も心配になり、津幡町の負債という観点で、平成元年から20年までの20年間の財政状況を計算カードによって調べてみました。実質債務残高比率でも、実質的将来財政負担比率でも、平成4年が最低で、それぞれ136.9パーセント、93.1パーセントだったものが、平成16年にはピークを迎えます。実質債務残高比率のピークは平成15年で329.5パーセント、実質的将来財政負担比率のピークは平成16年で293.5パーセントでした。小中学校、それにシグナスなどの建設が続いたことによる財政負担の膨らみだろうと思います。その後、少しずつ比率も下がってきて、平成20年度には、それぞれ235.1パーセント、214.3パーセントになっています。この指数は、簡単に言いますと、今すぐ借金を返せと言われたときに町の1年間の経常的一般財源を使って返せる状態を100とするとどれだけの負担があるかということですから、ピーク時の329パーセントという指数は3年間分を使わないと返せないということ、また、214パーセントという指数は2年間分を使わないと返せないということです。総務部長も日ごろからよく説明されていますように、健全化スケジュールに従い、無駄を省く努力をしてきたから、平成16年を境に下がってきたのだと思います。

しかし、中日新聞でも指摘されていましたように、実質公債費比率は県内19市町のうちでも6番目に高く、新規起債には県の許可が必要です。また、財政力指数は県内7番目に低い状態ですから、主要な支出を必要最低限度に抑え、

今後も無駄を省く努力が必要だということでしょう。

温水プールの問題にしても、何人かの町の方からは「借金を子どもや孫にまで残して、私たちがいい目にあおうとは思わない」とか「津幡町の財政を考えたら、いくらほしいものでも、こういう財政状況だからできませんと、きちんと説明することも必要ではないか」という意見も聞いています。

矢田町長は町の財源を使うとは言われていないそうですので、どのようにして公約を実現しようと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 塩谷議員の公約に掲げた各種の施設建設をどのように実現するのかとのお質問にお答えいたします。

ご存じのように、町債の残高も年々減額となっているところでございますが、議員みずから危機感を持って町の財政状況を把握し、忠告をしていただくことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

私も職員とともに町の財政状況を踏まえながら、事業予算化の判断を行っているところでございます。

塩谷議員のおっしゃる実質債務残高比率とは地方債の残高に債務負担行為残高を加え、標準財政規模、つまり町が標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源で割った数値であり、実質的将来財政負担比率は地方債と債務負担行為残高の総額から黒字要素である基金残高を除いた額を標準財政規模で割った数値であります。

前者は100パーセント前後、後者は50パーセントから100パーセントが望ましいとされている数値であり、それと比較すると津幡町の数値は決してよいと言えるものではないことは承知いたしております。ただ、いたずらに町民の皆さま方に不安を与えてはいけませんので申し上げますが、実質債務残高比率につきまして、近

隣の市町と比較した場合、平成20年度では金沢市が282.9パーセント、かほく市が279.3パーセント、白山市が276.6パーセントとなっており、津幡町の235.1パーセントは県内10番目であり、実質的将来財政負担比率についても11番目であることから、著しく悪い値でもないということもご承知願いたいと思います。

さて、私が公約に掲げたいくつかの施設につきまして、確かに町が単独で実施しようとした場合、大きな負担になることは間違いありません。これまで減額してきた町債の残高を再びふやし、大好きな津幡町の後世に多額の借金を残していくことは、町長として厳に慎むべきだと考えております。

さきほどよりご質問があった道下議員や角井議員にお答えしたとおり、いずれの施設も一方向からのみ検討するのではなく、多方向からあらゆる可能性を検証し、民間企業や県施設の誘致なども視野に入れて積極的に交渉、活動することによって、これらの実現を図ってまいりたいと考えております。

具体的な計画が出てきた際には、議員の皆さまや住民の皆さまにもお示ししたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 大変町の財政状況をよくお考えの上で、いろいろ考えておられることがよく分かりました。

北國新聞の報道によりますと、民間の資金やノウハウを活用するPFI方式のようということも視野に入れておられて、これであれば十分可能性はあるのではないかという報道がありましたが、そういうことも視野に入れてということなのでしょう。

再質問させていただきます。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 いろんな方策を検討させていただいて、できれば、ありとあらゆるも

のも考えながらの実施ということにさせていただきたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 今ほど町長が言われたように、いろんな方面から考えられて、町の債務負担をふやすということがないようにしていただくということで考えていただけるとありがたいと思います。

私は今、津幡町が大変厳しい財政状況にある中で、新しい施設をつくるというように考えるよりも、今あるものをどう利用するかということも、大変大事な考えではないかと思います。例えば、子どもの科学館ということも言っておられたと思うんですが、それなら自然が豊かで、川でも活動ができるような河合谷小学校の利用ということも検討できるのではないかと思いますし、無理なことは無理で、きちんと町民に説明して今はできないということもありということで進めていただければありがたいなと思っています。

次の質問に移らせていただきます。

2点目は、介護用品支給サービスの適用範囲を広げていただきたいという要望です。

介護保険制度以外の福祉サービスの一つとして、介護用品支給サービスがあります。介護家族に対して、経済的負担を軽減するため介護用品の引きかえ券の支給を行うという事業です。具体的には、要介護3以上の方で、おむつを必要とする方の介護をしている家族に年4万円分の券が支給される制度です。

大変ありがたい制度なのですが、介護を必要とする本人が入院すると支給されなくなります。では、入院すれば家族の経済的負担がなくなるかというと、在宅でおむつを必要としていた方は、入院してもやはりおむつが必要ですし、その代金の実費払いとなります。入院しても面会や洗濯物を取りに行くなど、経済的な負担はついて回ります。

この制度の適用範囲を広めてもらって、在宅

でも入院でも使えるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長よろしく願いいたします。

○議長【谷口正一君】 板坂健康福祉課長。

○健康福祉課長【板坂 要君】 介護用品支給サービスの適用拡大についてのご質問にお答えします。

現在、町では在宅介護を行っている家族の介護負担の軽減を図ることを目的に、介護支援専門員の確認により、要介護3以上でおむつを必要とする方を対象に、1回5,000円、年間8回を上限として介護用品支給サービス券を支給する家族介護継続支援事業を行っており、平成21年度は112人が利用し、給付総額は357万円となっております。

ご質問にありますように、医療機関に入院された方も対象とした場合、介護認定を受けていない入院者やグループホーム入所者等対象者の公平性の問題や入院してる方の介護用品必要性の有無、また、入退院期間の把握、確認方法等の問題があります。

この事業の趣旨は、在宅の要介護者の経済的負担の軽減もありますが、主眼は在宅で介護する家族の身体的、精神的負担を介護用品の支給という形で支援すること、そして、この事業により、施設入所者と在宅要介護者への給付の平準化と在宅介護の推進を図ることにあります。

事業の趣旨を尊重し、現在のところ入院者までの適用範囲の拡大は考えておりませんが、今後の介護保険制度の動向等により、見直し、改善等を行っていききたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 また、少しでもよくなるような見直しをしていただけるとありがたいなと思っております。

では、3点目に移らせていただきます。

国民健康保険税についての質問です。

初めに、国保料に関するいくつかの問題点に

について述べます。津幡町に関することでは国保税、資料の引用については国保料という言い方をさせていただきます。

1つ目は、まず国保料が大変高いということです。

日本は皆保険の国であるにもかかわらず、近年、医者にかかれず死亡するケースがふえています。全日本民医連が国民健康保険など死亡事例調査を発表しました。2009年1月から12月の1年間に、全国の民医連加盟事業所で発生した事例を集めたものです。国民健康保険料を滞納した人がその制裁で保険証を取り上げられた、または無保険状態の人が受診を我慢して手遅れで死亡したという事例は37人でした。際立っているのは、無保険の事例の増加で、過去3回の調査では3割だったものが7割を超えていました。病気の6割を占めたのががんです。初診から死亡まで数か月という方が多く、中には3日という人もいました。保険証はあっても窓口負担が高く、受診の妨げになって死亡したと思われる事例が10件です。失業や不安定雇用などで困窮した人にとっては、3割の窓口負担はあまりにも重いのです。

全国の国民健康保険の加入世帯の5軒に1軒が保険料を滞納し、そのペナルティーとして発行されている短期証は120万9,000世帯、資格証は31万1,000世帯に上っています。

津幡町でも、平成22年度から国保税が値上がりしました。津幡町役場の試算で見ますと、3人家族、所得283万円の世帯で38万5,500円の国保税、所得の約14パーセントです。これだけ保険税が高くなった原因は、市町村国保に対する国庫負担が削減されたためです。

1980年代には、医療費の定率国庫負担が45パーセントから38.5パーセントになり、臨時財政調整交付金も廃止となりました。1990年代になりますと、さらに事務費に対する国庫負担まで廃止され保険料軽減への国庫負担も廃止となり、その分を市町村が4分の1、都道府県が4分の

3負担することになりました。助産費補助への国庫負担も3分の1あったものが廃止され、定額負担となりました。2000年代には、定率国庫負担は38.5パーセントから33パーセント、つまり給付費の43パーセントとなりました。

その結果、厚労省の発行している国民健康保険事業年報と、国民健康保険実態調査報告によりますと、1984年では加入世帯の平均所得が179.2万円、1世帯当たりの保険料10万3,188円、1人当たり保険料3万9,020円だったものが、2007年では加入世帯の平均所得が、166.9万円、1世帯当たりの保険料15万5,664円、1人当たりの保険料8万4,367円と、所得は減っているのに保険料は2倍にふえています。

非正規雇用が増加し、各医療保険の中で著しく低所得なのが国保加入者です。

また、県の独自負担もなくしている県が増加しています。石川県でも今はありません。

2つ目は、収入に占める保険料の割合を見ると、国保税は低所得者ほど負担が重い逆進性となっていることです。

2007年厚労省国保実態調査によりますと、所得30万円未満世帯の国保料の所得に対する割合は21パーセント、所得30万円から所得200万円世帯のその割合は12.9パーセントから10.6パーセントになっています。

また、国保料には法定減免制度はありますが、免除はありません。国保料は、所得割と資産割、平等割、均等割で計算されます。その額も町によってはかなり違います。

医療分だけをとっても、川北町では、応益負担である平等割と均等割は2万4,000円ですが、津幡町の応益負担は5万9,000円です。この応益負担があることによって、無収入でも保険料がかかります。

子どもが生まれた途端に保険料がかかり、しかも、子どもが多くなればなるほど保険料がふえるという仕組みになっています。平等割、均等割というのは、人頭税方式で、先進国では廃

止されてきたものです。

3つ目の問題点は、無保険の人がふえているという問題です。

国保加入は本人の申請によるものなので、解雇されても次の職が見つかると思って国保の申請をしない状態が長引いたり、住所不定で国保に入れないケースもあります。後日申請すると、国保の加入資格が発生した日までさかのぼって国保税を徴収されるので、ますます支払いが困難になります。

多くの町民が経済的に厳しい生活を余儀なくされている今、このような問題点がある国保ですが、少しでも使いやすくなるように運営されなければなりません。

1938年に施行された旧国民健康保険法は、第1条で「相互扶助の精神に則り」とありますが、1959年に施行された新国民健康保険法にはその文言が削除され、その第1条には「社会保険及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」とあります。相互扶助の考え方から、医療を受けることは権利であるという考え方に変わったのだと思います。

そこで、4点にわたり要望いたします。

1点目は、請願にも出されていますように、国民健康保険に対する国庫負担の見直し、増額を求める要望を、町としてぜひ国に上げていただきたいということです。

2点目は、国保法第4条に「都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない」と述べています。県に対して法定外補助金を出すよう求めたいと思います。

3点目は、町の一般会計から国保特別会計への繰り入れを行ってほしいということです。

石川県では、19自治体のうち6自治体が繰り入れを行っています。その自治体は、金沢市、珠洲市、川北町、野々市町、中能登町、かほく市です。津幡町でも繰り入れを行っていただきたいと思います。

最後に、津幡町として国保制度の改善につながる政府の通達や通知をしっかりと受けとめ、改善されていることに感謝しています。例えば、短期被保険者証を交付する際に、世帯主が窓口に取りに来ない等の理由で手元に届かないことがないように配慮されていること。また、国保法第44条による窓口負担の減免制度を津幡町国民健康保険一部負担金減免等に関する取扱要綱として、ことしの4月1日から施行されたことです。

3月21日付の毎日新聞で、全国の9割以上の市町村が低所得者向けの要綱や条例などをつくっていないために、国保法第44条が使えない制度になっていると報じられている中での要綱づくりなので、大変うれしく思います。

つきましては、津幡町国民健康保険税条例第27条の国民健康保険税の減免にも、さきに述べました一部負担金減免等に関する取扱要綱と同様の減免対象2番目と3番目なんですが、入れていただきたいと思います。

さらに、国保税や窓口負担の減免が適用された被保険者に対して、生活保護申請の相談をしていただきたいと思います。

以上4点について、町長にお尋ねいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 国民健康保険税についてのご質問にお答えいたします。

1点目の国民健康保険に対する国庫負担の見直し、増額を求める要望を国へ上げていただきたい、2点目の県に法定外補助金を拡充することを求めていただきたいとのご質問ですが、国民健康保険制度は国民皆保険制度の根幹をなすものであり、国民健康保険制度の充実と安定化および国保加入者の負担軽減を図るためには国庫負担等の増額は必要であると考えますので、今後、関係機関を通じまして要望してまいりたいと存じます。

次に、一般会計から国保特別会計へ繰り入れを行ってほしいとのご質問ですが、一般会計か

ら国民健康保険特別会計への繰入金につきましては、国の繰り入れ基準にのっとり、毎年繰り入れを行っているところであります。国民健康保険加入者の保険税軽減のため、または単なる赤字補てんの目的で安易に一般会計からの繰り入れをすることは、国民健康保険の加入者以外の町民との負担の公平性等の観点から好ましいことではないと考えております。しかしながら、真に必要な事態となったときは、議会の皆さまとも協議させていただきたいと思います。

次に、国民健康保険税減免対象の拡充をとのご質問ですが、津幡町国民健康保険税条例第27条の国民健康保険税の減免者につきましては、津幡町国民健康保険税減免要綱に定めておりますが、ご指摘の一部の方につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

また、塩谷議員がご質問の中で述べられました津幡町国民健康保険一部負担金減免等に関する取扱要綱のほか、解雇等により失業を余儀なくされた方に対する国保税の軽減措置として、特例対象被保険者等に対する津幡町国民健康保険税の軽減に関する取扱要綱を平成22年4月1日から施行しておりますので、生活困窮等で国民健康保険税の納付が困難と認められる方につきましては、これらの減免要綱により国民健康保険税の減免や医療機関窓口での一部負担金の減免を行ってまいりたいと存じます。

次に、減免適用被保険者に対する生活保護申請につきましては、担当部署と連携をとり、対応を行ってまいりたいと存じます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 大変前向きにしていたのでありがたいと思います。

1点目、2点目、よろしく願いいたします。

3点目につきましては、国の基準ではあるんですが、それ以外に町としてぜひ繰り入れをお願いしたいという意味です。

最後の介護の関係のことは私も知りませんが、そういうものもつけ加えて、新しくつ

くっていただけているということで、大変ありがたく思います。また、勉強させていただきたいと思います。

次に、4点目としまして、（仮称）ボートピア津幡の誘致に関する地元合意についての質問をさせていただきます。

新町長にかわられて、初めてのボートピアについての質問になりますので、初めに、なぜ私たちがボートピアに反対しているのかということをお伝えしたいと思います。

反対理由は2つあります。

1つ目は、まずギャンブルに反対だということです。ギャンブルによって人生を台なしにされた本人とか家族の話を聞きました。特に、ギャンブル依存症になり借金を重ねた人は、家族をも巻き込んで大変な思いをしておられます。津幡町にギャンブル場ができることにより、このような人を新たに生み出すことになるかもしれないと思うと、とても賛成することはできません。

また、津幡町の大人として、子どもたちにギャンブルに頼る生き方を見せることに納得できません。働いて生活することの尊さを教えられてきた私たちは、子どもや孫たちにもそう教えるべきではないかと思っています。お金さえ入ってくれば、町としてはどんな施設でも受け入れるというのは、町としての理念も品格もないと思います。

また、競艇も公営ギャンブルとはいいますが、他の公営ギャンブルは自治体がつくった特殊法人の運営となりますが、競艇だけは特殊法人日本船舶振興会、つまり日本財団の運営となり、売り上げの2.6パーセントが日本財団に入る仕組みになっています。日本財団の資金づくりの手伝いをさせられた上に、ギャンブル依存症を生み出すということはごめんです。

2つ目は、地元合意といいますが、合意に至る過程を考えると、民意をあらわしているとは思えないという問題です。

先日、衆議院の決算行政監視委員会第4分科会で、石川県選出の近藤和也議員が津幡町のボートピアの質問に立ち、当時の辻元清美国土交通副大臣が答弁に立っておられましたが、私はインターネットで視聴しました。地元合意をどう考えるのか、地元合意と言われるものが本当に民意をあらわしているのかということが、かなり話し合われていました。「意思決定をどのようにするかということは、民主主義が問われていることだ」とか「委任状のとり方についても、地元の方々がきちんと話し合って協議することが民主主義である」と、辻元元副大臣は繰り返し話しておられました。

舟橋地区の方々にきちんとボートピアが何たるかを知らせ、それに対してどのように考えるのか問うなら、もっと違うやり方があったように思うのです。

まず、きちんと説明して集まってもらうこと、それができない場合は、分かりやすく説明してから委任状をとること、委任状はだれに委任するのかも前もって決めておくことなど、丁寧な対応が必要だったと思います。

舟橋地区で行われた会が説明会だったのか、総会だったのか、それさえはっきりしませんが、125世帯のうち、参加したのが41世帯、委任状が65世帯もあったのですから、委任状の役割は余りにも大きかったと思います。ボートピアが何なのか、全く理解しないまま委任状を出した人もいます。後から自分の出した委任状を見せてほしいと頼んだ人にさえ、それを見せないというのは理解に苦しみます。よほど見せられない事情があったのかと思われます。

また、採決のときにも投票でという声を取り上げず、挙手だという声で採決が行われています。議会議長も同席する中で、挙手による採決では本当の民意が示されたのかを疑問視する声もありました。

ギャンブル場が新たにできるということは、地域にとっては大きな問題です。だからこそ、

早く決めてしまおうとしないで、地域の人に十分説明をし、地域の人が自由に意見を言えるように保障することこそ、民主主義的な手続きではないでしょうか。

津幡町のボートピア問題では、最初の地元合意というものが反対をおそれ、足早に体裁だけを整えて決められたとあって仕方ありません。合意に至る過程で民意をあらわしているとは思えないわけです。

津幡町全域で取り組まれた署名活動でも、当時の有権者の過半数の住民が反対の意思をあらわしています。

以上、ギャンブル場そのものに反対であることと、ボートピアをつくるという地元合意が民意をあらわしたものではないことを問題にしていることは述べましたが、次に質問をいたします。

地元とはどこかという問題です。

私たちは、設置によって影響を受ける範囲も地元と考えています。舟橋だけでなく、加茂、能瀬、緑が丘、庄などの地域も地元と考えています。

しかし、町はこれまでずっと「当該場外舟券売り場の所在する町内会だ」と言い張ってこられました。それならば、グッドワンから提出された開発行為申請書の開発区域に含まれる地域の名称の中に、庄タ152番1、152番2の一部、152番丙と記されています。今までの町の主張では、庄も地元になるのではないのでしょうか。庄地区において、地元合意は必要ではないのでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 （仮称）ボートピア津幡誘致に対する地元合意についてのご質問にお答えいたします。

これまで何度も地元合意についての質問がなされ、前町長がお答えをしまいいりました。

舟橋区を地形や交通など多方面から見て地元

とし、当該地区の合意、議会の反対議決がないことなどを含め総合的な見地から前町長が同意をされたものと理解をしております。

また、5月18日に行われました衆議院決算行政監視委員会第4分科会での近藤議員に対する辻元国土交通副大臣の答弁にありましたように、地元の範囲については、それぞれの自治体の実情等を踏まえ取り扱うべきであると認識をいたしているところでございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 ということは、設置場所の中に庄という地名があっても、それは、ここでは考えないというふうに理解しているということでしょうか。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 そういうことでございます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 今までずっとこの設置場所っていうのは舟橋だというふうに聞いておりましたし、そう私たちも思っていましたので、新たに庄というのが出たときには、本当に驚いてしまいました。それなのに、それをこう問題にしないというあたりに、また、私はすごく問題を感じています。

では、5番目の質問に移らせていただきます。

5点目は、役場の前に建てられております平和都市宣言を、もっと見やすい場所に、もっと見やすくするという要望です。

5月3日からニューヨークの国連本部で、NPT、核不拡散条約ですが、再検討会義が開催されました。NPTの調印国189か国の政府によって構成されている国際会議です。日本共産党の志位和夫委員長もオブザーバー参加のためニューヨークに渡り、各国代表団との会談をし、核兵器廃絶に向けての建設的な話し合いとなりました。また、核兵器廃絶条約の交渉開始を求める決議を全米50州で初めて採択したバーモント州議会を訪れ、心のこもった歓迎を受け、ス

ピーチも求められています。

核兵器廃絶の問題では、日本共産党は要請文を持って再検討会議を運営する方々との会談をしました。カバクチュラン・フィリピン国連大使、ドゥアルテ国連上級代表、シディヤウシクNPT再検討会議第1委員会委員長とのそれぞれの会談で、要請文の方向で認識を共有することができました。そのほかにも、イギリス、エジプト、キューバ、ベトナム、スウェーデン、ブラジル、オランダ、ドイツ、コスタリカとそれぞれ会談を行っています。

志位委員長の報告を読みましたが、核兵器のない世界を築くという意味、この歴史的チャンスを必ず生かしたいという思いが、国際社会の圧倒的多数となっていること。核兵器廃絶のための国際交渉の開始という要請も国際社会の大勢となっていること。さらに、核抑止力や核の傘論について、非同盟諸国・新アジェンダ連合はもとより、NATO諸国からも脱却しようという動きが起こっていることが実感されました。

唯一の被爆国である日本政府が、いまなお核抑止力の呪縛にとらわれ、核の傘に依存し続けるということは、世界の動きから取り残されていると思います。

核廃絶を願う署名を津幡町からもたくさん届けました。署名をしてくださった方々には、この場からお礼を申し上げます。

この国際署名は、691万2,802人分に上りました。日本原水協が集めた署名を受け取る国連本部前のセレモニーのために、カバクチュランNPT議長、ドゥアルテ国連上級代表は、1時間も核兵器のない世界のための国際行動パレードの参加者を待ち受けて署名を受け取りました。署名の現物の大半は、国連本部前の道路の反対側の広場に積まれていましたが、カバクチュランNPT議長は、警官が制止したのに対して「私は、明日から始まるNPT再検討会議の議長です。署名を見にいくのです」と、これを振り切って集約所まで足を運んだそうです。そし

て、翌日のNPT再検討会議の開会に当たって、演説の冒頭で次のように述べました。「きのう、私は、市民社会が集めた署名を受け取りました。彼らの熱意は大変大きなものがあります。私たちは、この熱意にこたえなければなりません。」

市民社会が集めた署名というのは、日本から届けられた署名のことであり、市民の運動への言及は、NPT再検討会議の歴史の中でも初めてのことだそうです。

津幡町役場の前には、平和都市宣言の碑があります。しかし、そのことを知っている町民の方は、どれぐらいおられるのでしょうか。照明灯の柱に打ちつけてありますが、少しさびてきていますし、説明板らしきものもありますが、今では何が書いてあるのかさえ分かりません。これだけ核兵器のない世界を求める声が大きく世界を覆いつつある今、もっとよく見える場所に、もっとよく見えるように、そして、この碑がつくられた経緯も分かるように、ぜひつくり直してというか、建て直していただきたいと思っています。

核兵器廃絶、平和の世界ということは、私たちの本当に大きな願いです。

町長、いかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 平和都市宣言の碑の整備についてのご質問にお答えいたします。

庁舎前駐車場緑地内にある平和都市宣言の標柱は、平成4年第2回津幡町議会定例会で世界の恒久平和と核兵器の廃絶を強く望み、核兵器廃絶平和都市宣言を決議したことに基づき、平和都市宣言の町の看板およびその決議文を記載して設置したものでございます。

ご指摘のとおり、設置以来18年を経過しており、決議文につきましては非常に見えにくくなっておりましたので、すでに修繕を済ませ、決議文が確認できるようになっております。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 決議文、きちんと書いていただいております。ありがとうございました。

すみません。確認をしておりますませんでした。

それから、碑のほうも知っている人は「そこにあるよ」と言われると分かるのですが、ぱっと目につくところとはいかないので、できたら見やすいところに建て直するというわけにはいかないのでしょうか。

最後にそれだけよろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 塩谷議員がどういう場所の評価をされているのか、何とも言えませんが、けれども、我々サイドとすれば、あの場所というのは決して悪い場所ではないというふうに認識をしているところでございまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 こういうのがあつてということ、あるいは、どうしてそんなのができたかということ、きちっとその町民の方に分かってもらって読んでいただくということが大変大事なことだと思いますので、また新しくなったところですので、ぜひ広報などでもお知らせいただきますようお願いいたします。

私からの質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で6番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時5分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕午後2時49分

〔再開〕午後3時05分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

5番 酒井義光議員。

○5番【酒井義光君】 5番、酒井です。

矢田新町長には、今よりさらに元気なまちづくりへの取り組みを期待し、質問をいたします。

1点目の質問です。

当町は、北陸自動車道の東インター、森本イ

ンターからも近く、津幡北バイパスの完成、国道159号バイパス4車線化の完成により、大都市からかなり短時間で行き来ができるようになりました。大きな災害もなく、地形的には本州一の広大な県の森林公園に隣接しており、恵まれた環境になっています。

しかし、これらが最大限に活用されているのか疑問です。

県森林公園を取り上げてみると、町内外の人が散歩、散策などに利用したり、児童を対象にした企画が実施されています。前年度はマコモ投げもありましたが、もっと人を呼び込む大きな企画、交通アクセスのよさを生かし、緑のない大都市からの来園者を呼び込み、町に滞在してもらうくらいの企画が必要ではないでしょうか。スポーツ大会、森林体験勉強、健康村、周辺のリンゴ園でのもぎとり体験、シイタケ栽培体験、川の上流での水遊びなど、宿泊して体験してもらえる企画を地域一帯で支援していくよう、前向きに取り組まなければなりません。

また、大都市との交流など欠かせないものかと思います。大都市との交流についての事例の一つを紹介してみます。

昨年、群馬県の川場村に農業研修に行きました。人口4,028人、面積85.29平方キロの小さな村です。ここでは、区民健康村相互協力協定ということで、東京の世田谷区と都市交流をしていることが紹介されました。

川場村の基幹産業は農林業で、農業従事者の高齢化や耕作放棄地がふえる傾向にあり、田園風景の荒廃が懸念されていました。打開策として、恵まれた環境と田園風景を生かした農業プラス観光ということで、田園休暇村事業により村の活性化を図ろうとしていました。

そのころ人口83万4,600人の世田谷区は、基本計画の重点事業として区民健康村づくり計画に取り組み中で、豊かな自然と田園に恵まれた山村自治体との連携をもとに、区民がふるさと感を味わい、健康的な余暇時間を過ごせる大規

模レクリエーション施設を建設し、自治体同士、住民同士の交流により、相互に活性化を図ろうとしているところであったそうです。

川場村と世田谷区との交流が始まり、広大な用地を確保し、両者が資金を出し合い保養施設、研修施設の健康村を建設し、レンタアップル、イチゴ摘みとジャムづくり、区立小学校児童の移動教室、森のキャンプ、青年・婦人・高齢者の交歓交流も活発に行われるようになり、小学校の姉妹校、短期ホームステイ、山村留学、6年生の民泊やイワナのつかみ取り、また、健康村を拠点に、19年度は5月中旬から11月上旬に、世田谷区立小学校64校全校の5年生の移動教室で延べ1万7,511人が2泊3日健康村を利用しているそうです。世田谷区民協定10周年を記念して、森林整備、友好の森事業にも取り組まれているそうです。

宿泊施設の利用者は、19年度に区民4万6,232人、一般の人を入れて6万3,743人、日帰りの4,266人を入れて6万8,009人とのことでした。また、年度別観光入り込み客の村内消費額は、19億3,400万円だそうです。

群馬県の田舎といっても大都会から近く、当町には当てはまることはないかもしれません。しかし、何らかの働きかけ次第で交流人口がふえ、今よりさらに元気な町になることも十分考えられます。そこで、新町長に3点について伺いいたします。

1点目に、便利になった道路網を当町としてどのように活用していきますか。

2点目に、県森林公園周辺施設に他の都道府県から滞在型の誘客を図るため、都市交流などに取り組んではと思いますが、現在の交流などの状況はどうなっていますか。また、公園内にあるスポーツ施設やレジャー施設を有効利用するため、スポーツ大会の開催なども働きかけるべきでないでしょうか。

3点目に、森林公園に桜をもっとふやし、桜通り、メタセコイア通り、町花のツツジ通り、

秋には山全体が紅葉するなど、町民全体が参加したくなる森林公園自体の魅力づくりを県に働きかけたいと思いますが、町長の今後の取り組みをお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 酒井議員の道路網の活用についてのご質問にお答えいたします。

まず、便利になった道路網の活用はとのご質問につきましては、この便利になった道路網を利用していただき、津幡町に寄ってもらうにはどうしたらいいのか。魅力のない町であれば、ただの通過道路でしかなくなるわけで、大変重要で大きな課題であると存じます。

特に、平成21年3月に国道8号津幡北バイパスが開通し、加賀、能登、富山の分岐点としての基幹道路網が整備されたこととなり、その位置的利便性を最大限に活用を図るため、当町が全国に向けて発信できる石川県森林公園や河北潟、倶利伽羅不動尊などを、今後もさらに発信し、都市住民などの交流人口増加に努めてまいりたいと存じます。

次に、滞在型の誘客を図るため都市交流の取り組みと現況はとのことですが、現在、公の滞在型施設としては、石川県森林公園三国山園地と町の総合交流型宿泊研修施設倶利伽羅塾の2か所がございます。平成21年実績は、三国山キャンプ場では宿泊客が4,536名、日帰りが1万2,585名でありました。倶利伽羅塾では宿泊客が4,065名、日帰りが11万618名でございました。また、石川県森林公園津幡園地におきましては、15万2,092名の来園者がありました。

今後の都市交流の取り組みといたしましては、関東ふるさと津幡会の会員の皆さまが住んでいらっしゃる自治体と交流できないか、会員の皆さまに声をかけてみたいと思っているところでございます。

次に、森林公園内でのスポーツ大会なども働きかけるべきであるとのことですが、昨年の11月15日には、石川かほく農業協同組合、

津幡町商工会、金沢森林組合、森林公園地域振興会、そして、津幡町で組織した森林公園活性化津幡町連携協議会主催のイベントで「飛べ、まこも めざせ日本一in津幡」を実施いたしました。あいにくの天候により室内での催しとなりましたが、議員の皆さま多数の参加もあり、総勢143名の参加者をいただいております。

次に、町民が参加したくなる森林公園の魅力づくりを県に働きかけよとの質問でございますが、特に、津幡町の重要な観光地となっております石川県森林公園を、もう少し分かりやすい特徴が見える施設づくり、例えば、桜ロードなども一つの目玉といえるかと思えます。また、雨天時においても、バーベキューができるような多目的施設や森林動物園や加茂池なども取り込んだイベントを県に働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

今後も、森林公園の魅力を十分に発揮できるように、町議会森林公園活性化対策特別委員会のご意見も伺いながら、これまで以上にいろいろなイベントなどを企画し、石川県森林公園を盛り立てていく所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長【谷口正一君】 酒井義光議員。

○5番【酒井義光君】 今ほど、答弁ありがとうございました。

さきほどの南田議員の都市交流、あるいは、森林公園と皆さんの期待がほぼこういうところにあるのかと思っておりますので、町長の人脈で、どこかいろんなところから人をたくさん誘っていただきますように、ご期待を申し上げたいと思います。

それでは2点目に、元県道の歩道整備についてお伺いいたします。

19年12月議会において、国道159号線側道の歩道整備について質問させていただきましたが、バイパス4車線化と同時に歩道整備もされ、今では舗装された歩道が、かほく市から当町まで

完成しました。

しかし、元県道、いわゆる舟橋インターから町に入る道路の歩道については、未整備のままです。自転車通行可となっていますが、余りに狭く危険な状態です。もちろん、津幡中学校の自転車指定通学路となっています。

第一舟橋踏切の横からは幅1.5メートル程度あり、まだ広く感じますが、五月田踏切寄りの190メートルが、1メートル10センチ前後で、北陸電力跡地の向かいあたりが一番狭く85センチ程度しかありません。また、歩道が道路面から23センチも高く、なお狭く感じます。

夕方には、中学生が自転車でこの歩道や道路の路肩を走っており、車の運転中、危険を感じることもたびたびあります。

また、車幅65センチのセニアカーに乗って町に向かっているとき、能瀬、舟橋の歩道は広く楽な気持ちで出かけたが、さきの85センチの幅員のあたりで通れるのか不安になったが戻るわけにもいかず、何とか通ることができた。また、前後左右に勾配がついており、怖かったと話していました。現在は、車道を通っているそうですが、横を車が通るたび怖い思いをしているとのこと。

早急に改善をすべきと思いますが、町としての対応を、町長にお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 元県道である町道太田舟橋線の歩道の整備に関するご質問にお答えいたします。

ご質問の道路につきましては、平成14年4月に国道159号から県へ移管され県道森本津幡線となり、さらに平成20年3月に町へと移管され、現在は町道太田舟橋線として認定されております。

ご指摘のとおり、五月田踏切付近から能瀬側への190メートルの区間におきましては、歩道の幅員が1.2メートルから1.4メートルで、現在の歩道の設置基準より判断しますと十分な幅員

が確保されておりません。また、一部においては幅員が1メートル未満の箇所も見受けられました。

歩道は、歩行者の安全を確保するために重要な道路施設であると認識しております。歩道の幅員が十分に確保されていない区間につきましては、町民の安全、安心を守るため、今後早急に調査を行い、国庫補助事業採択へ向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長【谷口正一君】 酒井義光議員。

○5番【酒井義光君】 どうもありがとうございます。

子どもの通学路ということは、自転車と歩道を歩いている人の接触ということも考えられますし、また、自転車単独の事故ということも考えられますので、早急に取り組んでいただけないかと思っております。

次に3点目に、役場横に設置され、多くの町民に利用されているリサイクルエコステーション・つばたRecoについてですが、リサイクル品の持ち込みが絶えないくらい利用されています。しかし、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、プラスチックの持ち込みが多く、回収業者に頻繁に回収依頼をしているとのこと。

Recoの管理者によっては、缶、ペットボトルはすぐいっぱいになり、つぶしてほしいと言われる方もおられます。

そこで、簡単に缶のプレスをする機械がないか調べてみました。缶プレスという機械があり、缶のプレスとペットボトルのプレスができるとのこと。価格もそんなに高いことはないようです。ペットボトルを粉砕する機械は騒音がひどく、騒音対策をしない限り設置には適さないとのこと。また、プラスチックの処理機は大型であり、簡単に設置できないとのこと。

缶プレスは洗濯機程度の大きさで、3品目のプレスをすることにより搬出の経費、スペ

ース面のメリットがあるかと思われますが、費用対効果を調査し、導入の検討をしたらよいと考えますが、町民福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 つばたRecoに缶プレス機導入をとのご質問にお答えをいたします。

昨年8月にオープンしたつばたRecoの利用者は徐々に増加し、最近では好天の土曜、日曜ともなりますと、概算ではありますが1日に300人以上の皆さまに利用されている現状でございます。

ご質問の4品目についての搬出間隔と1回当たりの搬出量は、1袋どれも大きさが縦、横、深さが85センチのもので、アルミ缶では約10日で20袋程度、スチール缶は約15日で12袋程度、ペットボトルは約7日で20袋程度、プラスチック類では約4日で40袋程度を収集業者が専用車両で搬出をいたしております。

そのうち月2回は町内での資源物計画収集時にあわせるほか、アルミ缶、スチール缶、新聞・雑誌類は業者と再生資源売買契約による搬出とするなど、搬出における新たな経費がかからないようにいたしております。

また、作業員にはストックヤードのスペースを少しでも有効に利用するため、整理作業にあわせ、ペットボトルやアルミ缶は軽くつぶしていただいております、連休明けなど特殊な日以外はストックヤードが満載にならないように管理を行っております。

ご提案いただきました缶プレス機導入についてでございますが、いましばらくは町民の皆さんに対してアルミ缶とペットボトルは軽くつぶしていただくようお願いをさせていただき、ストックヤードのスペース確保等に努めたいと思っております。

今後は、つばたRecoの容量や回収頻度ならびに缶プレス機の適応機種種の検討や費用対効果お

よびプレス加工したことにより収集業者等において再度一定規格でのプレス加工する場合での問題点などを調査、検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 酒井義光議員。

○5番【酒井義光君】 Recoのほうもだんだん利用者がふえてくると思います。

また、本当は発砲スチロールのような大きいものをつぶせればと思うんですけれども、大きいプラントということで全然無理だそうなので、少しでも容量を落とせればと思っております。

また、よろしくをお願いいたします。これで、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で5番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、2番 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 2番、中村一子です。

まず、温水プール財源等について質問させていただきます。

この件に関しては、ほかの議員の方々も質問されている部分で重複するところもありますので、それは省略させていただきます。

ことし3月に見直された第四次津幡町総合計画には、温水プール施設整備事業に対し、2013年5億円。その内訳は、国、県の支出金2億円、一般財源3億円となっていて、2014年も5億円で同様な内容となっています。

これに関する説明と町長のお考えをお聞きます。

それから、温水プールの構想は2006年に策定された第四次津幡町総合計画にあったわけですが、この計画は2004年に中学校全生徒に加え、高校生以上の町民2,500人を対象にしてとったアンケート結果を受けてのものだろうと推測されます。

当時どのようにしてアンケートがとられたの

か、そのときのアンケート用紙のコピーが今、手元にあります。

これを見ますと、津幡町に必要な、あるいは、ほしい施設を選んでください。必要なもの3つ以内に丸をつけてくださいという選択制になっていて、12項目が挙げられています。見ると、1番屋内プール、2番スポーツジムという順番で並んでいます。

アンケート結果を見ますと、1位が温水プール、2位がスポーツジムの順番になっています。

アンケートのつくり方そのものが、屋内のプールの答えを誘導するためのものであったのかもしれないという、そういう懸念が残ります。とはいえ、当時は内灘にはすでに町営プールがあり、当時の高松町にもジョイアクロスがオープンし、文化会館が完成したばかりの津幡町にないのはプールであり、プールがほしいと町民が思うのは、当然と言えば当然と言えます。

今、温水プールについては、私は2つの問題があると思います。その1つは、このアンケートが約6年前にとられたものであり、現在の厳しい財政状況を踏まえれば、今プールについて住民がどう考えるのだろうかということです。6年前の対象も、設問も偏ったアンケート結果が、今も有効なものかどうかということです。

そして、2つ目、今後の重要課題の1つとして、温水プール建設にいくらかかるか、維持管理にいくらかかるか、町の負担はどれほどになるのかを、町民に情報を公開することです。

プールにどれだけの税金をつぎ込むのかを明らかにし、その上で、町に温水プールは必要かどうか、温水プールを望むのかどうか、住民の意見を十分に聞く必要があると思います。

これについて、町長はどのように考えられますか。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 第四次総合計画の中についての温水プールにつきましては、さきほど来、道下議員、角井議員、塩谷議員等のご質問

にお答えしたとおりでございます。

具体的な計画ができた際には、議員の皆さま、住民の皆さまにもお示ししたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

それから、そのアンケートのとり方についてのお話でございますけれども、私自身、その当時のことを存じておりませんので何とも言えませんけれども、ただ、役場の1階にあります目安箱等には、かなりの枚数の、かなりの人数の方から「温水プールはいつごろできるのか、早くつくってほしい」というような要望が入っているという話は聞かされておりますので、ご理解も賜りたいというふうに思います。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 温水プール等の財源等については住民に公開し、また、住民の意見を十分に聞くということでお願いしたいと思います。

続きまして、無料巡回バス、福祉巡回バスの運行の提案ということで質問させていただきま。バスに関しては、過去に2回一般質問をしております。今回で3回目です。

津幡町の高齢化は進んでいます。山間地域、町なかを問わず、高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。

私が住んでいる能瀬地区でも、ご近所にひとり住まいの高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。御飯をつくったり、洗濯をしたりと日常生活を送っていらっしゃいますが、買い物や病院へ行くのに苦労し、大変困っています。

一例を挙げますと、浦能瀬の団地に住むひとり暮らしのある女性は、高齢化で自家用車に乗るのが難しくなりましたが、近くにはバスが走っていませんし、鉄道の駅からも遠く、毎回タクシーを利用するわけにはいかず、団地という住宅街に住んでいても、生活するのに困っているというお話でした。

太田地区などの昔からの住宅街についても同

様なことが言えますし、町なかに住んでいても生活のための足の確保が難しいのが現状ではないでしょうか。山間地域の高齢者にとってはなおさらです。そのような自家用車を利用できない高齢者や交通弱者に対する対応策について、生活面全体を視野に入れながら考えてみる必要があるだと思います。

家族の助けが得られない高齢者、車を持たない人、運転できない人、近所に店舗等がない地区に住む人たちは、食料、生活用品など生活に必要な品物をどのようにして調達しているのかを考えてみますと、生協や店舗販売の配達サービス、弁当配達サービスなど、配達によるもの、スーパー等の送迎車による買い物サービス、車による移動販売、ネット販売などが考えられますが、買い物については、全国的にもさまざまな試みがなされています。

しかし、現実的にすぐに活用できるかといえど難しいこともあります。商品によっては対応できないものもあり、やはり、みずから買い物に行かなければなりません。となると、やはりバス、鉄道、タクシーなどを利用して買い物に出かけるということが欠かせません。病気への対応は往診も考えられますが、通院が不可欠です。また、公共施設等への足の確保も大切です。

高齢者が自主的に免許返納した場合、町営バスの無料券が配布されることになりましたが、バスの運行路線や1日の本数から見ても足りていないというのが現状ではないでしょうか。住民は、車を手放せば生活できなくなるという不安を持っています。現在のバス事業では、免許を返納したくても返納したら即、日常生活に支障を来すというのが現状です。

バスを利用する人は年々減っています。利用収入も、2007年は約1,854万円、3年後の2010年度の見込みは1,490万円です。

現在、バス事業の総額は2010年度予算で見ますと7,412万6,000円、その内訳は利用収入が1,490万円、県補助金が1,100万円、繰入金

4,812万5,000円が主な収入となっています。町は、年間バス事業に約4,800万円を負担していることになります。

地域格差の是正、生活の利便性の格差を是正するためにも、バスは大きな役割を担えるはずです。無料のバスを走らせられないかというのが今回の提案です。福祉巡回バスの走行です。

お隣のかほく市では、昨年の2009年10月13日から、本格的に福祉巡回バスの運行が始まりました。だれが乗っても、どこまで乗っても無料です。少しその内容を説明します。

福祉巡回バスは、かほく市市民部健康福祉課が担当しています。運行路線は、海回り、中央、南回り、北回りルート of 4 路線。各路線については、週に2回の走行で、午前9時ごろから5時ごろまでの間に、一日4から6便が走ります。例えば、一番人気のある海回りルートは、火曜日と木曜日に午前9時ごろから午後4時半ごろまでの間に、一日に上り線6便、下り線6便が走っています。どこから乗っても、だれが乗っても無料です。片道約50分のコースにバス停が29か所。最寄りのバス停から乗って、高松駅や市役所へも病院や買い物へも行けます。約1時間に1本が走行されていることになります。時刻表から推察して、用事を済ませて帰宅するにしても、バスは利用しやすいのではないかと考えられます。

津幡町には、福祉バスが走っております。しかし、週2回往復1便です。病院へ行って、買い物をして、ウェルピア倉見に行くというわけにはいきませんし、高齢者の方しか乗車できません。帰りの便は、時間が開いていて利用しにくい。まず、利便性を重要課題として考え、利用しやすい交通網を再構築することが大切ではないでしょうか。

かほく市は、1年間、福祉巡回バスを実験的に走らせ、さまざまな路線について住民のニーズを調査し、その上で、2009年10月13日から本格的に福祉巡回バスを始めました。お試し期間

の1年間、住民は生活の足としての路線を失わないために積極的にバスを利用したということです。

かほく市の2010年度予算を見ますと、福祉巡回バスの予算合計は926万5,000円です。土日、祝日、振替休日、年末年始はお休みで、バス2台による平日運行です。その内訳は、詳しく通告してありますので簡単にご説明いたしますと、その主な内容は、運転業務委託料に513万5,000円、ガソリン代や修繕費に246万8,000円、そして、福祉巡回バスの路線は市営バスの路線と重ならないように運行路線を考えたため、福祉巡回バス路線のない地域の市営バス路線の利用者60歳以上の方と身体障害、知的障害、精神障害の療育手帳所持者に対して、公平性を保つために市営バスの利用料金の一部をこれらの該当者に助成しており、その助成金が113万7,000円となっています。運転手は、シルバー人材センターに委託しております。大型一種免許を持つ、5名の運転手さんが担当しています。1日2台のバスで、午前9時ごろから午後5時ごろまで、1日2人の運転手さんで運行します。各運転手さんは、週に2回のお勤めだそうです。513万5,000円は、シルバー人材センターから派遣された運転手さんの給料に当たります。

バスは車内18人ほどの座席数で、合計29人まで乗ることが可能な小型バスです。子どもの通学バスとしては、利用は不可だそうです。しかし、かほく市以外の人でも、だれでも無料で乗れます。本格運行になってから利用客がふえているということです。

実際、南回りルートに私も乗ってみました。車1台しか通れないような細い道も走行しているのを知りました。バスは小回りがきき、Uターンしたりして、町裏の路地のようなところまで走ります。かほく市役所前から約1時間余りで多田公民館前まで行き、また市役所に戻ってきました。多田公民館前からの帰りの車内から、津幡町の御門出町地区の住宅や能瀬保育園がす

ぐそばに見えました。

地域格差の是正、生活の利便性の格差を是正し、どこに住んでいても安心して暮らせるために、津幡町の事情に合った本格的なバス改革を検討してください。

町には、町営バス、福祉バス、デマンドバスなど走っておりますが、だれもが無料で乗れる福祉巡回バスは、高齢者だけでなく広い意味での福祉としてとらえることができますし、利用者がふえれば町営バスの利用にもつながるとも考えられます。買い物や病院へ行くだけでなく、シグナスに寄って本を読んだりして帰ることもできますし、行動範囲が広がることは、ひきこもりがちな人にとってもよいことではないかと思っています。

住民の要望を把握した上で実証実験し、その結果を踏まえ、津幡町の公共交通の行く先を示していただきたいと思います。

町長に答弁をお願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 津幡町の事情に合った本格的なバス改革の検討を、無料巡回バス運行の提案についてのご質問にお答えいたします。

津幡町は、道路交通網の整備や県都金沢市に隣接する地理的条件などから、町内各地区で宅地造成開発が進み、中条地区においては太田・潟端区、井上地区では井上の荘、英田地区では能瀬区、津幡地区では緑が丘区、また、近年では、北中条区など、各地域で定住人口が大きく伸び、発展してまいりました。

しかしながら、このような各地域では、一斉の世代交代などで高齢化が進み、福祉バスのみならず、密度の高い路線バスの必要性も感じているところがございます。

町では、現在まで町営バスの運行改正にあたり、地域および利便性の格差是正とバス事業費が増大しないことを基本に進めてまいりました。

現段階で検討していることは、シグナス通りを経由した公共施設の利用と買い物への利便性

向上を目指した、市街地を運行するコミュニティバスの充実であり、改正に向けて準備を進めているところでございます。本年5月には、これまで寄せられましたご意見を踏まえ、JRへの乗り継ぎを考慮したバス運行時刻の改正を実施したところでもあります。

次に、無料巡回バス運行の提案についてでございますが、現在、本町におきまして、高齢者や障害のある方が無料で利用できる福祉バスは、各地域へ週2回、1日1往復で運行を行っており、年間約3万2,000人、1日当たりでは、約150人の方々に利用されております。

本年2月には、福祉バスの利便性の向上を図るため、ウェルピア倉見において降車場所の増設に関するアンケート調査を実施したところ、138人の方から回答いただきました。その結果、85.5パーセントの方が現在の降車場所で満足されておられました。

巡回バスを無料化にすることにより、確かにさまざまな制約が少なくなり、運行管理に係る業務の簡素化も図られますが、その反面、運賃収入の減少による経営悪化が懸念されます。

これまで、福祉バスをワンコインの有料化とし、だれでも利用できる路線バスとの統合案のご意見もありましたが、検討結果として、当面は現状の運行を継続するとの結論となったものでございます。

このようなことから、本町バス事業の継続性も勘案し、当分は現行のまま、町営バスと福祉バスを運行していきたいと考えております。また、効果的なバス事業を展開していくことができるよう、今後の財政状況も含め、各方面からご意見を伺いながら、必要に応じて現行の事業の見直しを行いたいと考えております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 この福祉巡回バス、無料バスを出しているところは、全国にもまだ余りありません。

愛知県の弥富市というところが今、随分前か

らやっちはいますけれども、さまざまな意味で、また再検討されているという実情もあります。

しかしながら、このお隣のかほく市の取り組みというのも、私は非常におもしろいなと言ったらおかしいんですが、何か夢のある、何かわくわくするような事業だなと思ったんです。

つまり、日常的に、ちょっと、じゃあシグナスに行ってみようと思えば行けます。でも、今の場合は何か理由がないといけない。無料バスがあれば、もっと、何ていうか、津幡町をもっと広く知る、一つの手立てにもなるんじゃないか。それから、生活の足ともなる。老人も、それから、おばさんもおじさんも若者も乗れるような、そういったバスがあればいいなということをおっしゃったので、また、検討していただければと思っております。

続きまして、公営ギャンブル場の（仮称）ボートピア津幡について質問いたします。

最初の質問は、公営ギャンブル場の（仮称）ボートピア津幡の今後に関するものです。

矢田町長さんに対しましては、ボートピアに関して私は初めて質問いたしますので、ぜひ、町長のお考えをお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

町は、ボートピアを設置することを認める理由を住民に対してきちんと説明する場も、そして、多くの町民の声を直接聞く場も、とうとう一度も設けてきませんでした。

議会もボートピア設置に関する説明会を求める請願など、ことごとく不採択にし続けてきました。

そして、ことしの4月26日、県は、競艇場、場外舟券売り場（仮称）ボートピア津幡を運営する民間会社である株式会社グッドワンに対し、都市計画法に基づいて開発行為申請を許可するに至りました。偶然にも、4月26日は、町長が初登庁した日でもあります。

ボートピアに関しては、矢田町長の選挙公報には心配のないような万全な対策をとるとあり

ました。それから、新聞報道にも、町長はボートピアを推進したり、反対してきたことはないに掲載されていました。

今後、町長は町民に対し、どのような方法で向き合っていくおつもりなのかお聞きします。

それから、みどり市、あるいは株式会社グッドワンと新たに結んだ協定はありますか。あるとしたら、どのような内容ですか。

続きまして、（仮称）ボートピア津幡環境委員会の委員の選出方法について質問します。

2008年4月30日にみどり市と津幡町が結んだ行政間協定で、（仮称）ボートピア津幡環境委員会の構成員の人数、任期、役員、委員会の運営方法等については、みどり市と津幡町の協議の上、別に定めるものとされているようですが、協議はされたのでしょうか。その内容についても説明してください。また、環境委員会では、さまざまな意見を持って、審議、協議されることが大切です。人選は町長の言う、心配のないような万全の対策を図るためにも重要な課題です。どのような方法で人選されるのか。公募もしていただきたいと思います。また、みどり市と協定を結んでいるのですから、委員会には当然、みどり市の代表も入ることが必要です。みどり市は、委員会の構成員として参加されるかどうか確認したい。

それから最後に、ボートピア津幡の工事の施工者は、株式会社津幡工業に決まったということですが、その決定の経緯について、町長はご存じでしょうか。もし知っていらっしゃるのであればお願いします。

〔議席で笑声あり〕

以上です。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 （仮称）ボートピア津幡に対して説明会の開催、新協定、環境委員会の人選、工事施工者等についてのご質問にお答えいたします。

まず、説明会の開催についてでございますが、

前町長がこれまでお答えしてきたとおりでございまして、私自身も考えてはいません。

次に、みどり市あるいはグッドワンと新たに結んだ協定はとのことですが、議員や町民の皆さまにご報告すべき協定は現在のところ締結してはおりませんが、開発行為により設置される公共施設に関する協定を申請者と締結しております。

次に、（仮称）ボートピア津幡環境委員会の人選についての質問ですが、平成20年4月30日にみどり市と津幡町が締結した行政間の協定書には、当該委員会を組織し、その委員会の構成員とは別に定める細目協定によるとしております。そして、その細目協定は、当施設の開設前までに締結することになっており、現在締結しておりませんので、ご理解を願いたいと思います。

次に、工事施工者の決定の経緯やどのように決まったのかについてですが、工事施工者は、開発行為の申請に際し、申請者が提出したことでもありますので、私が開知することではないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

なお、新聞等で見られたという話でございませうけれども、矢田富郎自身がボートピアに反対もしない、賛成もしないというようなことを今言われましたけれども、私は、記者会見の時に申し上げましたのは、現地に行って推進派の方々と一緒に推進をしたこともない。反対をされている皆さん方と一緒に反対の署名をとって歩いたこともございませう。そういう言い方でございました。ましてや、町議会の中において議決に加わったわけでもございませう。

現時点で言うならば、開発行為の申請も出されているということであれば、容認をするというのが一番ベターな行動ではないのかなという思いで発言をさせていただいたということをご理解賜りたいというふうに思います。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 中村再質問します。

造成工事に関する制限と許可ということで、確かに、県に開発許可申請を出す前段階において、町と協議をしなければならないということになっていると思うんですが、その中身はどのようなになっておりますか。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 道路、公園、上水道、下水道に関する維持管理等についての協定を締結いたしております。

内容は、維持管理等に必要な費用負担等について明記されたものでございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 維持管理等にどのように明記されているのか、お願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 内容細部につきましては、都市建設課長に説明させます。

○議長【谷口正一君】 岩本都市建設課長。

○都市建設課長【岩本正男君】 お答えいたします。

中村議員のご質問なんですが、開発行為の場合は事前協議が必要となっています。

その当時、開発の手続上、法律にのっとって町としても対応しております。その中で、公共施設についての事前協議を全部済ませた中で、今、町長が申し上げましたとおり、道路、公園、上水、下水についての協定を結び、基本的には管理、一般的に管理についての費用負担については、申請者で行ってもらおうという形の中で協定を結んでおります。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 続きまして第2問なんですが、2005年5月に採択されたという舟橋地区の同意について質問いたします。

2005年5月14日、舟橋会館にてボートピア誘致計画に関する説明会が開かれたということですが、参加者が少なく流会となり、その1週間

後の5月21日に第2回説明会が実施され、その場で挙手により賛否の採決がとられたということです。役員の報告では、舟橋地区に125世帯がある中で、この日41世帯が参加しました。委任状が65世帯、欠席が19世帯ということで、参加した41世帯の中で賛成36世帯、反対は5でした。しかしながら、国土交通省海事局総務課がボートピア推進本部に確認したその結果は、125世帯のうち、参加したのは41世帯、委任状は68世帯で、採決の結果、参加した世帯の賛成35、委任状68とし、反対5、無効17世帯と報告されているということです。この結果報告は、国土交通省海事局総務課からしっかりと文書で受け取っております。

そこで、町長に1番目の質問です。

舟橋地区からの報告では5月21日の説明会での賛成世帯数は36世帯、しかし、国土交通省の海事局総務課がボートピア推進本部に確認した賛成世帯数は35世帯と、その数に違いがあります。また、委任状は舟橋地区の報告では65世帯で、ボートピア推進本部で確認されているものは68世帯です。委任状には3世帯もの誤差があります。このような違いについて町長はどう思いますか。

続いて、2番目の質問です。

委任状に署名した舟橋地区の住民が、自分が署名した委任状をもう一度見せてくださいと、当時の区長の家に行き、頼みましたが断られ、自分の書いた委任状は見せてもらえませんでした。そして、役員会で見せないことに決定したとの話が区長からありました。自分が書いた委任状を見ることもできないような事態について、また、役員会で見せないことにしたという決定について、町長はどう思われますか。

5月14日と21日の舟橋会館での採決に至る経緯について、簡単であります。今、町長にご説明いたしました。

そこで、3番目の質問です。

委任状を書いた世帯は、ボートピアがどのよ

うな施設かを理解していて委任したと町長は思われますか。

町長の答弁をよろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 舟橋区の同意は民主的プロセスを踏んだのかとのご質問にお答えをいたします。

これまで何度も舟橋区の同意に関する質問に、前の町長がお答えしたとおりでございます。舟橋区において行った行為でありますので、私がおの行為に対し意見を述べることは控えさせていただきますと思います。

よろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 立場にないということですが、これについてはどう思うかっていうこともお話しできないということで理解してよろしいのかなと思いますが、2005年5月21日のこの舟橋会館での採決に関する委任状、あるいは説明会に出された文書、あるいは当時の議事録、そのような重要な証拠書類の保全の必要性を感じた住民が、証拠保全申立書を2007年2月に金沢地方裁判所に提出して、それが認められました。しかし、当時の区長は、検証される期日にこれらの文書を提示することはありませんでした。

本来なら、住民に対する十分な説明と場外舟券売り場誘致への事業の検証がなされた上で、住民の意見を聞かねばならないはずなのに、舟橋地区の多くの住民はボートピアについての説明会を開かされることもなく、委任状を書かされ、こうしてわずか1週間でかき集められた委任状が民意とみなされてしまった。そして、委任状の数さえ、舟橋地区のいう数と、それを受けたボートピア推進本部での委任状の数が違うということ。3世帯も違うということ。一致していないということ。この状況をどう説明できるでしょうか。この採決について、信憑性に欠けると思われても仕方がないのではないでしょ

うか。

地元とされる舟橋地区の同意は、民意であるとは、決して言えないと思います。これは、民意の捏造ではないかと、私は思います。民意はどこへ行ったのかと問われれば、もともと舟橋地区の同意に民意の入る余地さえ与えられていなかったことを町長に知っていただきたいと思います。

さらに言えば、ボートピアの白紙撤回を求めて、私たちが舟橋地区を回っているときに、何人かの女性から言われました。「男どもが決めた誘致や」そういうんです。1世帯1票という戦前の家父長制を引きずるようなサインのとり方もまた非民主的と言わざるを得ないと私は思います。

舟橋地区の同意のとり方、プロセスには、問題があると考えます。よく調査し、実情を公開することが本来なら必要だと思います。そうしなければ、民主主義はあるとは言えないと思います。

続きまして、3番目の質問です。

ボートピア津幡に関する最後の質問は、地元の同意、ここでいう地元とは何かということに関する質問です。

国土交通省海事局長の通達には、場外発売場設置に当たり、地元との調整がとれていることを重視しております。そのために当該場外発売場の所在する自治会等の同意、市町村の長の同意および市町村議会が反対を議決していないことをいうとあります。

この地元合意三要件は、何のためにあると町長は思われますか。それから、この当該場外発売場の所在する自治会等の同意とありますが、この自治会等とは舟橋地区のみのことを指しているのでしょうか。もしそうであるならば、その理由は何ですか。

それから、さきほど塩谷議員の質問にもありました開発登録簿に庄地区が含まれております。庄地区の同意も必要ではないのでしょうか。

お願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 今ほどの舟橋地区の同意だけでいいのかとのご質問にお答えいたします。

まず、地元合意三要件についてであります、地元、議会、首長、それぞれがそれぞれの立場で検討し、合意することにより、より一層の民主的な合意を形成することになると考えております。したがって、その合意は最大限に尊重すべきものと認識しております。

次に、所在する自治会等とは舟橋区のみを指すのか、開発区域に庄地区が含まれていた、庄地区の住民の意思確認の必要があるのではとの質問については、さきほど塩谷議員の質問にお答えをしましたが、舟橋区の地形や交通など多方面から見て地元だと考えておりますが、最終的には国土交通省が判断するものと思っております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 昔というか、以前に、村町長が地元の定義とはということで答弁されております。そのとき「地元の定義につきましては、ボートピア建設予定地である舟橋区が地元であると思っております」という答弁でした。

もしそれに従うのであれば、庄地区もボートピア建設予定地であることには間違いのないと思います。なぜ、庄地区が入らないのか。「実情等の認識を踏まえて」と、さきほど塩谷議員の答弁に町長はされておりました。「地域の実情等の認識を踏まえての地元である」と。しかしながら、この地元の定義、村町長はこのようにおっしゃっておりました。非常に矛盾を感じますし、それでは地元とは何なのかということについて、再質問をお願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 さきほどから何度も申し上げておりますとおり、当該地域の地形や地理的状况、交通などの観点から舟橋区が当該施

設の属する地元区だと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 町長は、三要件は民主的な合意であるとおっしゃいました。

三要件は何のためにあるのでしょうか。それは、ボートピアが住民の生活に脅威を与えるかどうか。また、ボートピアが設置された後の環境を住民がどう思うのか。設置しても問題がないと考えるのか。問題があると考えたのか。真に民意を問うための三要件ではないでしょうか。この三要件の本旨に立ち返ることが必要だと思います。あらゆる法というものの解釈は、その法がつくられたそのときの問題点や、その必要性に立ち返って考えられるべきです。

ボートピア設置によって、生活を脅かされる可能性のあるあらゆる人々の民意が問われるべきだと思います。

ボートピアに関して町民への説明もなく、町民への事業の検証の公開もなくして2005年の5月21日に採択された地元とされる舟橋地区の同意は無効であり、民意なき捏造された同意ではないかということを経済にもう一度申し上げ、そして、本当に民主的なプロセスとは何かということについて、私はこのことに疑問を持っているということをお伝えして質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で2番 中村一子議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

＜閉 議＞

○議長【谷口正一君】 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、6月4日から6月9日まででは休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、6月4日から6月9日までは、
委員会審査のため休会とすることに決定しまし
た。

次の本会議は、10日に開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時11分

平成22年6月10日（水）

○出席議員（18名）

議 長	谷 口 正 一	副議長	南 田 孝 是
1 番	荒 井 克	2 番	中 村 一 子
3 番	森 山 時 夫	4 番	角 井 外喜雄
5 番	酒 井 義 光	6 番	塩 谷 道 子
7 番	多 賀 吉 一	8 番	向 正 則
9 番	道 下 政 博	10 番	鈴 木 準 一
13 番	山 崎 太 市	14 番	洲 崎 正 昭
15 番	長谷川 恵 子	16 番	河 上 孝 夫
17 番	谷 下 紀 義	18 番	中 田 健 二

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	矢 田 征 夫
総 務 部 長	坂 本 守	総 務 課 長	長 和 義
企画財政課長	岡 本 昌 広	監 理 課 長	大 田 新太郎
税 務 課 長	河 上 孝 光	町民福祉部長	焼 田 新 一
町民児童課長	瀧 川 嘉 孝	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	板 坂 要	環境安全課長	竹 本 信 幸
産業建設部長	川 村 善 一	産業経済課長	榊 田 和 男
都市建設課長	岩 本 正 男	上下水道部長	村 田 善 紀
料 金 課 長	太 田 和 夫	上下水道課長	石 庫 要
会 計 管 理 者	北 野 力	会 計 課 長	橋 屋 俊 一
監査委員事務局長	大 坂 茂	消 防 長	高 森 良 昭
消 防 次 長	國 本 学	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長	藤 本 英 幸	学校教育課長	八 田 信 二
生涯教育課長	宮 川 真 一	河北中央病院事務長	東 本 栄 三
河北中央病院事務課長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議会事務局長補佐	高 山 真由美
総務課長補佐	田 中 健 一	行 政 係 長	田 中 圭
財 政 係 長	杉 田 純 也		

○議事日程（第2号）

平成22年6月10日（木） 午後1時30分開議

日程第1 議案第39号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第2号）から

議案第57号 請負契約の締結について（地域交流センター（まち交）新築工事（建築））まで

承認第3号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第9号））から

承認第17号 専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第1号））まで

請願第11号から請願第15号まで

陳情第3号から陳情第4号まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

（採決）

○議事日程（追加第1号）

日程第1 議会議案第7号 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書から

議会議案第10号 発達障害やその他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデイジー版教科書の普及促進を求める意見書まで

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 30 分

＜開 議＞

○議長【谷口正一君】 ただいまの出席議員は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

＜会議時間の延長＞

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜議案等上程＞

○議長【谷口正一君】 日程第 1 議案第 39 号から議案第 57 号まで、承認第 3 号から承認第 17 号まで、請願第 11 号から請願第 15 号までならびに陳情第 3 号および陳情第 4 号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○議長【谷口正一君】 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

多賀吉一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 多賀吉一君 登壇〕

○総務常任委員長【多賀吉一君】 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第 39 号 平成 22 年度津幡町一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第 1 款 議会費 第 1 項 議会費

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 8 項 防災費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第 2 表 地方債補正

については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第 45 号 津幡町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 46 号 津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 47 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 48 号 津幡町税条例の一部を改正する条例について

議案第 49 号 津幡町職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第 50 号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について

以上、6 件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第 3 号 専決処分の報告について（平成 21 年度津幡町一般会計補正予算（第 9 号））

承認第 4 号 専決処分の報告について（平成 21 年度津幡町一般会計補正予算（第 10 号））

承認第 13 号 専決処分の報告について（平成 21 年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号））

承認第 15 号 専決処分の報告について（津幡町税条例の一部を改正する条例について）

承認第 17 号 専決処分の報告について（平成 22 年度津幡町一般会計補正予算（第 1 号））

以上、5 件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

次に、請願第 11 号 津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願については、賛成少数

により、不採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものがあります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 道下政博文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 道下政博君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【道下政博君】 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第39号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第3款	民生費	第1項	社会福祉費
		第2項	児童福祉費
第4款	衛生費	第1項	保健衛生費
第10款	教育費	第2項	小学校費
		第3項	中学校費
		第5項	社会教育費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第40号 平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第43号 平成22年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第51号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について

議案第52号 津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例について

以上、2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第56号 請負契約の締結について（津幡北部地区放課後児童交流施設建設工事（まち交））

議案第57号 請負契約の締結について（地域交流センター（まち交）新築工事（建築））

以上、2件の請負契約の締結については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第4号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

承認第5号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

承認第6号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第3号））

承認第7号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町老人保健特別会計補正予算（第2号））

承認第8号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））

承認第9号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））

承認第16号 専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

以上、7件の専決処分の報告については、いずれも全会一致をもって承認することにいたしました。

次に、請願第12号 「国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書」を提出することを求める請願

請願第14号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書の提出を求める請願

請願第15号 発達障害や、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデジ教科書の普及促進を求める意見書の提出を求める請願

以上、3件の請願については、全会一致をもって採択いたしました。

次に、陳情第3号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情第4号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書

以上、2件の陳情については、さらに調査、検討の必要性から、継続審査といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 向 正則産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 向 正則君 登壇〕

○産業建設常任委員長【向 正則君】 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、上下水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第39号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 林業費

第7款 商工費 第1項 商工費

第8款 土木費 第1項 土木管理費

第2項 道路橋梁費

第3項 河川費

第4項 都市計画費

第11款 災害復旧費

第1項 公共土木施設災害復旧費

以上、一般会計補正予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第41号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第44号 平成22年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第53号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第54号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第55号 町道路線の廃止については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、承認第4号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第10号））

承認第10号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））

承認第11号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））

承認第12号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））

承認第14号 専決処分の報告について（平成21年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号））

以上、5件の専決処分の報告については、いずれも全会一致で承認することにいたしました。

次に、請願第13号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、6番 塩谷」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 6番 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 私は、議案第39号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第2号）の一部について、また、議案第48号 津幡町税条例の一部を改正する条例の一部について反対討論をします。

また、請願第11号、第12号については、賛成討論をします。

初めに、議案第39号の一般会計補正予算についてです。第8款第2項第3目の道路新設改良費、町道庄能瀬線道路改良事業費として、1,050万円の補正が組まれています。

現在、森林公園能瀬口から上ってきた道と合流するところまで舗装されており、後、法面の工事を残すところとなっていますが、これまでの工事に約11億円が使われています。

さらに、この道は河北縦断道路につなぐために計画された道ですので、工事はまだ、このまま続ければ、倍の距離をつくらねばならず、全体事業費の15億は軽く超えると思います。

ことしの計画としては、英田郵便局の横から河北縦断道路に至る道をつくるための測量調査設計委託料として1,000万円を使う予定となっております。補正はこれで終わりではなく、今後も、工事設計とか、土地の買収費とか、工事費として、それに補正を重ねることになるのではないかと思います。

地図で確かめてみても、加茂ジャンクションを通過して清水丘陵線に行くのと、この庄能瀬線を通過して行くのとでは、車で行くわけですからそんなに大きな時間の差はありません。また、この庄能瀬線の冬場の道路管理をどうするかという問題も起こってくると思います。

津幡町が財政的に厳しいということは、自明のことです。こういう時期に不要不急のものをつくるということは、決して好ましいことではありません。

特に不急という意味では、今つくらねばならない道路だというものではないはずです。

一昔前は道路づくりなどの公共事業などもあったと思いますが、今は公共事業といたしましても、その後の雇用を生み出すものとして、福祉とか環境分野の事業をふやそうとしているところだと思います。

本年度、この道路をつくれば、必ずここまでつくってきたのだから、今できている道と本年度の道をつなげようということになり、来年度以降も大きな投資をすることになります。

今、北部公園づくりもまちづくり交付金が終わったことにより、さらに今後、どんな財源を使うか検討されている最中だと思います。

今できている庄能瀬線の法面を緑で覆うという事業でさえ、ことし2,700万円の地方債を使おうとしているわけですから、道路をつくるという事業は実に多くの財源を必要とするものだ

と思います。

厳しい財政を考えると、庄能瀬線は、森林公園へ入る加茂口ができたという今の時点で終わらせるべきだと思いますので、この補正予算には反対します。

次に、議案第48号の税条例の一部改正については、3番目になると思いますが、「非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例」について反対します。

100万円以内の小口の株取引についての利益については非課税とするというものですが、働かずして得た所得に対して税金がかからないという仕組みを認めることはできません。

証券取引で世界的な経済の混乱を引き起こしたことは、まだ記憶に新しいところです。諸外国では、株取引に対する規制がかけられてきているところなのに、日本ではなかなかそういう規制が行われてこないというところも問題点だと思います。

したがって、この条例改正には反対をします。

次に、請願についてです。津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願についての賛成意見です。

平成19年3月議会だったと思いますが、この政治倫理条例が長い間検討され、この議会に上程されましたが、一票差で廃案になったということを、とても残念な思いで見えていたということを思い出します。津幡町の議会でも、これだけ真剣に検討されていたことは、素晴らしいことだと思います。

私も、いくつかの自治体の議会議員政治倫理条例をインターネットで調べてみました。会津若松市、倉吉市、豊川市、高槻市、かほく市、内灘町、東京都北区など、出た順番に見たんですが、自治体によってかなり差があるものだなと思いました。議員としての政治倫理をどのように考えるのかということについてはそんなに大きな差はないと思いますが、市民がどのように参加できるかという点ではやはり大きな差

があると思いました。例えば、政治倫理審査会の構成員が、議員だけのものから市民も参加するものまであります。

会津若松市の議会議員政治倫理条例で感心したのは、その第1条で「市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤を作り」という文言が入っているということです。

私が、いろいろな条例を見て思ったことは、議員政治倫理条例をつくり上げていく過程が、より重要なのではないかと。議員がお互いに活動について話し合う中で、市民の目から見た議員のあり方、あるいは、議会について認識を深めることができるのではないかと思います。私が、これを調べるまでイメージしていた議員政治倫理条例よりも深いものが、各地でつくられていることに感心しました。

議員さんの中には、4年ごとに選挙があるから、わざわざこういうものをつくらなくてもいいのではないかとのお考えの方もいるやに伺いましたが、例えば、議員の不適切な活動があったとき、選挙まで待たなければならなかったり、あるいは、その活動について説明を求めたりすることができないのは、市民としては不本意なのではないかというふうにも考えました。

津幡町でも、ぜひ、この条例づくりには取り組むべきことではないかと思います。

次に、第12号 国民健康保険にかかわる国庫負担の見直し増額を求める意見書を提出するという請願です。これにつきましては、3日の一般質問で国保税の問題点を述べ、国庫負担の見直し、増額を国に求めてほしいと、町長にも要望いたしました。町長は関係機関へ伝えたい旨を答弁され、大変心強く思った次第です。

この請願要旨にもありますように、国保料が高くなったのは、国庫負担がかかった医療費の45パーセントから保険給付費の50パーセントとなったことで、かかった医療費の38パーセント

にまで引き下げられたということにあります。

議会としても、ぜひ請願が採択されるようにお願いしたいと思います。

最後になりますが、議案第56号、57号の請負契約の締結についてですが、全国的に下請の業者の労賃が下がらないように求める議会も聞いております。津幡町でも労賃が下がらないように、特に下請の方の労賃が下がらないようにということを十分に監督していただくように要望いたしまして、私の討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

〔「議長、2番 中村」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 2番 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 2番、中村一子です。

私は、請願第11号 津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願について賛成の立場で討論いたします。

この請願の要旨についてですが、政治の透明、公正を確保するために、政治倫理条例の制定を求めるというものです。

その理由には、政治倫理条例を制定する自治体が、この石川県でもふえている。政治の不正腐敗の発生を予防する制度であり、金沢市の要綱を初め、七尾市、白山市、能美市、かほく市、野々市町、内灘町、能登町、穴水町、志賀町、能登町が現在、条例を制定しています。政治の透明、公正を確保し、町民との信頼関係をさらに築くために、政治倫理条例の制定を求めるというものです。

今から約4年半前、2005年の12月議会に、津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願が提出されました。そして、継続審査となりました。翌年の2006年3月の議会で、この請願は採択され、この採択を受けて津幡町議会議員政治倫理条例案が作成されました。そして、2007年の3月に議会議案第3号として採決が取られました。採決の結果は、さきほど塩谷議員が言っておられましたけれども、起立者8人、不起立者8人と賛成、反対が同数となり、議長が不

採択と裁決し、この条例は制定されませんでした。

今、また、同じ件名で請願が議会に提出されました。請願第11号 津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願です。

ここでまず最初に訴えたいのは、同じ件名の請願ではあるけれど、その中身には違いがあるということです。

そこで、政治倫理条例の目的とは何かについてお話しします。

2007年、津幡町の3月定例会で不採択となった条例に書かれている政治倫理条例の目的を読みますと「第1条 この条例は、町民の厳粛な信託を受け、町民全体の奉仕者であることを認識し、常に政治倫理に徹し、誠実かつ公正に議員活動に取り組むことを目的とする」と書かれております。大切な目的の一つである政治倫理基準についてもしっかりと書かれております。政治倫理基準というのは、例えばどういうものかといいますと、議員がその地位や地位を利用して金品の授受、受け渡しをすることを禁止する。あるいは、公共工事の請負等の口利き、斡旋をしないこと。あるいは、職員の採用、昇進の推薦をしないこと。あるいは、職員の職務執行への不当介入をしないこと。あるいは、政治・道義的批判のある企業献金の受領の禁止。ほかにも、議員本人だけでなく、親族など関係会社の請負等の辞退をすることなどさまざまです。どういう政治倫理基準を採用するかということは、各議会の政治倫理条例によって異なっております。

さて、この不採択となりました津幡町に提出された2007年のその条例をさらに読み進めていきますと、第5条、6条に調査請求権というものが出てきます。

この調査請求権の中身を見ますと、第5条は、議員に調査請求権が認められています。6条を見ますと「町議会議員政治倫理審査会を設置する」と書かれております。そして、その審査会

の委員は、議員の内から議長が指名するという
ことになっています。つまり、当時の津幡町議
会議員政治倫理条例は、議員が議員みずからを
審査するという条例になっているのではないかと
解釈できます。ここには町民からの請求権が
見当たりません。町民の権利がないということ、
そのことに、重要なことに、私は気づきました。

さきほど、塩谷議員がほかにどんな条例があ
るのか、ほかの議会はどうな条例をつくってい
るのかということを調べたということで、会津
若松市議会の政治倫理条例を例に挙げておりま
した。私も、この条例は調べ進めて、読み進め
ていくところに、やっぱりいい条例だなという
思いを持ちました。

なぜなら、その最初に、まず「議員と市民と
の信頼関係を築く基盤として、条例を制定す
る」とあります。そして、その目的は、政治倫
理基準にももちろん触れておりますが、それに
加えて「市民が議会活動について説明を求める
機会を保障することにより、議員が市民から信
頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市
政の発展に寄与することを目的とする」とあり
ます。市民が、議員活動について説明を求める
機会を保障するというのが条例の重要な目的
であると、会津若松市議会の政治倫理条例には、
はっきりと書かれています。

政治倫理条例に詳しく、たくさんの本を書い
ていらっしゃる九州大学の名誉教授でもありま
す齊藤文男さんによりますと「政治倫理条例は、
政治活動の透明化、公正化を図るための情報公
開制度であり、住民による監視、統制の制度で
あり、正当な政治活動を制限するものではない」
と言っています。

初めて日本に政治倫理条例が制定されたのは、
1983年大阪府堺市でした。収賄事件で有罪判決
が確定した市議がその座に居座り続けたので、
市民が辞職を求めて請願を出したにもかかわらず、
議会で握りつぶされて、それで市民が直接
請求をして制定された条例であると聞いていま

す。これ以来ですね、汚職事件をきっかけに、
その再発防止のために条例が制定されるケース
が多く見られるようになりました。

でも、今は違います。それだけのための条例
ではありません。政治活動に関して、透明化、
公正化を図る、住民に対する情報公開制度とし
てのその役割、その目的が大切にされてきたと
いうことだと思います。

新たに議員政治倫理条例をつくらずとも、既
存の法律があるのではないかと。あるだろう。そ
ういう意見もあります。

しかし、現行法制ではカバーできない、不正
な政治活動を抑止するためにも、議員の権限だ
けでなく、その地位による影響力を不正に行使
して私利私欲を図ることを禁ずるための役割を
も、この政治倫理条例は担うのではないかと思
います。

また、政治倫理条例は、みずからの心にある
ものだ。それでいいのではないかという意見も
あります。良心によってみずからを律する個人
倫理。しかし、この政治倫理条例は、政治の腐
敗、不正を防止するための制度でもあります。

どうか、この請願、政治倫理条例の制定を求
める請願について採択されるよう望むものです。

最後になりますが、これは私ごとの話なんで
すけれども、私が議員に当選しまして、しばら
くしてから、肉親がですね、私に言うんです。

「いつ、議会議員をやめるのか」って。それで、
私は最初意味が分からなかったのに、

〔「討論になつとらん」と呼ぶ者あり〕

聞いてください。次回の……。

〔「討論でないですよ」と呼ぶ者あり〕

討論です。次回の、次回の……。

〔議席から発言あり〕

聞いてください。

「次回の選挙で当選したら議員になれるけど、
落選したら議員をやめるしかない」というよう
なことを言いました。そうすると、さらに「い
つ議員をやめるのか」と聞きました。

私は、その肉親が、私が議員になることに反対してるのかなと思ったことがあります。

しかし、今から思えば、その質問はいつおまえは議員をやめるのか。この質問は、もし、おまえが政治倫理条例に反したとき、もしくは、政治倫理に反することをしたとき、それがあなたのやめるときだよ。そういう意味で言われたのではないかと思っております。

どうか、この重要な政治倫理条例の制定を求める請願をぜひ採択していただきたく思うもので、よろしく願いいたします。

これで、私の賛成討論を終わります。

以上です。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。
ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議案第39号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。
お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15名 不起立者2名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号から議案第47号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第47号までは、

いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。
お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16名 不起立者1名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号から議案第55号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第55号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。
お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。
お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

次に、承認第3号から承認第17号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも承認とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、承認第3号から承認第17号までは、いずれも承認されました。

次に、請願第11号 津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第11号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3名 不起立者14名〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第11号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第12号 「国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書」を提出することを求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、請願第12号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第13号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書の提出を求める請願を採決い

たします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第13号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15名 不起立者2名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、請願第13号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第14号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第14号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、請願第14号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第15号 発達障害や、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデイジー教科書の普及促進を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第15号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、請願第15号は、採択とすることに決しました。

次に、陳情第3号および陳情第4号につきましては、閉会中も継続して審査する旨の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

委員会の申し出のとおり、閉会中も継続して審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号および陳情第4号については、閉会中も継続して審査することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

〔休憩〕午後2時16分

〔再開〕午後2時17分

○議長【谷口正一君】 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします

さきほどの請願第12号から請願第15号までの採択に伴い、議会議案第7号から議会議案第10号までを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第7号から議会議案第10号までを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 追加日程第1 長谷川恵子議員ほか2名提出の議会議案第7号 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書、角井外喜雄議員ほか2名提出の議会議案第8号 未就職新卒者の支援策実施を求める意見書、酒井義光議員ほか2名提出の議会議案第9号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書、道下政博議員ほか2名提出の議会議案第10号 発達障害やその他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアダイジェスト版教科書の普及促進を求める意見書を一括して議題といたします。

<趣旨説明の省略>

○議長【谷口正一君】 お諮りいたします。

以上の議会議案4件につきましては、津幡町議会会議規則第39条第3項の規定により、提案者の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、以上の議会議案4件については、提案者の説明を省略することに決定いたしました。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第7号 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議会議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第8号 未就職新卒者の支援

策実施を求める意見書を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16名 不起立者1名〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議会議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第9号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議会議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第10号 発達障害やその他の文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデイジー版教科書の普及促進を求める意見書を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、議会議案第10号は、原案のとおり可決されました。

以上、今議会で可決されました議会議案第7号から議会議案第10号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

ついてを議題といたします。

総務常任委員会を初めとする3常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決しました。

<閉議・閉会>

○議長【谷口正一君】 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成22年第3回津幡町議会定例会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

午後4時23分

<閉会中の継続調査>

○議長【谷口正一君】 日程第2 各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査に

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 谷口 正一

署名議員 道下 政博

署名議員 鈴木 準一

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査結果表	6
1. 閉会中の継続審査申出書	10
1. 閉会中の継続調査申出書	11
1. 請 願	15
1. 陳 情	20

平成 22 年第 3 回津幡町議会定例会一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	9 番 道下 政博	1 津幡町で木曾義仲と巴御前のNHK大河ドラマ誘致推進の 近県サミットの開催を	町 長
		2 屋内温水プール構想の内容について問う	町 長
		3 赤ちゃんの駅の設置推進を	町 長
		4 孤独死に対する町の対策は	町 長
		5 図書館の「法情報検索マップ」の作成を	教 育 部 長
		6 防災行政無線の導入の考えは	総 務 部 長
2	4 番 角井外喜雄	1 町長の目指すまちづくりを問う	町 長
		2 公共施設使用料の受益者負担を	町 長
3	3 番 森山 時夫	1 河川にかかる橋梁について	産業建設部長
		2 農耕車限定大型特殊免許特別研修について	町 長
4	1 番 荒井 克	1 津幡町青年団協議会の活性化について	町 長
		2 現在の津幡町青年団協議会の状況について	生涯教育課長
		3 津幡丘陵公園について	町 長
		4 有害鳥獣対策について	産業経済課長
5	11 番 南田 孝是	1 近隣自治体との職員派遣交流を	町 長
		2 フォトコンテストでまちおこしを	町 長
6	6 番 塩谷 道子	1 町長の施設建設に関する公約について	町 長
		2 介護用品支給サービスの適用範囲拡大について	健康福祉課長
		3 国民健康保険税について	町 長
		4 (仮称) ボートピア津幡誘致に対する地元合意について	町 長
		5 津幡町役場玄関広場に建てられている「平和都市宣言」の 碑の整備について	町 長
7	5 番 酒井 義光	1 道路網の活用は	町 長
		2 元県道の歩道整備を	町 長
		3 つばた Reco に缶プレス機の導入を	町民福祉部長
8	2 番 中村 一子	1 「温水プール」構想の財源等について	町 長
		2 無料巡回バス（福祉巡回バス）運行の提案	町 長
		3 公営ギャンブル場「(仮称) ボートピア津幡」について (説明会開催、新協定、環境委員会の人選、工事施工者等について)	町 長
		4 公営ギャンブル場「(仮称) ボートピア津幡」について (舟橋区の同意は民主的なプロセスを踏んだのか)	町 長
		5 公営ギャンブル場「(仮称) ボートピア津幡」について (舟橋区の同意だけでいいのか)	町 長

平成22年6月10日

津幡町議会議長 谷 口 正 一 様

提出者 津幡町議会議員 長谷川 恵 子
賛成者 津幡町議会議員 酒 井 義 光
同 津幡町議会議員 河 上 孝 夫

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書

国民健康保険は、1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者がふえ、さらに失業者や非正規雇用者の加入などもふえているため、国民健康保険は事実上、低所得者でほかの医療保険に入れない人々の医療保険となっている。ところが、加入者の所得は低下しているにもかかわらず、年々保険料が上がり、支払いが困難になっている世帯がふえている。

国民健康保険には、被用者保険の事業者負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めている。保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響している。

1984年まではかかった医療費の45%が国庫負担であったものが、38.5%に引き下げられた。さらに、市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止され、その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では30%に減少している。

よって、政府におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 10 日

津幡町議会議長 谷 口 正 一 様

提出者	津幡町議会議員	角 井 外喜雄
賛成者	津幡町議会議員	塩 谷 道 子
同	津幡町議会議員	南 田 孝 是

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

平成21年度大学等卒業予定者の就職内定率は、今年2月1日時点で80%となり、前年同期比6.3%減で過去最低となった。社会人として第一歩を踏み出すときに職業につけないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態である。

こうした中で、大企業を中心にした「新卒優先雇用」の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な「新卒」の立場を続けるために、あえて留年する「希望留年者」を生み出している。今春、就職未定の新卒者は大学・高校卒などで約20万人とも推計されているが、この推計には希望留年者は含まれていないため、「未就職新卒者」は実質的に20万人以上に上ると見られる。

また、景気低迷が続く中で大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方で、中小企業は採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足しているといった、雇用のミスマッチ（不適合）解消も喫緊の課題といえる。

若者の厳しい雇用情勢に対応するため、速やかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略をはじめ、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきである。

よって、政府におかれては、未就職新卒者の支援策を早急に実施するため、下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 大企業を中心とした「新卒優先採用」という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、卒業後3年間は「新卒」扱いにするなどの指導をすること。
 - 2 大企業志向を強める学生と人材不足の中小企業を結びつけるための情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設するなど、雇用のミスマッチを解消すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月10日

津幡町議会議長 谷 口 正 一 様

提出者 津幡町議会議員 酒 井 義 光
賛成者 津幡町議会議員 荒 井 克
同 津幡町議会議員 中 田 健 二

小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書

今年3月13日未明に発生した札幌市の認知症グループホームの火災は、入居者7名が亡くなるという大変悲惨な結果となった。

以前にも平成18年に長崎県大村市、平成21年には群馬県渋川市で、同様の火災により多くの犠牲者を出した。

政府は、平成18年長崎県大村市での火災を受け、平成19年6月に消防法施行令を一部改正し、認知症グループホームにおける防火体制の強化を図った。平成21年度からは、厚生労働省も小規模福祉施設スプリンクラー整備事業でスプリンクラーを設置する施設に対し交付金措置を行うなど、対策を進めてきた。

しかし、今回の札幌で火災が起こった施設は、スプリンクラー設置基準である275㎡以下の施設であり、こうした小規模施設がこれからも増加する傾向にある。

よって、政府におかれては、防火体制の強化に向け、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 275㎡以下の施設も含め、すべてのグループホームにスプリンクラーの設置を義務化するとともに、交付金等による国の支援を拡充すること。
- 2 小規模グループホームにおける人員配置基準を拡充するとともに、介護報酬の引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月10日

津幡町議会議長 谷 口 正 一 様

提出者 津幡町議会議員 道 下 政 博
賛成者 津幡町議会議員 長谷川 恵 子
同 津幡町議会議員 河 上 孝 夫

発達障害やその他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディア
デュー版教科書の普及促進を求める意見書

上記の議案を次のとおり、津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1
項及び第2項の規定により提出する。

発達障害やその他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディア
デュー版教科書の普及促進を求める意見書

平成20年9月に障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法
律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行された。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年9月から財団法人日本障害者リハビリテー
ション協会（リハ協）がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像
を使用し、デジタル化対応することでテキストに音声シンクロ（同期）させて読むことを可能
にした「マルチメディアデュー版教科書」（デュー教科書）の提供を始めた。また、文部科
学省において、平成21年度からデュー教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材のあり
方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されている。

現在、デュー教科書は、上記のとおり文部科学省の調査研究事業の対象となっているが、そ
の調査研究段階であるにもかかわらず、平成21年12月現在で約300人の児童生徒に活用され、保
護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デュー教科書の普及推進への期
待が大変高まっている。

しかし、デュー教科書は教科書無償給付の対象となっていないことに加え、その製作には多
大な時間と費用を要し、さらに、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望
に十分にこたえられない状況にあり、実際にリハ協が平成21年度にデジタル化対応したデュー
教科書は小中学生用教科書全体の約4分の1にとどまっている。

このような現状を踏まえると、まず教科用特定図書等の普及促進のための予算のさらなる拡充
が求められるところだが、平成21年度の同予算1億7,200万円に対し、平成22年度は1億5,600万
円と縮減されており、これらの普及促進への取り組みは不十分であると言わざるを得ない。

よって、政府におかれては、必要とする児童生徒、担当教員等にデュー教科書を安定して配
布、提供できるよう、その普及促進のための体制整備及び必要な予算措置を講ずるよう強く要望
する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年第 3 回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

総務常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第39号	平成22年度津幡町一般会計補正予算（第2号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第1款 議会費 第1項 議会費 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第8項 防災費 第9款 消防費 第1項 消防費 第2表 地方債補正	原案可決
議案第45号	津幡町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第46号	津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第47号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第48号	津幡町税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第49号	津幡町職員定数条例の一部を改正する条例について	〃
議案第50号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について	〃
承認第3号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第9号））	承認
承認第4号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第10号））	〃
承認第13号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号））	〃
承認第15号	専決処分の報告について（津幡町税条例の一部を改正する条例について）	〃
承認第17号	専決処分の報告について（平成22年度津幡町一般会計補正予算（第1号））	〃
請願第11号	津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願	不採択

平成22年第3回津幡町議会定例会
常任委員会議案審査結果表
文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第39号	平成22年度津幡町一般会計補正予算（第2号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第10款 教育費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第5項 社会教育費	原案可決
議案第40号	平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第43号	平成22年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第1号）	〃
議案第51号	津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第52号	津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第56号	請負契約の締結について（津幡北部地区放課後児童交流施設建設工事（まち交））	〃
議案第57号	請負契約の締結について（地域交流センター（まち交）新築工事（建築））	〃
承認第4号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第10号））	承認
承認第5号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））	〃
承認第6号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第3号））	〃
承認第7号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町老人保健特別会計補正予算（第2号））	〃
承認第8号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））	〃
承認第9号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第5号））	〃
承認第16号	専決処分の報告について（津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）	〃
請願第12号	「国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書」を提出することを求める請願	採 択

議案番号	件 名	議決結果
請願第14号	小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書の提出を求める 請願	〃
請願第15号	発達障害や、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のための マルチメディアデイジー教科書の普及促進を求める意見書の提出を 求める請願	採 択
陳情第3号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書	継続審査
陳情第4号	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書	〃

平成22年第3回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決結果
議案第39号	平成22年度津幡町一般会計補正予算（第2号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第6款 農林水産業費 第1項 農業費 第2項 林業費 第7款 商工費 第1項 商工費 第8款 土木費 第1項 土木管理費 第2項 道路橋梁費 第3項 河川費 第4項 都市計画費 第11款 災害復旧費 第1項 公共土木施設災害復旧費	原案可決
議案第41号	平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第42号	平成22年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第44号	平成22年度津幡町水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案第53号	津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について	〃
議案第54号	町道路線の認定について	〃
議案第55号	町道路線の廃止について	〃
承認第4号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町一般会計補正予算（第10号））	承認
承認第10号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））	〃
承認第11号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））	〃
承認第12号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））	〃
承認第14号	専決処分の報告について（平成21年度津幡町水道事業会計補正予算（第3号））	〃
請願第13号	未就職新卒者の支援策実施を求める意見書の提出を求める請願	採 択

津 議 発 第 8 6 号

平成22年6月4日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

文教福祉常任委員会

委員長 道 下 政 博

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお審査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 陳情第3号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書
2. 陳情第4号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書

理由

1. 要旨について、さらに調査、検討が必要なため

津 議 発 第 9 5 号

平成22年6月10日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

総務常任委員会

委員長 多 賀 吉 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津 議 発 第 9 6 号

平成22年6月10日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

文教福祉常任委員会

委員長 道 下 政 博

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

- 1. 学校教育・生涯学習に関する事項
- 1. スポーツ及び文化財に関する事項
- 1. 社会福祉・社会保障に関する事項
- 1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項
- 1. 医療に関する事項

津 議 発 第 9 7 号

平成22年6月10日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

産業建設常任委員会

委員長 向 正 則

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

- 1. 土木事業に関する事項
- 1. 開発事業・都市計画に関する事項
- 1. 農林業に関する事項
- 1. 商工業及び観光に関する事項
- 1. 上下水道事業に関する事項

津 議 発 第 9 8 号

平成22年6月10日

津幡町議会議長

谷 口 正 一 様

議会運営委員会

委員長 長谷川 恵 子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 議会の運営に関すること。

受理番号	請願第11号	受理年月日	平成22年 5 月21日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	津幡町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願				
請 願 者 住所氏名	津幡町・市民グループ「風」世話人 津幡町字清水イ117 一丸靖子 津幡町字太田へ33-2 稲垣 巖 津幡町字舟橋そ23-3 井上 研一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 俊子 津幡町字庄リ28 黒田 英世 津幡町井上の荘1-49 桑江 はるみ 津幡町字潟端570-6 杉野 洋一郎 津幡町字横浜い88-1 問谷 元子 津幡町字緑が丘2-97 竹森 昭一 津幡町字津幡ケ21-17 中 西 敏子 津幡町字津幡ろ87 長 曾 孝子 津幡町字津幡ろ87 長 曾 正明 津幡町字能瀬ロ150 中 村 政利 津幡町字御門ろ19-3 平 野 昌枝 津幡町字清水ニ347-1 前 田 幸子 津幡町字清水ニ347-1 前 田 猛夫 津幡町字津幡ケ21-17 水 野 スウ 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗 田 眞知子 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗 田 良治 津幡町字潟端461-10 山 田 絵美子 津幡町字緑が丘1-146 山 田 健二 津幡町字吉倉ナ32 吉 本 律子	紹介議員	中 村 一 子		
【要旨】 政治の透明・公正を確保するために政治倫理条例の制定を求める。 【理由】 政治倫理条例を制定する自治体が増えている。この条例は、政治の不正・腐敗の発生を予防する制度であり、県内では、金沢市が要綱を七尾市・白山市・能美市・かほく市・野々市町・内灘町・中能登町・穴水町・志賀町・能登町が条例を制定している。政治の透明・公正を確保し、町民との信頼関係を更に築くために政治倫理条例の制定を求める。 以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第12号	受理年月日	平成22年 5 月21日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	「国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求める意見書」を提出することを求める請願				
請 願 者 住所氏名	津幡町字加賀爪ハ 61-29 渡 辺 伸			紹介議員	塩 谷 道 子
【請願要旨】 国民健康保険は、1958年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されました。 現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者が増え、さらに非正規雇用者の加入なども増えているため、国民健康保険は、事実上、低所得者で他の医療保険に入れない人々の医療保険となっています。ところが、加入者の所得は低下しているにもかかわらず、年々保険料が上がり、支払いが困難になっている世帯が増えています。 国民健康保険には、被用者保険の事業者負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めています。保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響しています。1984年までは、「かかった医療費の45%」が国庫負担でしたが、それ以降は「保険給付費の50%」となりました。つまり、かかった医療費の38.5%に引き下げられたわけです。さらに、市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止されました。その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では30%に減っています。 よって、国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるよう要望いたします。 【請願事項】 1. 国民健康保険に対する国庫負担の見直し・増額を求めます。 地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願を提出いたします。					

受理番号	請願第13号	受理年月日	平成22年 5 月21日	付託委員会	産業建設常任委員会
件 名	未就職新卒者の支援策実施を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ 105-3 公明党津幡支部津幡地区員 池 田 邦 三		紹介議員	道 下 政 博	
【要旨・理由】 平成21年度大学等卒業予定者の就職内定率は、今年 2 月 1 日時点で80%となり、前年同期比 6.3%減で過去最低となりました。社会人として第一歩を踏み出す時に職業に就けないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。 こうした中で、大企業を中心にした「新卒優先採用」の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な「新卒」の立場を続けるために敢えて留年する「希望留年者」を生み出しています。今春、就職未定の新卒者は大学・高校卒などで約20万人とも推計されていますが、この推計には希望留年者は含まれていないため、“未就職新卒者”は実質的に20万人以上に上るとみられます。 また、景気低迷が続く中で大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方で、中小企業は採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足している——といった雇用のミスマッチ（不適合）解消も喫緊の課題といえます。 若者の厳しい雇用情勢に対応するため、すみやかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略をはじめ、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきです。特に、未就職新卒者の支援策を早急に実施するよう、政府に対して以下の項目を強く要請する意見書の提出を求めます。 記 1. 大企業を中心とした「新卒優先採用」という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、卒業後 3 年間は『新卒』扱いにするなど、企業、大学の間で新しいルールを策定すること。 2. 大企業志向を強める学生と人材不足の中小企業を結び付けるための情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設するなど、雇用のミスマッチを解消すること。 以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第14号	受理年月日	平成22年 5 月21日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ 105-3 公明党津幡支部津幡地区員 池 田 邦 三		紹介議員	道 下 政 博	
【要旨・理由】 今年 3 月13日未明に発生した札幌市の認知症グループホームの火災は、入居者 7 名が亡くなるという大変悲惨な結果となりました。 以前にも平成18年に長崎県大村市、平成21年には群馬県渋川市で、同様の火災により多くの犠牲者を出しました。 政府は、平成18年長崎県大村市での火災を受け、平成19年 6 月に消防法施行令を一部改正し、認知症グループホームにおける防火体制の強化を図りました。平成21年度からは、厚生労働省も「小規模福祉施設スプリンクラー整備事業」でスプリンクラーを設置する施設に対し交付金措置を行うなど、対策を進めてきました。 しかし、今回札幌で火災が起こった施設は、スプリンクラー設置基準である275㎡以下の施設であり、こうした小規模施設がこれからも増加する傾向にあることから、防火体制の強化に向けて以下の点を政府に要望する意見書の提出を求めます。 記 1. 275㎡以下の施設も含め、全てのグループホームにスプリンクラーの設置を義務化するとともに、交付金等による国の支援を拡充すること 2. 小規模グループホームにおける人員配置基準を拡充するとともに、介護報酬の引き上げを図ること 以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。					

受理番号	請願第15号	受理年月日	平成22年 5 月21日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	発達障害や、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデイジー教科書の普及促進を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ 105-3 公明党津幡支部津幡地区員 池 田 邦 三			紹介議員	道 下 政 博

【要旨・理由】

平成20年 9 月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年 9 月より、(財)日本障害者リハビリテーション協会（リハ協）がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することで、テキスト文字に音声をシンクロ（同期）させて読むことを可能にした「マルチメディアデイジー版教科書」（デイジー教科書）の提供を始めました。また文部科学省において、平成21年度より、デイジー教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材の在り方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されております。

現在、デイジー教科書は、上記のとおり文部科学省の調査研究事業の対象となっておりますが、その調査研究段階であるにもかかわらず、平成21年12月現在で約300人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デイジー教科書の普及推進への期待が大変に高まっております。

しかし、デイジー教科書は教科書無償給付の対象となっていないことに加えて、その製作は、多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分に答えられない状況にあり、実際にリハ協が平成21年度にデジタル化対応したデイジー教科書は小中学生用教科書全体の約 4 分の 1 に留まっております。

このような現状を踏まえると、まず教科用特定図書等の普及促進のための予算の更なる拡充が求められるところですが、平成21年度の同予算が1.72億円に対し、平成22年度は1.56億円と縮減されており、これらの普及促進への取り組みは不十分であると言わざるを得ません。

よって、政府及び文部科学省に、必要とする児童生徒、担当教員等にデイジー教科書を安定して配布・提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講ずることを要望する意見書の提出を求め、地方自治法第124条の規定によって請願します。

受理番号	陳情第3号	受理年月日	平成22年5月20日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	子ども手当の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書				
陳情者 住所氏名	石川県金沢市京町 1-16 日本の子供の未来を・守る会 石川支部 榊 田 桂 子				
【陳情の要旨】					
平成22年3月26日に国会で成立した子ども手当は、満額であれば防衛費を超える巨額の支給を要します。今の赤字財政の状況では支給の為にすべて国債に依存することになります。いわば子や孫の世代にお金を借りて今の親を支援するという他に他ならず、このまま恒久的政策として続けていけば、国の財政は完全に破綻してしまいます。 また、受給対象者に「日本国籍を有する者」という文言が無いのも問題でして、このままでは、日本を危うくしてしまいます。 子ども手当は、私たちの子どもたちや孫たちの利益を考えて、廃止されることを求めます。 津幡町議会におかれましては、国及び関係諸機関に対して、子ども手当の廃止を求める意見書の提出をお願い致します。					
【陳情理由】					
(一) 子ども手当の政策目的が全く不明確です。例えば、少子化対策を考えるなら第2子、第3子への支援を強化すべきですし、子育てに対する経済的支援なら、所得の低い家庭により手厚い支援をすべきであり、子どもの給食費や医療費の無料化、保育サービスや幼児教育の充実などの政策をとるべきです。子ども手当は、決して、少子化対策や子育て支援の為に有効な政策ではありません。 (二) 本当に子どもの将来のことを考えるなら、未来に希望や夢を持てる政策を取るべきです。例えば、芸術や研究分野などに大きな予算配分をすべきです。しかし、民主党政権は事業仕分けで、芸術や研究分野の予算を削っています。日本の夢や希望を削るようなものです。一方で、お金をばらまくだけの子ども手当を推進するとは、一体本当に真剣に子どもたちの未来のことを考えているのでしょうか。 (三) このような効果が不明瞭なバラマキ政策の為に、満額支給であれば防衛費を超える巨額の支出が必要となりますが、今のところ国に恒久的財源の目途が全くついていません。ということは、赤字財政の下、ほとんど国債に依存することになります。すなわち、子ども手当の支給は子どもたちの将来への負担つけ回しということに他ならず、言うならば「財政での児童虐待」というようなものです。 (四) また、子供手当は「所得制限」を無くした為に、今まで児童手当が支給されなかった高収入世帯にも支給されることになります。従来の児童手当の政策目的からもかなり後退しています。					

厳しい財政事情の下、財政破綻を回避する為に、このような子ども手当は廃止されるべきです。

- (五) 子ども手当の受給資格は、国籍を問わずにただ「日本国内に住所を有する」とあるだけです。ということは、日本国内に滞在する外国人には本国に子どもが居ようとも子ども手当が支給される一方、海外赴任中の日本人は、例えば日本国内に子どもが居ようが、子ども手当を受給することができません。普通の日本人として納得できることではありません。

海外には子どもが十人以上の家庭など数多くあります。日本の貨幣価値の差が大きい国に住む人ほど日本に出稼ぎに来る誘惑を持ちますでしょう。いずれにしましても、子ども手当目的の外国人の来日の例が増えますでしょう。

厚生労働省は、外国人に関しては、少なくとも年2回以上の本国の子どもたちとの面会をパスポートで確認することとしたり、4か月に1回送金証明書の添付を義務付けたりしておりますが、このような後で規制するようなことだけでは、子ども手当目的の外国人の来日を止めることはできません。

受給対象者を日本人に限定できなければ、日本を守る為に制度自体をなくすべきです。

- (六) 民主党政権は、参議院選挙前の6月に第1回目を支給しようとしています。この為、事務を担当する市町村には大変な負担となっています。加えて、母国に子供を残している外国人への支給については、市町村が公的証明書などによる確認手続きをすることになる為、市町村はより負担が増えています。さらには国が負担するとしてきた財政負担も地方に押し付けられています。このように、地方自治体に大きな負担をかける手当です。地方の負担を考えますと廃止されるべきです。

- (七) いずれにしましても、子育ては、一義的には家庭でなされるべきです。子ども手当支給の根本にある「子どもを社会全体で育てる」という考え方は、家庭における子育てというものの意義を軽視して、家族制度を破壊すると言って過言ではありません。子ども手当は、日本の家庭を守る為に廃止されるべきものです。

受理番号	陳情第4号	受理年月日	平成22年5月20日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出を求める陳情書				
陳情者 住所氏名	石川県金沢市京町 1-16 日本の子供の未来を・守る会 石川支部 梶田桂子				
【陳情の要旨】 包括的な人権擁護を目的としたいわゆる人権擁護法の成立に反対します。なぜなら、正当な市民の言動まで「差別的言動」として介入され規制されるかも知れないということにより、憲法第21条で保障された国民の表現の自由が侵される恐れがあるからです。 津幡町議会におかれましては、国及び関係諸機関に対して、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出をお願い致します。 【陳情理由】 (一) 人権侵害救済法で、差別や人権侵害があった、あるいはその恐れがあるという認識に基づいて、令状なしでの居宅への立ち入り調査、動産等の押収、留め置きが出来るという人権委員会というものが設置されることとなっています。 まず、差別、人権侵害の定義があいまいであり、恣意的な運用をされる危険性があります。 人権委員会が、被害者とされる人の申告による案件を、差別だ人権侵害だと断定すれば差別となり人権侵害となり罰則を課すことができる、というものですので、差別をしたとされる人の保護規定がないとするならば、市民の言動まで介入するこの法律により、逆に重大な人権侵害が起こされる危険性があります。 つまり、この法律の運用により、市民の正当な表現行為であっても差別であるとか人権侵害であると恣意的に認定される恐れがあり、そうなると規制され罰則を受けるということですので、国民の言論、表現の自由を抑圧することになりかねません。 すなわち、いわゆる人権侵害救済法は、表現の自由を保障した憲法第21条に抵触し違反するものであることは明白です。 (二) そもそも、国民が自らの良心に従って何か表現する際に、まずそれが法に触れるのではと考えなければいけないような社会は、委縮した社会であり、自由闊達な言論、表現を基盤とした近代国家の在り方に逆行するような社会です。この法律の運用により、そのような前近代的な社会の風潮を生み出し助長することになりかねません。 (三) また、人権委員会に差別、人権侵害の申し出があり、その申し出にあたるとみなされますと、人権委員会の強権が発動されることとなります。被害者とされる人からの申告だけで、誰の家でも令状なしで捜索し拘束する権限がある、というものですので、これ自体が大きな人権侵害を起こす危険性があります。そして、そのようなことを行う重大な権限を持った人権委員会を抑制する機関が無いことも、はなはだ問題です。					

まるで共産主義国にあってしかるべき制度を、自由な国日本に導入しようとするものです。

- (四) 不当な差別や人権侵害などは、健全な社会、健全な人間関係の下においては存在しないものです。それ故、私たちは、まず健全な社会、健全な人間関係を築くよう努力すべきです。どちらかといえば、教育政策や国民の社会活動などにより解決策を求めるべきでありまして、このようなことは罰則を課したり取り締まったりすることにそぐわず、無理に行えば社会に歪みを生じさせる働きをするだけです。